

令和3年12月 議会関係日程表

令和3年12月7日招集

月	日	曜日	区 分	摘 要
11	22	月		
	23	火		
	24	水		
	25	木		12:00 一般質問締切日
	26	金		9:30 議会運営委員会
	27	土		
	28	日		
	29	月		
	30	火	本 会 議	16:30 第2回臨時議会
12	1	水		
	2	木	本 会 議	13:00 第3回臨時議会（初議会）議会運営委員会
	3	金		
	4	土	休 日	
	5	日	休 日	
	6	月		
	7	火	本 会 議	9:30 12月定例会開会（議案の上程）
	8	水	休 会	
	9	木	本 会 議	13:30 一般質問
	10	金	本 会 議	9:00 一般質問
	11	土	休 日	
	12	日	休 日	
	13	月	休 会	
	14	火	委 員 会	9:30 総務経済常任委員会
	15	水	委 員 会	9:30 社会文教常任委員会
	16	木	休 会	
	17	金	休 会	
	18	土	休 日	
	19	日	休 日	
	20	月	休 会	
	21	火	本 会 議	9:30 議会再開（委員長報告・質疑・討論・採決・閉会）

会期15日間

第 1 号

(1 2 月 7 日)

議 事 日 程

令和3年12月 7日
午前 9時30分 開会
長 和 町 議 会 議 長

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第26号 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 報告第27号 指定管理委託監査報告
- 日程第 5 報告第28号 議員派遣報告
- 日程第 6 議案第75号 長和町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定について
(町長提出)
- 日程第 7 議案第76号 長和町公営住宅条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 日程第 8 議案第77号 長和町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 日程第 9 議案第78号 長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 日程第10 議案第79号 令和3年度長和町一般会計補正予算(第7号)について
(町長提出)
- 日程第11 議案第80号 令和3年度長和町一般会計補正予算(第8号)について
(町長提出)
- 日程第12 議案第81号 令和3年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)について
(町長提出)
- 日程第13 議案第82号 令和3年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
(町長提出)
- 日程第14 議案第83号 令和3年度長和町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
(町長提出)
- 日程第15 議案第84号 令和3年度長和町観光施設事業特別会計補正予算(第2号)に

ついて

(町長提出)

日程第 1 6 議案第 8 5 号 上田地域定住自立圏形成に関する協定の変更について

(町長提出)

日程第 1 7 委員会付託について

散 会

追 加 議 事 日 程（第 1 号の追加 1）

令和 3 年 1 2 月 7 日

長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 発議第 4 号 長和町議会改革検討特別委員会の設置について

（議員提出）

日程第 2 長和町議会改革検討特別委員会の委員の選任について

日程第 3 長和町議会改革検討特別委員会の正副委員長の互選結果について

令和3年長和町議会12月定例会（第1号）

令和3年12月7日 午前 9時30分開会

出席議員（10名）

1番	阿部由紀子	議員	2番	龍野一幸	議員
3番	荻野友一	議員	4番	佐藤恵一	議員
5番	田福光規	議員	6番	羽田公夫	議員
7番	原田恵召	議員	8番	小川純夫	議員
9番	渡辺久人	議員	10番	森田公明	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	羽田健一郎	君	副町長	高見沢高明	君
教育長	藤田仁史	君	総務課長	城内秀樹	君
企画財政課長	藤田健司	君	建設水道課長	龍野正広	君
こども・健康推進課長	長井剛	君	町民福祉課長	藤田孝	君
情報広報課長兼会計管理者	上野公一	君	産業振興課長	宮阪和幸	君
教育課長	中原良雄	君	文化財担当課長	大竹幸恵	君
総務課長補佐	小林義明	君	代表監査委員	丸山淳子	君

議会事務局出席者

事務局長	米沢正	君	議会事務局書記	牛山美智子	君
------	-----	---	---------	-------	---

◎開会の宣告

○議長（森田公明君） おはようございます。

定数、定刻、ともに至りましたので、令和3年12月長和町議会第4回定例会を開会いたします。
本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森田公明君） 日程第1 会議録署名議員の指名について、会議規則第127条の規定に基づき、議長において、2番、龍野一幸議員、7番、原田恵召議員の両議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（森田公明君） 続いて、日程第2 会期の決定についてお諮りいたします。

会期につきましては、12月2日開催の議会運営委員会において決定しておりますので、議会事務局より報告いたします。

米沢議会事務局長。

○事務局長（米沢 正君） おはようございます。それでは、議会の日程を申し上げます。

お手元の議案書1ページを御覧ください。

12月2日に開催されました議会運営委員会において会期が決定いたしました。

本日、12月定例会の開会となります。

一般質問についてでございますが、12月9日、3名の議員の方から一般質問がございます。

翌日、12月10日、5名の議員の方から一般質問がございます。

12月14日、総務経済常任委員会を、15日、社会文教常任委員会をそれぞれ開催いたします。

12月21日、議会再開、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会という運びになっております。

会期は15日間となりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（森田公明君） ただいまの報告のとおり、本定例会の会期を本日12月7日から12月21日までの15日間とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、本定例会の会期は本日12月7日から12月21日までの15日間と決定いたしました。

○議長（森田公明君） ここで報告いたします。

本定例会に提出された案件は、報告第26号から第28号までの報告案3件、議案第75号から議案第78号までの条例案4件、議案第79号から議案第84号までの令和3年度補正予算案6件、議案第85号 上田地域定住自立圏形成に関する協定の変更について1件、合計14件であります。これより会議に入ります。

◎日程第3 報告第26 例月出納検査結果報告

◎日程第4 報告第27 指定管理委託監査報告

○議長（森田公明君） 日程第3 報告第26号 例月出納検査結果報告から日程第4 報告第27号 指定管理委託監査報告までを一括して、丸山淳子代表監査委員から報告を求めます。

丸山代表監査委員。

○代表監査委員（丸山淳子君） おはようございます。丸山淳子と申します。このたび長和町監査委員に選任され、12月2日の初会議において同意をいただき、同日、羽田町長より任命されました。大変、身の引き締まる思いでございます。重責を担うこととなりますが、町の監査基準を遵守し、議会選出の小川監査委員のアドバイスを頂戴して職務を全うしたいと思います。

これから4年間、町の代表監査委員として携わらせていただきますが、議会の皆様の御指導、御協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、初めに、報告第26号 例月出納検査結果の報告をさせていただきます。

議案書3—1ページになりますが、よろしく願いいたします。

報告第26号

令和3年12月7日

長和町長 羽田健一郎様

長和町議会議長 森田公明様

長和町監査委員 丸山淳子

〃 小川純夫

例月出納検査結果報告（令和3年10月分）

例月出納検査結果、令和3年度10月分でございます。

令和3年11月25日、10月分の例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告するものでございます。

詳細につきましては、次のページ以降を御参照いただければと思います。

引き続きまして、報告第27号 指定管理委託監査結果の報告をさせていただきます。

令和3年12月7日

長和町長 羽田健一郎様

長和町議会議長 森田公明様

長和町監査委員 丸山淳子

指定管理委託監査報告

続きまして、報告第27号 指定管理委託監査結果の報告をさせていただきます。

令和3年10月26日に地方自治法第199条第7項の規定により、指定管理委託監査を実施いたしました。その結果について、地方自治法第199条第9項の規定により報告するものでございます。

詳細につきましては、指定管理委託監査報告書4-1ページ以降を御参照いただければと思います。

以上でございます。

○議長（森田公明君） 報告を終わります。

◎日程第5 報告第28 議員派遣報告

○議長（森田公明君） 次に、日程第5 報告第28 議員派遣結果について報告を行います。

議員派遣については、私から報告いたします。

お手元の議案書5-1ページから5-2ページに記載してありますとおり、9月29日に開催された令和3年度町村議会議員研修会に各議員が出席しております。内容につきましては、ここに記載のとおりであります。

御参加いただき大変御苦労さまでした。

報告を終わります。

◎日程第 6 議案第75号 長和町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定について

（町長提出）

◎日程第 7 議案第76号 長和町公営住宅条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

◎日程第 8 議案第77号 長和町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

◎日程第 9 議案第78号 長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

◎日程第10 議案第79号 令和3年度長和町一般会計補正予算（第7号）について

（町長提出）

◎日程第11 議案第80号 令和3年度長和町一般会計補正予算（第8号）について

(町長提出)

◎日程第12 議案第81号 令和3年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)について

(町長提出)

◎日程第13 議案第82号 令和3年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

(町長提出)

◎日程第14 議案第83号 令和3年度長和町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

(町長提出)

◎日程第15 議案第84号 令和3年度長和町観光施設事業特別会計補正予算(第2号)について

(町長提出)

◎日程第16 議案第85号 上田地域定住自立圏形成に関する協定の変更について

(町長提出)

○議長(森田公明君) 次に、日程第6 議案第75号 長和町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定についてから、日程第16 議案第85号 上田地域定住自立圏形成に関する協定の変更についてまでを一括して上程いたします。全議案について、町長より提案理由の説明を求めます。

羽田町長。

○町長(羽田健一郎君) 皆さん、おはようございます。師走に入り、何かと慌ただしい日々が続く中、本日ここに、議会12月定例会を招集いたしましたところ、議員全員の御出席を賜り開催できますことに厚く御礼を申し上げます。

さて、去る2日に招集いたしました長和町議会議員一般選挙後の初議会におきまして、森田議長、渡辺副議長をはじめ、それぞれの組織が構成され、議会の新体制がスタートをいたしました。与えられた任期4年間で町の発展のため、住民の幸せのために共に頑張りましょう。

私も初議会の招集挨拶で、先月の15日に初登庁をし、5期目のスタートを切ったことを報告をさせていただきました。

町民の皆様誰もが「しあわせ感」を実感できるように、8つの公約を掲げました。激甚化する気象災害や新型コロナウイルス感染症という非常事態の渦中、町民の皆様の「いのち」と「くらし」を守り、心穏やかな生活を目指すため、コロナ禍・災害に負けないまちづくりを公約の最初に据えさせていただきました。

災害や新型コロナウイルス感染症の感染防止は、一人で防げるものではありません。自然災害を減災する決め手となるものが自助・共助・公助であります。いざというときに備えて、地域が一体

となり、みんなで自助・共助・公助の連携の輪を広げ、災害に強いまちづくりを進めるため、議会の皆様、住民の皆様の御協力をお願いを申し上げます。

幸せの実感は、一人一人違うかもしれませんが、住み慣れた地域で夢を持ち、誇りに満ちた暮らしができるよう、「しあわせ長和町」を目指してまいります。

何年たとうが、長和町に対する思い、そこに住む人への思いは尽きるものではありません。初心に返り、長和町を新たな次元に押し上げるまちづくりを促進しますので、議員の皆様の御理解、御協力、御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、昨年から猛威を振るっておりました新型コロナウイルス感染症につきましては、皆様の御協力によりまして、ワクチン接種が進んだこともあり、次第に落ち着きつつあります。

町民の皆様をはじめ地域で感染防止対策に御協力をいただき、ワクチン接種には町民の8割を超える方が2回目の接種を済ませていただきました。

第5波と呼ばれる爆発的な感染拡大も何とか歯止めがかかり、現在は落ち着きつつあります。しかしながら、新たな変異株「オミクロン株」の出現により状況が変わるかもしれません。既に日本でも感染者が確認されている状況ですので、情報を常に収集し、感染状況を確認しながら対応をしてまいりたいと考えております。

今後は、第6波も懸念されることから、3回目の接種を見据え、感染防止の呼びかけを強化しつつ、生活を支え、経済の再生を図ることに努めてまいります。

それでは、12月定例議会に上程いたしました議案のうち、条例案件について御説明を申し上げます。

議案第75号 長和町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定については、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる新過疎法が施行され、その新過疎法の適用に伴う固定資産税の課税免除をするために、新たに条例を制定するのであります。

次に、議案第76号 長和町公営住宅条例の一部を改正する条例については、条例内で引用している法律名の改正により、引用している法律名を改めるものです。

次に、議案第77号 長和町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、産科医療保障制度が見直され、健康保険法施行令の一部が改正されたことを受け、出産一時金の金額を改めるものです。

次に、議案第78号 長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、国民健康保険法が改正され、未就学児に係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置がされることに伴い、当町の当該条例を改正するものであります。

続いて、補正予算について説明をさせていただきます。

最初に、議案第79号 令和3年度長和町一般会計補正予算（第7号）について御説明をさせていただきます。

国の閣議決定を受けての事業で、本年中に18歳未満の子供を対象に支給する新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に係る補正でございます。歳入歳出3,424万3,000円を増額し、総額を歳入歳出それぞれ64億154万8,000円とするものでございます。

続きまして、議案第80号 令和3年度長和町一般会計補正予算（第8号）について御説明をさせていただきます。

議会費におきましては、事務用備品購入による増額、総務管理費におきまして、企画費で、実績見込みによる減額と協力隊関係経費組替、交通安全対策一般経費では、施設修理による増額補正を計上をさせていただきました。

徴税费では、還付金利子及び割引料及び人件費を増額補正といたしました。

民生費におきまして、障がい者福祉費、老人福祉費などにおきまして、事業実績や補助事業の精算などによる補正を計上をさせていただきました。

衛生費、健康づくり費では、老人保健事業のほか、新型コロナウイルスワクチン接種に関する体制確保事業に係る職員人件費、3回目のワクチン接種に向けての補正を計上させていただきました。

塵芥処理費では、不法投棄の処分費などの増額補正を計上をさせていただきました。

農林水産業費において、農業費では、意向確認調査時の謝礼のほか、補助事業の精算に伴う補正を計上をさせていただきました。

林業費では、事業実績に伴うものや施設の修繕などに係る補正をそれぞれ計上をさせていただきました。

商工費におきまして、事業実績による補正、下諏訪町との共同事業、ふれあいの湯ポンプ入替工事などの補正を計上をさせていただきました。

消防費に関しましては、大会の中止に伴う精算や防火水槽設置事業延期の補正を計上をさせていただきました。

教育費におきましては、事業実績に伴うもののほか、中山道保存整備事業の延期、国際交流事業の事業内容変更などの補正を計上をさせていただきました。

災害復旧費では、8月豪雨災害に伴うもので、農業用施設におきましては、水路や頭首工の土砂撤去、林業施設におきましては、測量・設計及び元年災の事業先送り、土木施設災害復旧では、測量設計及び重機使用料、工事費につきまして、それぞれ補正予算を計上をさせていただきました。

歳入につきましては、分担金及び負担金では、配食サービスの利用者負担金と、汚泥再生処理施設の修繕等に係る青木村からの費用負担金、使用料では、コロナワクチンの接種会場施設使用料の補正をさせていただきました。

国庫支出金では、国庫負担金として実績見込みにより障がい者児補装具交付負担金や国庫補助金として新型コロナウイルスワクチン接種に関する補助などの補正を、災害復旧費補助金では、林業施設におきまして、事業の繰延べに伴う補正を計上をさせていただきました。

県支出金の県負担金並びに県補助金、委託金では、事業の実績見込みや確定により、障がい児補装具交付負担金、後期高齢者医療保険基盤安定負担金、福祉医療費補助、地域生活支援事業補助、災害時住民支えあいマップ作成促進事業、経営所得安定対策等推進事業及び機構集積支援事業など、それぞれ補正を計上をさせていただきました。

財産区繰入金におきましては、祭りの中止により、それぞれの財産区繰入金の減額、基金繰入金におきましては、事業の実施状況や確定などにより、財政調整基金繰入金、新町一体感醸成基金繰入金、国際交流基金繰入金、森林環境譲与税基金繰入金をそれぞれ補正計上をいたしました。

諸収入では、福祉企業センターの委託加工収入が見込みにより増額、雑入については、コロナウイルスによる渡英中止に伴い、助成金ほか補正を計上をいたしました。

町債につきましては、事業の確定や見込みにより、それぞれ補正予算を計上をさせていただきました。

繰入金におきましては、財政調整基金繰入金を増額する補正予算を計上をさせていただきました。

このほか、歳出の補正予算で計上をさせていただきました各事業の財源に係る補正が主なものになっております。

以上、一般会計全体で572万2,000円の増額補正をお願いするものであり、補正後の予算総額は64億727万円でございます。

続きまして、議案第81号 令和3年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）についてから議案第84号 令和3年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第2号）についての主なものについて説明をさせていただきます。

国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険特別会計補正予算につきましては、それぞれ事業実績や実績見込みに応じた補正予算が主なものとなっております。

観光施設事業特別会計におきましては、同様に事業実績並びに実績見込みのほか、消費税の増額及び裁判費用に係る補正予算が主なものになっております。

次に、議案第85号 上田地域定住自立圏形成に関する協定の変更について御説明を申し上げます。

上田地域定住自立圏構想に伴う共生ビジョンの関係でございますが、令和4年度から8年度までを期間とする第3次となります。次期共生ビジョンについて策定を進めており、新しいビジョンにおいて新たな課題解決に向けた取組など、現協定の範囲に収まらない新規提携事業の追加を行う見込みであることから、条例の定めにより、議会の議決を経た上で、協定の一部を変更する協定を締結するために、本議会に提案をさせていただくものでございます。

以上、提案理由の概要を申し上げますが、詳細につきましては、審議の際、担当者より説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田公明君） 提案理由の説明が終わりました。

ただいま 9 時 5 5 分です。10 時 5 分まで休憩といたします。

休 憩 午前 9 時 5 5 分

再 開 午前 10 時 0 5 分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第 6 議案第 75 号 長和町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定についてから日程第 9 議案第 78 号 長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまでを一括して議題といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

城内総務課長。

○総務課長（城内秀樹君） お願いいたします。

それでは、議案書の 6—1 ページを御覧ください。

議案第 75 号 長和町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定について、議会の議決をお願いするものでございます。

制定条文は 6—2 ページになります。

過疎地域においては、過疎地域自立促進特別措置法が令和 3 年 3 月 31 日で廃止され、新たに令和 3 年 4 月 1 日より過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる新過疎法が施行されました。

この新過疎法の施行に伴い、市町村計画に記載された産業振興促進区域内において、促進すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、または、旅館業の用に供する設備の取得等をしたものについて、対象設備である家屋や機械装置、その敷地である土地に対する固定資産税を規定に基づき減免することを定めたものでございます。

施行日につきましては、公布の日からでございますが、令和 3 年 4 月 1 日から適用をいたします。

また、現在の過疎地域自立促進特別措置法に基づく徴税の特例に関する条例は、廃止とし、それに基づく経過措置等を附則で定めております。

以上でございます。

続きまして、議案書の 7—1 ページを御覧ください。

議案第 76 号 長和町公営住宅条例の一部を改正する条例について議会の議決をお願いするものでございます。

制定条文が 7—2 ページになります。

この条例の第 3 条の 6 で引用している公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の法律名が、令和 3 年 10 月 1 日より脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に改められたことから、引用している部分について改正をお願いするものでございます。

7—3 ページに新旧対照表がございますので、御確認をいただきたいと思います。

施行日につきましては、公布の日からとしております。

議案第76号については、以上でございます。

続きまして、議案書の8—1 ページを御覧ください。

議案第77号 長和町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議会の議決をお願いするものでございます。

制定条文は、8—2 ページになります。

令和4年1月1日より産科医療保障制度が見直され、少子化対策としての重要性を鑑み、出産一時金の支給額を40万4,000円から40万8,000円に引き上げる政令が公布されたため、当町の条例で定める出産一時金の支給額を改正するものです。

8—3 ページに新旧対照表がございますので、御確認いただきたいと思います。

施行日につきましては、令和4年1月1日からとしております。

議案第77号につきましては、以上でございます。

続きまして、議案書の9—1 ページを御覧ください。

議案第78号 長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議会の議決をお願いするものでございます。

制定条文は、9—2 ページになります。

本年6月の全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の成立により、国民健康保険法が改正され、未就学児に関わる国民健康保険料等の均等割額の減額措置がされることに伴い、当町においても当該条例を改正するものであります。

9—4 ページからの新旧対照表でございますが、今回の改正の主なものは、9—8 ページから9—9 ページにかけて、第23条に第2項として新たに加えられる条文でございます。未就学児のある世帯に対して、それぞれ規定に基づき減額する金額を定めるものでございます。

施行日につきましては、公布の日からとしておりますが、新たに追加する第23条第2項に関する規定については、令和4年4月1日としております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（森田公明君） 議案の説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。なお、本定例会に上程されました議案のうち、議案第75号から議案第78号まで及び議案第80号から議案第85号までは、委員会への付託を予定しておりますので、詳細な質疑については、後刻、所属する担当の委員に委ねていただき、総括的、大綱的なものについての質疑をお願いいたしたいと存じます。

質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第10 議案第79号 令和3年度長和町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） それでは、お願いいたします。

議案書の10ページをお願いいたします。

議案第79号 令和3年度長和町一般会計補正予算（第7号）につきまして御説明を申し上げます。

ページをおめくりいただきまして、10ページを御覧ください。

第1条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,424万3,000円を追加いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ64億154万8,000円とするものでございます。

歳入歳出の詳細につきましては、7ページになります。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取組の一つといたしまして、18歳未満の子供を対象に臨時給付金を支給するものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金におきまして、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業補助金といたしまして3,350万円、事務費補助金といたしまして74万3,000円を新規で計上をさせていただきました。

歳出につきましては、8ページになりますので御覧ください。

民生費の児童福祉費、児童運営費では、消耗品費、システム改修費等の事務経費及び18歳未満の子供1人当たり5万円の現金支給の臨時特別給付金として3,424万3,000円を増額するものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。議案第79号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本日審議いたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、議案第79号は、本日審議することと決定いたしました。本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第79号を採決いたします。

議案第79号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11 議案第80号 令和3年度長和町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） それでは、議案書の11ページになります。

1枚おめくりいただきまして、議案第80号 令和3年度長和町一般会計補正予算（第8号）につきまして御説明を申し上げます。

歳入歳出の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に572万2,000円を追加いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ64億727万円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

地方債の補正につきましては、緊急防災減災事務事業債によりますところの事業の延期により660万を減額いたしまして、また、災害復旧事業債につきましては、林道の補助災害復旧事業の先送り、8月豪雨の単独災害及び小災害起債など10万円を増額補正するものでございます。

内容につきましては、9ページからとなるので御覧ください。

歳入につきまして、分担金及び負担金では、配食サービスの利用者負担金59万5,000円の増額、汚泥再生処理施設の修繕等にかかわる青木村からの費用負担金82万9,000円の増額、使用料につきましては、コロナワクチン接種会場といたしまして、老人福祉センターの使用料に47万2,000円の増額補正をさせていただきました。

国庫支出金では、国庫負担金といたしまして、実績見込みによりまして、障がい児補装具交付負担金12万5,000円、国庫補助金として地域生活支援事業で42万4,000円の増額、児童福祉費、老人福祉費補助金では、システム改修補助として、それぞれ88万円、47万9,000円の増額、保健衛生費補助では、新型コロナウイルスワクチン接種に関する補助といたしまして705万3,000円の増額、農林水産業費では、多面的機能支払いにつきまして、精算となります56万4,000円の減額、災害復旧費の補助金では、林業施設におきまして令和4年度以降に先送りした事業のため1,870万8,000円の減額補正をさせていただきました。

10ページの県支出金でございますが、県の負担金では障がい児の補装具交付金・負担金につきまして、国庫同様、実績見込みによりまして6万2,000円の増額、後期高齢者医療保険基盤安定負担金は、確定に伴います事業によりまして32万9,000円の減額、社会福祉費補助金では、福祉医療費補助、地域生活支援事業補助、災害時住民支え合いマップ作成促進事業補助につきましては、実績見込みによりまして、それぞれ増額。

農業費補助金では、経営所得安定対策等推進事業及び機構集積支援事業ともに交付決定になった

ことから116万円の増額、総務費の県委任事務交付金につきましては、確定によります増額補正といたしました。

11ページの財産区繰入金におきましては、お祭りの中止によりまして、長久保、和田、それぞれ財産区繰入金5万円の減額。基金繰入金におきましては、財政調整基金繰入金が、それぞれ特定財源の増減に伴いまして調整するため2,452万1,000円の増額、新町一体感醸成基金繰入金につきましては、充当していた各種イベントの中止によりまして587万2,000円の減額、国際交流基金繰入金につきましては、訪英延期によりまして105万円の減額。

森林環境譲与税基金の繰入金では、松くい虫の樹種転換、災害復旧費に充てるため179万4,000円の増額補正といたしました。

諸収入では、福祉企業センターの委託加工収入が見込みによりまして95万円の増額、雑入につきましては、コロナウイルスにより渡英中止に伴い助成金ほか123万3,000円の減額補正となっております。

12ページの町債につきましては、先ほどの第2表、地方債補正で説明させていただきましたとおり、それぞれ補正をするものでございます。

次に、歳出についてでございますが、13ページからになります。

議会費におきましては、事務用備品購入によります8万6,000円の増額、総務費におきましては、企画費で一般企画費の旅費等実績見込みによりまして27万4,000円の減額、地域おこし協力隊、協力隊募集事業では、節内の組替による補正、交通安全対策一般経費では、施設修繕によりまして7万7,000円の増額を計上させていただきました。

14ページの徴税费でございますが、償還金利子及び割引料におきまして25万円、税務係での会計年度任用職員2名分の経費121万円を増額補正といたしました。

15ページの民生費におきましては、福祉医療給付事業では実績見込みによりまして72万円の増額、障害福祉費では、障害福祉町単事業、福祉医療費給付事業のほか実績見込みによりまして259万7,000円の増額にて計上させていただきました。

16ページにまいりまして、老人福祉費では、敬老会中止によりまして44万1,000円の減額、後期高齢者医療の負担金、繰出金の確定によりまして1,058万1,000円の減額補正、在宅福祉費では、配食サービスの見込み増によりまして165万7,000円増額計上をさせていただきました。

17ページの社会福祉施設費では、福祉企業センターの事務費、事業費、それぞれ見込み増により増額計上させていただきました。

児童福祉費では、児童福祉一般経費におきまして、2年度国庫補助の精算による返還金14万7,000円の計上、児童手当給付事業におきましては、令和4年度の制度改正に伴いますシステム改修に88万円、児童館の運営事業におきましては、和田老人福祉センターのPCB検査、工事に関わる経費59万2,000円。

18ページのほうへまいりますが、子育て支援センター運営経費ではSNS更新用の消耗品5万円の増額補正を計上させていただきました。

衛生費、健康づくり費では、老人保健事業によりまして、情報連携システム整備に213万円、新型コロナウイルスワクチン接種に関する確保事業といたしまして、職員人件費329万5,000円、3回目のワクチン接種に向けまして314万5,000円をそれぞれ増額補正を計上をさせていただきます。

塵芥処理費でございますが、不法投棄の処分費といたしまして200万円、20ページのほうへまいりすけれども、汚泥再生処理施設の沈殿槽の清掃及び破砕機改修に277万4,000円の増額補正を計上させていただきました。

20ページの農林水産業費におきまして、農業委員会費では意向調査時の謝礼といたしまして6万2,000円の増額。農業振興費では、経営所得安定対策の補助決定等によりまして51万1,000円の増額。農地費でございますけれども、多面的機能支払い交付金の精算によりまして72万7,000円の減額補正となっております。

21ページの林業総務費では、山の神中止によりまして、食料費が10万円の減額、入大門センターの修繕工事といたしまして28万4,000円の増額、林業振興費では、松くい虫防除や森林組合の機械導入補助の精算に伴い35万7,000円の減額、造林費では面積の確定によりまして、共済掛金確定によりまして12万円の減額、樹種転換によりますかさ上げでございますが、110万1,000円の増額、花と緑のまちづくり一般経費では、地元要望を受けての花壇の修繕といたしまして18万3,000円とそれぞれ補正を計上させていただきました。

22ページからの商工費におきましては、商工振興費では、町内のお祭り中止に伴います補助金等の精算に伴い203万7,000円の減額、観光費では、下諏訪と共同で行う周遊マップ作成など56万5,000円の増額、ふれあいの湯の運営費では、ポンプ入替え工事によります146万8,000円の増額、鷹山スキー場管理費では、あり方検討委員会に関する経費8万5,000円の増額補正をそれぞれ計上させていただきます。

23ページの消防費に関しましては、町及び上小におけるラッパ吹奏、ポンプ大会、操法大会の中止に伴う精算によりまして59万円の減額、防火水槽設置の事業延期に伴う660万円の減額を補正させて計上させていただきました。

23ページから下段になりますが、教育費におきましては、公民館費では、文化祭等の精算及び原公民館のアスベスト調査といたしまして27万9,000円の増額、中山道保存整備事業では、事業の延期によりまして126万5,000円の減額、国際交流事業は、事業内容の変更によりまして501万8,000円の減額補正、保健体育費では、スポーツ講演会中止に伴い47万5,000円の減額補正を計上させていただきました。

最後に、25ページからの災害復旧費でございますが、農業施設におきましては、8月の豪雨災害による水路や頭首工の土砂の撤去に伴う重機借上料を1,100万円の増額、林業施設におきま

しては、同様に8月豪雨災害によります測量設計管理の委託の増額及び元年債の事業の先送りによりまして工事費の減額等により1,938万2,000円の減額、土木施設の災害復旧では、8月豪雨によります測量設計及び重機使用料、工事費1,405万6,000円の増額する補正予算をそれぞれ計上をさせていただきました。

詳細につきましては、委員会審議において各担当のほうから御説明申し上げますので、併せましてよろしく願いいたします。

説明は以上です。

○議長（森田公明君） 議案の説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結いたします。

次に、日程第12 議案第81号 令和3年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）についてから、日程第14 議案第83号 令和3年度長和町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを一括して議題といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、私より説明をさせていただきます。

議案書の12ページの次のページをお開きいただきたいと思います。

議案第81号 令和3年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

既定の歳入歳出に、それぞれ6,430万4,000円を追加をしまして、歳入歳出の総額を8億4,820万4,000円とするものでございます。

それでは、7ページ目をお開きください。

まず、歳入につきましては、款1国民健康保険税につきましては、一般被保険者の国民健康保険税の収納状況と今後の見込みを勘案いたしまして、全体で27万3,000円の減額となっております。

款2項2目1災害臨時特例補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に関わる国民健康保険税減免に対する国庫補助として21万8,000円の増額をさせていただいております。

同じく、目5社会保障税番号制度システム整備補助金として、オンライン資格確認関連業務におきますマイナンバーカードの交付促進として広報用チラシを作成をいたしまして1万7,000円の増額となっております。

続きまして、款6項1目1保険給付費等交付金につきましては、歳出款2保険給付費の増額に伴い普通交付金としまして4,900万円の増額、また、歳出で説明をさせていただきますが、国保

依田窪病院医療機器購入の補助分として440万円、国の事業として令和4年8月導入予定の国保標準システム導入費として1,097万8,000円の増額で、特別交付金としまして1,537万8,000円の増額、款6県支出金合計で6,437万8,000円の増額補正となっております。

続きまして、歳出について御説明をさせていただきます。

8ページになります。款1項1目1一般管理費としまして、国保制度改革において引き続き被保険者の身近な事務を担う市町村における国保事務の効率化、標準化、広域化の推進を図っていく必要があります。現在、国が指導をして、市町村の3つの標準的な事務処理システムの構築を進めております。当町においても、これらの国保標準システムの導入を予定してございまして、そのシステム改修費として1,097万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、この改修委託料につきましては、特別交付金としまして10分の10の補助で対応するため、現在、県市町村自治振興組合システムの共同化を現在しておりますので、その担当部署になりますが、その自治振興組合とシステムの委託先でありますBSNアイネットと連携をしながら申請等事務を進めており、令和4年度への繰越事業として対応させていただき、令和4年8月導入、稼働を予定しております。

次に、款2項1療養諸費、項2高額療養諸費につきましては、医療費の実績と今後の見込みを勘案いたしまして増額補正をさせていただいております。

款9項1償還金及び還付加算金では、保険税過年度分の還付として50万円の増額、項2繰出金として、国保依田窪病院におけます医療機器の整備、多目的エックス線テレビの装置を設置をするものに対しまして、歳入、款6県支出金で国保依田窪病院の医療機器の補助の特別交付金440万円を繰り出して支出するため439万9,000円の増額補正をするものでございます。

款10予備費につきましては、補正に伴います総額調整のための補正となっております。

続きまして、議案書13ページをお開きいただきまして、1ページ目をお開きください。

議案第82号 令和3年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明をさせていただきます。

既定の歳入歳出から40万9,000円を減額し、歳入歳出の総額を8,768万2,000円とするものでございます。

7ページ目をお開きください。

歳入では、款4項1目2保険料軽減に伴う軽減額を補う県町の繰入金の保険基盤安定繰入金の決定によりまして43万9,000円の減額となっております。

款6項2目1保険医療還付金としましては、広域連合より過年度分の保険料還付として3万円の増額を補正するものでございます。

8ページをお開きください。

8ページの歳入につきましては、款2項1目1後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、

保険基盤安定負担金の決定によりまして、後期高齢者医療広域連合納付金として43万9,000円を減額するものでございます。予備費につきましては、補正に伴います総額調整をさせていただきます。

続きまして、14ページをお開きいただきまして、1ページ目をおめくりください。

議案第83号 令和3年度長和町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明をさせていただきます。

歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,476万2,000円と定めるもので、総額には変更はございません。

7ページ目をお開きください。

今回の補正につきましては、今までの実績と今後の見込みを勘案いたしまして、歳出、介護サービスを提供した場合に給付する款2保険給付費の予算の組替え及び財源内訳の変更が補正理由となっております。

歳出ですけど、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス費から8ページ目の目9居託介護サービス計画給付費につきましては、要介護者、介護保険で言いますと、要介護認定1から5の方への介護サービス利用時の給付費として7ページ、もう一度お戻りいただきまして、居宅でのサービスである目1居宅介護サービス給付費が1,700万円の減額、目3地域密着型サービス給付費が500万円の減額、施設でのサービスであります目5施設介護サービス費として2,300万円の増額補正となっております。

また、8ページ目の目9サービス利用時にケアマネジャーにより作成をされます居宅介護サービス計画、いわゆるケアプランと申すものですが、に対する計画給付費につきましても、実績と見込みを勘案しまして150万円の減額で、以上、項1要介護者に提供します介護サービス等諸費につきましても、全体で50万円の減額補正となっております。

続きまして、同じく8ページの要支援者、介護保険の認定で言いますと、要支援1、2の方への介護予防サービス費の給付費として項2介護サービス等諸費のうち、訪問サービスや通所サービスの利用時に給付します目1介護予防サービスを100万円の減額、9ページ目の目5介護予防福祉用具購入費として5万円の増額となり、項2介護予防サービス諸費等全体で95万円の減額となっております。

次に、11ページをお開きください。

11ページ、項5特定入所者介護サービス費等についてですけど、低所得の方が施設入所時、短期入所利用時の居住費、食費につきまして、所得に応じて負担限度額が設けられており、既定の額との差額を給付費とし支給するものでございます。

実績見込みにより、それぞれ目1特定入所者介護サービス費を135万円の増額、目2特定入所者介護予防サービスとして5万円の増額、合計で140万円の増額となっております。

次に、同じく、11ページの項6高額医療合算介護サービスにつきましても、介護保険と医療保

険の両方の医療者負担を年間で合算し、高額になった場合、所得に応じて限度額を超えた分を支給されるものであり、これにつきましても実績に応じて5万円の増額をさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（森田公明君） 議案の説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結いたします。

次に、日程第15 議案第84号 令和3年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） それでは、15ページからになります。1枚おめくりいただきたいと思います。

議案第84号 令和3年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ16万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億171万円とするものであります。

詳細につきましては、7ページを御覧ください。

雑入としまして、16万円の増額補正でございます。

8ページを御覧ください。

歳出、款1総務費、項1総務管理費、目2別荘総務管理費、節7の報奨費でございますが、弁護士謝礼金で45万4,000円でございますが、別荘の問題で裁判に伴う弁護士費用でございます。

節26公課費でございますが、消費税の改定に伴う消費税分の増額としまして193万8,000円でございます。

款3予備費につきましては、補正に伴う調整のため107万5,000円の減額ということでございます。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（森田公明君） 議案の説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結いたします。

次に、日程第16 議案第85号 上田地域定住自立圏形成に関する協定の変更についてを議題といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） それでは、議案書の16—1ページをお願いいたします。

議案第85号 上田地域定住自立圏形成に関する協定の変更する協定書の締結について御説明を申し上げます。

先般、議会の全員協議会におきまして御説明した案件でございます。

この定住自立圏形成に関する協定の一部変更につきましては、人口の定住促進を目指した定住自立圏構想につきまして、平成21年度から国策としてスタートしております。

上田地域におきましては、上田市を中心市といたしまして2市3町2村で協定を締結し、取組を進めておるところでございます。

この中心市でございます上田市が圏域内の将来像や具体的な取組の上田地域定住自立圏共生ビジョン、これを5年ごとに策定しておりまして、現在のビジョンが今年度をもって期間満了となりますことから、令和4年度から8年度までを期間といたします第3次となります共生ビジョンの策定が必要となっております。

この次なるビジョンにつきまして、新たな問題解決に取り組みなど、新規提携事業の追加を行う見込みであることから議会の議決を経た上で協定の一部を変更する協定を締結しなければなりません。

したがって、今12月議会で協定の変更に伴う協定書の締結について議決をいただきたく上程するものでございます。

説明につきましては以上です。

○議長（森田公明君） 議案の説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結いたします。

◎日程第17 委員会付託について

○議長（森田公明君） 次に、日程第17 委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に提出されました議案第75号から78号までの条例案4件、議案第80号から84号までの令和3年度補正予算案5件、議案第85号 上田地域定住自立圏形成に関する協定の変更案1件につきましては、委員会付託表のとおり、それぞれの委員会に付託いたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、別表のとおり委員会へ付託することに決定いたしました。

各委員会は、本会期中に審査の上、結果報告願います。

ここで、暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

休 憩 午前10時46分

再 開 午前10時47分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここでお諮りいたします。お手元に配付のとおり、議員から追加議案が提出されております。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

ただいま追加した議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本日審議し、即決といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、追加した議案は本日即決とすることに決定いたしました。

◎日程第1 発議第4号 長和町議会改革検討特別委員会の設置について

（議員提出）

○議長（森田公明君） 追加議事日程第1 発議第4号 長和町議会改革検討特別委員会の設置についてを上程いたします。

上程されました議案について、提出者からの提案理由の説明を求めます。

羽田公夫議員。

○6番（羽田公夫君） 日程第1 発議第4号 長和町議会改革検討特別委員会の設置について説明を申し上げます。

議案書の2-1ページ及び2-2ページを御覧ください。

議会改革を推進するために、長和町議会改革検討特別委員会を設置するための発議であります。

1の名称につきましては、長和町議会改革検討特別委員会。

2の設置の根拠につきましては、地方自治法第109条及び委員会条例第5条に基づくものであります。

3の目的につきましては、長和町議会改革を目的とする議会運営全般に関する調査、研究を行うことであります。

4の委員の定数につきましては5名。

5の活動期間につきましては、調査研究を完了する日までとなります。

以上、賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（森田公明君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第1 発議第4号 長和町議会改革検討特別委員会の設置についてを議題とし、審議に付し

ます。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

小川議員。

○8番（小川純夫君） 趣旨はよく分かりますが、この期限を見ますと、調査研究が完了するまでということは、未来永劫続くわけですけれども、これは前回、全員でやるのを5人にした経過がありまして、多分そのときもこの調査研究が完了する日までということであっていいかどうか。もしうたっているとすると、この委員会、これそのものが屋上を架すことになりますので、前のこの特別委員会がどうなっているか。もしそれが生きているとすると、これまた、その上に制定することになりますけど、この辺ちょっと研究してもらいたいと思うんですけど。

いいんです。前の議員でそれは終わったと言うならそれでいいんですけども、しかし、委員会条例とすれば生きていれば、また、同じものを制定することになるから、この辺、局長ちょちょっと調査してみてください。

○議長（森田公明君） 米沢議会事務局長。

○事務局長（米沢 正君） 承知いたしましたので、調査させていただきたいと思います。また、御報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君） よろしいでしょうか。ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより発議第4号を採決いたします。

発議第4号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○議長（森田公明君） 賛成多数。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 長和町議会改革検討特別委員会の委員の選任について

○議長（森田公明君） 次に、日程第2 長和町議会改革検討特別委員会の委員の選任についてを議題といたします。

特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名いたします。

それでは、議会事務局長より読み上げます。

米沢議会事務局長。

○事務局長（米沢 正君） それでは、議会改革検討特別委員会の委員の名前を読み上げます。

龍野一幸議員、田福光規議員、羽田公夫議員、原田恵召議員、渡辺久人議員。

以上でございます。

○議長（森田公明君） お諮りいたします。長和町議会改革検討特別委員会の委員の選任については、ただいまの朗読のとおりといたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、長和町議会改革検討特別委員会の委員をただいまの朗読のとおり指名いたします。

◎日程第3 長和町議会改革検討特別委員会の正副委員長の互選結果について

○議長（森田公明君） 次に、日程第3 長和町議会改革検討特別委員会の正副委員長の互選結果について、互選された結果を事務局長より読み上げます。

米沢議会事務局長。

○事務局長（米沢 正君） それでは、正副委員長の名前を読み上げます。

委員長、渡辺久人議員、副委員長、龍野一幸議員。

以上でございます。

○議長（森田公明君） 長和町議会改革検討特別委員会の正副委員長の互選結果の報告を終わります。

次に、12月9日に一般質問を予定しておりますが、開議時刻を午後1時30分からといたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、一般質問につきましては、12月9日午後1時30分から開会いたします。

◎散会の宣告

○議長（森田公明君） 以上をもちまして、本日予定しておりました会議は終了いたしました。会議を閉じ、散会といたします。

散 会 午前10時54分

第 2 号

(1 2 月 9 日)

議 事 日 程

令和3年12月 9日
午後 1時30分 開議
長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 一 般 質 問
散 会

令和3年長和町議会12月定例会（第2号）

令和3年12月9日 午後 1時30分開議

出席議員（10名）

1番	阿部由紀子	議員	2番	龍野一幸	議員
3番	荻野友一	議員	4番	佐藤恵一	議員
5番	田福光規	議員	6番	羽田公夫	議員
7番	原田恵召	議員	8番	小川純夫	議員
9番	渡辺久人	議員	10番	森田公明	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	羽田健一郎	君	副町長	高見沢高明	君
教育長	藤田仁史	君	総務課長	城内秀樹	君
企画財政課長	藤田健司	君	建設水道課長	龍野正広	君
こども・健康推進課長	長井剛	君	町民福祉課長	藤田孝	君
情報広報課長兼会計管理者	上野公一	君	産業振興課長	宮阪和幸	君
教育課長	中原良雄	君	文化財担当課長	大竹幸恵	君
総務課長補佐	小林義明	君			

議会事務局出席者

事務局長	米沢正	君	議会事務局書記	牛山美智子	君
------	-----	---	---------	-------	---

◎開議の宣告

- 議長（森田公明君） 長和町議会第4回定例会を再開いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
-

◎日程第1 一般質問

- 議長（森田公明君） 日程第1 一般質問を行います。

通告順により、本日3名の一般質問を行います。

4番、佐藤恵一議員の一般質問を許します。

佐藤恵一議員。

- 4番（佐藤恵一君） では、一般質問をさせていただきます。

議員として2期目となり、初めての一般質問の機会です。一般質問は、議員にとって議会の議席を預かり、町の課題に取り組む政治家として、町民の暮らしを支える自治体の政策・制度をよりよいものにするため、町政に対する監査と政策提案の機会です。この監査と政策提案の機能とは、自治体運営や事業の執行について、その状況や効果などを検証・評価し、執行機関がなすべきことを適切になしているかチェックする監査機能と、政策について、そのあり方について改善や廃止を含めて提起する政策提案機能の2点の機能のことです。

町政に対する監査と政策提案の機会ですが、現実的には執行部に受け入れられないと一般質問は生かされません。

これから4年間、町民の皆さんの視聴の下、限られた時間の中で質問や主張、提案をめぐる議論を通じ、互いに納得にたどり着くことを目指し、一般質問を真摯に取り組んでいきたいと考えております。

本日は、通告に基づき町長の第5期公約についてと、運転免許返納後の移動手段の一つとして考えられる「シニアカー」の普及と安全の課題及び移動手段が制限されたとき等の病院からの遠隔地の課題・問題として、地域における遠隔医療・診断について質問いたします。

最初の質問ですが、第4期の町長の公約を踏まえた第5期における8公約と101の項目公約について、前期の「元気が出る」から「心穏やか」など「心」をキーワードにしたことは、町を取り巻く様々な環境（少子高齢化の進展、人口減少）や行政が抱える課題——財政面では自主財政に乏しく、継続されている基金の取崩し、公共施設の老朽化などを踏まえ、4年後以降にもつながる長和町に活力をもたらす公約なのか、質問いたします。

- 議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 今回の実施されました町長選挙に際し、私は、幸せの実感は一人一人違うかもしれませんが、町民の皆さんお一人お一人が幸せを感じ、住み慣れた地域で夢を持ち、誇

りに満ちた暮らしができるよう、「誰もがしあわせ感を実感できる長和町」を築くことができるよう、町民の皆様の命を守る町政を力強く推進するよう、防災・減災・コロナに負けない。自助・共助・公助で命を守るができるよう、もっと元気に、もっと幸せになるよう、しあわせ長和町新たななる挑戦として、私が考えるまちづくりの基軸でもある、心を込め、尽くす取組をしていくため、8つの宣言をし、101のお約束をし、NAGAWA NEXT VISION Vとして選挙公約として発表をさせていただきました。

御質問の4年後以降にもつながる、長和町に活力をもたらす公約なのかということですが、端的に申し上げますが、長和町が持続可能となる町となるよう、各種公約に取り組み実践をしてまいりますので、もちろん、4年後以降にもつながる町に活力と幸せをもたらす公約であると自負しているところであります。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 年齢階層別人口の推移では、令和7年（2025年）、これから4年後なんです、人口は5,009人と生産年齢人口と高齢者の比率は1対1となり、いわゆる肩車社会となります。この肩車社会とは、高齢者1人を支える現役世代が限りなく1人に近づいた社会です。

全国的には出生率の改善がない場合、2060年頃には高齢者1人を支える現役世代の人数が1.3人になると予想されていますが、長和町は35年前倒しでこの肩車型社会を迎えます。

少子高齢化、肩車社会の中で長和町地域を支えていく側の生産年齢人口に向けた施策、公約は何か。特に生産年齢人口の中の10代から30代の若い世代が町に住みたい、住み続けたいと思える公約、施策は何か、質問いたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 2025年問題とは、戦後すぐの第1次ベビーブーム（1947年から1949年）のときに生まれた、いわゆる団塊の世代が後期高齢者の年齢に達し、医療や介護などの社会保障費の急増が懸念される、超高齢化社会が訪れることで生じる様々な影響に関わる問題であるというふうに認識をしております。

2025年には国における高齢化率が30%、長野県では33.9%、長和町では46.5%とそれぞれ推移しております。まさに少子高齢化がさらに進み、多くの高齢者を数少ない若い現役世代が支えていかなければならず、医療や介護、雇用や社会保障など様々な分野において問題も多くなるばかりか、経済面でも大きな負担がのしかかってくると思われれます。

国におきましても、全世代型社会保障検討会議を設置をし、年金、労働、医療、介護など各分野における改革のため、議論を進めているところでございます。

御質問の件でございますが、基本的な考え方とすれば、今回の町長選挙に際し、私が公約として掲げました8つの公約、101のお約束に関わる各種、各般にわたります事務事業全てが、御質問に関わる事項とし、網羅し、リンクし、つながっていくものであると考えるところでございます。

特に申し上げますとするならば、「心温まる子育て日本一をめざします」では、手厚い子育て支援

のまちづくりとして、これまで強力に町が実施してまいりました、妊娠から子育てまで切れ目のない支援として、18歳までの医療費無料化事業をはじめとする、各種事務事業などのほか、町営住宅建設及び宅地造成の施策により、若い世帯を呼び込み、そして定住によって人口流出の歯止めとなっている施策は、近隣でも高評価を頂いておると聞いております。

まさに18歳以下のお子様をお持ちの世帯には、様々な子育て支援をして応援してまいりますとともに、若い世帯の皆様にも「しあわせ長和町」を実感していただきたいというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） ただいま答弁いただきました内容の中で再質問させていただきますが、若い世代や切れ目のない子育て支援制度は、大変すばらしい制度だと考えますが、前期までの施策で成果のあったと言われている財政負担の伴う町営住宅建設及び宅地造成の施策による人口流出の歯止めとなる施策は、第5期も検討されるのか、その辺のことについて町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 先ほど申し上げました8つの公約の一つに、心温まる子育てで、子育て日本一をめざします。手厚い子育て支援のまちづくりから、各般にわたります事業を実施するわけですが、御質問の様々な今までの実施してきたことについて継続をしていくのかと、こういう御質問でございますが、特に小中学校の給食費無料というような問題につきまして、これまで子育て支援に関する取組の大きな目玉でございますので、継続して実施してまいりたいと考えておるところでございます。

この場合、従前どおり過疎債のソフト事業を活用して実施をしてまいりたいと考えておるところでございます。

また、国におきましても、そのような無償化の動きがありますので、関係する諸機関などに対して、国の財源による給食費無料化関連事業の実施について、こういったことも積極的に町村会あるいは地方六団体等と一緒に、国に対して強力に働きかけてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 私のほうの再質問のほうは、町営住宅とか宅地造成の施策を、次も継続されるのかなということを再質問させていただいたわけですが、その辺はまた質問させていただきますが、先ほど町長の答弁されたところに関しては、学校給食の無料化、非常にいろいろなところで――私が町を歩いていろいろなところで、すごい助かっていますというような話を聞きました。

ですので、町長、今言われたように、小中学校の給食費の無料化は継続させていただくということで、私のほうは安心しました。

小中学校の給食費の無料化は、私の知る限り、本当に町の保護者の方に大変指示されている制度であり、中学校の上田市の生徒への配慮をしつつ、ぜひ継続していただきたい施策です。

次の質問ですが、公約4「心温まる子育て日本一をめざします」、5項目め、子育て世代の移住、定住、多子世帯の増加につながる子育て支援について、具体的な施策はどのような内容を検討されていますか。

特に多子世帯の増加につながる子育て支援については、出産祝い金等一時金の増額など考えられますが、その他の支援について具体的な施策はどのようなものがあるか、御質問いたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 長和町では、現在、子育て支援のために町独自に子育て応援給付金、子育て応援ごみ袋支援事業、保育料の減免・3歳以上児クラスの副食費無料等の経済的負担の軽減事業を実施しており、また、きめ細かな子供の健診や育児学級や教室を開催し、相談しやすい体制を整備をしておるところでございます。

これらの事業を広く周知をし、継続し、実施することにより、移住・定住・多子世帯の増加につなげてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 再質問です。多子世帯の増加につながる子育て支援について、出産祝い金等一時金の増額の改定の検討の予定はありませんか。多子世帯の家族の経済的な負担は大きく、共働きができない期間に見合うよう再考の余地はあると考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 失礼しました。ただいま多子世帯の今後のどういう施策というお話でございますけれども、今後十分現状を把握しながら対策、対応してまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） ③の質問なんですが、子育て支援で日本一を目指す中で、町内のシングルマザー、シングルファーザーの子育て支援について、手厚い制度の充実も必要だと考えます。成人になるまで各成長段階において、シングルマザー、シングルファーザーの働きながらの子育ての意向・ニーズに合った町の対応や配慮が求められますが、公約4「心温まる子育て日本一をめざします」及び公約7の「心満たされる学びの環境づくりをすすめます、こどもが真ん中のまちづくり」に含まれているのか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 公約4の「心温まる子育て日本一をめざします」と公約7の「心満たされる学びの環境づくりをすすめます、こどもが真ん中のまちづくり」にシングルマザー、シングルファーザーへの対応や配慮が含まれているのかという御質問だと思いますが、ここで申し上げているのは、シングルマザー、シングルファーザーに限らず、これらも含めて、全ての子育て世代のニーズに合った子育て支援に積極的に取り組んでいくとともに、まさに心温まる子育てで日本一を

目指して子育て支援を強力に推進してまいりたいというものでございます。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 子育て、近くの親族等の支援が得れない子育て核家族が、長和町でも住み、母子家庭、父子家庭にとって仕事をしながら子育てをすることは、とても大変なことだと考えます。

県、上田広域などによるサポート体制は強化されてきていますが、衣食住の個々の事案をより積極的に解決していく長和町であるように要望いたします。

次に、④としまして、テレワーク等の多様な働き方が定着しつつ、シングルマザー、シングルファーザーの子育て支援を自治体の中には移住施策の重点項目に上げる自治体もあり、都市部より自然豊かな田舎で子育てしたいと願うシングルマザー、シングルファーザー等を念頭に衣食住、子育て支援について、他の先進自治体を参考に総合的に移住相談や移住後の子育て支援ができる窓口や担当者を持つ、心温まる子育て日本一の町として移住施策を推進できないか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 総合的に移住相談や移住後の子育て支援ができる窓口課や担当者を持ち、移住政策を推進できないかという御質問かと思いますが、現在当町では、転入者を含め移住者、移住希望者の子育てに関係する各種の問合せや支援につきまして、子育て支援係が窓口として対応しておるところでございます。

今後におきましても、移住希望者の窓口であるまちづくり政策係とも連携をし、シングルマザー、シングルファーザー等も含め移住者、移住希望者へのきめ細かな対応をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 社団法人日本シングルマザー協会という支援団体など、ウェブサイトがございます。自治体により積極的に支援を展開しているところ、例えば移住前の見学会宿泊・交通費の補助とか、移住に伴う住居補助や就業支援など、自治体独自の支援対策を講じて移住定住を図っているところがございます。

子育て日本一を目指す我が町の中で、支援項目の細分化や内容・質の充実は今後の目標となります。国、他市町村の支援制度が追いついてきている現在、多くの自治体の子育て日本一と言い始めているわけで、母子家庭、父子家庭の支援や移住定住支援施策を行い、それを積極的に情報発信することにより、より一層子育て日本一の長和町をアピールできるのではないのでしょうか。

次の質問に入ります。

公約に関して101項目の多岐にわたり細分化された具体的な項目がありますが、町民にとって現状の状況、問題点、課題とこれからの施策を、いつまでにどのようにするのか到達点を明確にし、対応策を5期のスタート時点で明確にする必要があると考えられます。

例えば、公約1の心穏やかな生活を目指します、コロナ禍・災害に負けないまちづくり、9項には、特別会計と企業会計を含めた町全体の財政健全化に取り組むとともに、一部事務組合や第三セ

クターへの適正化を図りますとありますが、町全体の財政健全化や適正化を図るとは、現在の問題や課題があるとの認識の中で公約に組み入れられているわけで、町民に対して、現状の問題点を明確にし、適正化の数値目標を町民へきっちりと説明する責任があると思います。

町民、議会が公約の各項目について、具体的に内容、課題、解決策、施策の方向性を知ることは、今後、住民、議会との協働を行う上で重要なことと考えますので、公約の各項目の具体的な説明を新年度予算とともに作成できないか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 皆様からお寄せいただきました信頼と期待にお応えすべく、「しあわせ長和町」をスローガンに、今までどおり町民主体のまちづくりを加速させ、誰もが幸せ感を実感できる長和町を築くため、先ほども申し上げましたけれども、「NAGAWA NEXT VISION V」に掲げた8つの公約、101項目からなるマニフェストを掲げました。

101項目の公約につきましては、現在、町が取り組んでいる課題を掲げ、その課題解決の実現が、住民福祉の向上につながり、町民皆様が幸せ感を実感できる道筋とっております。

御質問の公約の各項目の具体的な説明を新年予算とともに作成できないかということでございますが、「NAGAWA NEXT VISION V」に掲げました8つの公約、101項目のマニフェストに該当する予算化された事務事業をリスト化し、説明につきましては、それぞれの担当課にて対応したいというふうに考えております。

なお、101項目につきましては、目標達成までの道筋を立てるため、年度ごと、どこまで実現できたかを示すため、年度ごとの実施内容等を明らかにして進行管理を長期総合計画、それから実施計画に含めて検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 行政の理事者と職員の共通認識と議員、議会が考える課題の状況が一致するように、計画の開始段階にすり合わせを十分行えるように要望し、次の質問に移ります。

本日、第2の質問ですが、運転免許自主返納後の移動手段の一つとして考えられる「シニアカー」の普及に伴う安全面の確保と購入補助制度について質問いたします。

高齢者の運転による交通事故が社会問題化して久しく、免許を自主返納する高齢者が年々増えていきます。長和町では、免許返納に関して独自の特典制度を設けていますが、制度の利用実績及び町内の年間の免許返納数、返納率、できれば65歳から5歳ごとはどのくらいでしょうか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 最初に、私より町の運転免許証の自主返納制度について答弁をさせていただきます。

高齢運転者による事故は、社会問題として各種メディアで大きく取り上げられており、社会問題となっておりますのでございます。

高齢運転者は、身体状況や経験等により大きな個人差があるものの、一般的に視覚情報が得にくくなり判断に適切さを欠くようになること、反射神経が鈍くなり対応が遅れること、体力的な衰え等から運転操作が不的確になったり、長時間にわたる運転継続が難しくなること等が上げられ、事故件数全体に占める高齢者ドライバー事故、いわゆる高齢者がドライバーが第一当事者の割合が増加している要因にもなっておるといふふうに思っております。

以上のようなことから、町では、高齢者等による交通事故の減少を目的とし、加齢や病気などの身体機能の低下により運転に不安を持つ者の運転免許証の自主返納等を支援するため、令和2年度より運転免許証自主返納等促進事業を実施をしておるところでございます。

事業の内容や実績等につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、私より運転免許証自主返納等促進事業の内容と実績について答弁をさせていただきます。

事業の内容としましては、長和町運転免許証自主返納等促進事業実施要綱に基づきまして、令和2年度より事業を開始したところでございます。

事業の内容ですが、高齢等で運転免許証を自主返納した方に対して、運転経歴証明書交付の補助として、免許証返納時に希望すれば発行されます運転経歴証明書の交付補助金としまして5,000円の交付と、上田市と立科町にあるタクシー営業所で利用できるタクシー利用補助券1万5,000円分を交付をしております。

また、運転経歴証明書を提示していただければ、町内巡回バスを50円で利用できるようにもなっております。

次に、事業の利用実績及び町内の年間運転免許の返納数、返納率について答弁をさせていただきますが、町全体の運転免許返納者数等に関しましては、警察においてその数字が公表されていないため把握ができていない状況となっておりますので、町が実施しております事業により答弁をさせていただきたいというふうに思っております。

本事業は、令和2年7月より開始をしております。令和2年度は33名の申請があり、うち2名はタクシー利用補助券の申請はせず、経歴証明書交付補助のみの申請でした。また、タクシー利用補助券は24枚の利用がございました。

申請者の年齢につきましては、70から74歳が2名、75歳から79歳が2名、80歳から84歳が7名、85歳から89歳が14名、90歳から94歳が5名、95歳から99歳までが3名の合計33名となっております。

令和3年度は、4月から11月末現在で13名から申請があり、タクシー利用補助券は23枚の利用がございました。

申請者の年齢につきましては、65歳から69歳が1名、70歳から74歳が3名、75歳から79歳が3名、80歳から84歳が3名、85歳から89歳が3名の合計13名となっております。

申請者の多くが、家族や地域の方等の支援を受け、返納後の買物や受診をしている状況にあります。令和2年度にタクシー利用補助券の申請をしなかった方も、家族等の支援があり、タクシー利用はしないとの理由からタクシー利用券の交付を受けておりません。

申請者に比べまして、タクシー利用補助券の利用状況が少なく感じますが、タクシー利用券につきましては有効期限を設けていないため、今後も利用されるものと思っております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 頂きました答弁の中に、警察により公表がされていないということです、全体像が見えにくいのですが、町の免許返納制度が機能していることは理解できます。

多くの方が家族や地域の方等の支援を受け、返納後、買物や受診をしている状況にあるということは、逆に考えれば、周囲の支援を受けられない独居高齢者世帯等の方の免許返納は進んでいないと推測されます。

車は高齢者にとって必要不可欠な移動手段であり、運転を断念せざるを得なくなれば、極端に移動ができなくなり、生活の質が低下することへの不安は過疎地の長和町においては顕著だと考えられます。

私は、「車がないと生活が成り立たない」との声を選挙期間中に多くの方よりお聞きし、町民の思いを行政に届け、様々な課題に対して行政の対応策を問いながら、課題解決に向けて取り組んでいきたいと考えています。

現在、町では移動手段の確保という面で、バスの運行による移動手段の確保、充実を図っていますが、生活の質を高めるためにより多くの移動手段・遠隔地の課題について解決を図る必要があります。

今回は、シニアカーの普及と安全面の問題について、行政の施策について質問いたします。電動付三輪自転車、または電動カート、いわゆるシニアカーの普及台数が近年テレビで放映されているアクセルやブレーキ等の操作ミスなどによる高齢者の重大事故の増加に伴い、増加傾向にあります。

町内でも、いわゆるシニアカーの利用者を見かける機会が多くなってきました。福祉用機器に分類されるシニアカーですが、町として町内の普及台数について把握されていますか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） シニアカーの普及台数に関する御質問ですが、介護保険制度の福祉用具貸与による利用者のほか、個人で購入された方もおり、正確な台数は把握できていないのが現状でございます。

高齢者支援係の日々の支援の中で把握している状況及び御協力いただける居宅介護支援事業所に依頼をしまして確認をしたところ、9名の利用者がいることが現在分かっております。

そのうち、介護保険で利用されている方は1名のみで、利用頻度につきましては、保有はしているがほぼ利用していない方、凍結の心配もある冬期間は利用していない方もいらっしゃいました。

以上でございます。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） シニアカーの普及に伴い、シニアカーの運転による事故も多くなってきているようです。町として、利用者に対して安全面についての対応策は考えていますか。また、自動車の運転の際にはシニアカーの走行が車側面のドアにより死角となるため、シニアカーの発見が遅れるリスクがあるため、自動車運転手側の安全啓発施策も必要だと考えます。この点について質問いたします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 安全啓発に関する御質問ですが、議員のおっしゃるとおり、自動車運転者側、そして、シニアカーを御利用される方の双方に安全啓発が必要であるというふうに考えております。

今後、町の交通安全啓発におきまして、シニアカーの交通安全についての情報提供や啓発も行ってまいりたいというふうに思っております。

なお現在、シニアカーを介護保険の福祉用具貸与にて利用している方につきましては、福祉用具貸与事業者等によりまして、利用開始時に利用者の行動範囲に合わせた実践による指導を行い、その後も定期的に点検及び利用者が適切に利用できているかを確認・指導をしてシニアカーを利用されている状況でございます。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 町内では、歩道の段差や管理が行き届いていない歩道の草丈の高い草により、シニアカーの運転に支障が出ているようです。町等としても移動範囲が比較的限られるシニアカー利用者に安全、安心してシニアカーが利用できるように個別聞き取りなどをして、シニアカー利用者が安全、快適に運転しやすいように歩道の段差解消や歩道の草の管理など対応していくことはできないでしょうか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 国県道における歩道の雑草除去についてであります。毎年、上田建設事務所が路肩の除草作業として、ロングリーチ式草刈車と人力による肩がけ式で行っているのが現状であります。

このロングリーチ式草刈車は長野県でも数台の所有しかないということ、また、草刈りに係る絶対的な予算がつかないということの負の連鎖が重なり、年に1回の、しかも町内の主要路線における車道の路肩しかできず、歩道部まで手が回らないのが実情であります。

町としては、シニアカーを運転する町民の方が今後、安全・安心して快適に移動ができるよう、長野県に対し強く要望していくことと、関係部署と連携を取りながら利用者の安全対策・環境美化の観点からも対応を考えたいと思いますので、よろしくお願いします。

また、段差につきましては、車両乗り入れ部の設置箇所として、交差点及び交差点の側端または

道路の曲がり角から5メートル以内の部分とあり、構造としましては歩車道の境界の段差は5センチを標準とすると表記されております。

このことによりまして、車両の乗り入れ部に係る段差は車道と歩道を目視的にも技術的にもはっきりとした目的により区別されていますので、段差の解消は今現在のところ難しいのではないかとと思いますが、県とも相談・検討してまいりたいと思います。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 段差でハンドルを取られたり、歩道に草があってそれをよけるためにハンドルを取られたりして、事故につながらないように今後検討をお願いしたいと思います。

免許を返納したり、車を持たない高齢者等に対するシニアカーの普及施策について質問いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響で、町内外の家族の外出支援が受けられなくなったりして、外に出る機会が減ったり、買物等への移動が困難になることで、閉じ籠もり状況や生活の維持が困難になる高齢者に対して、移動手段の一つとして、シニアカーの利用による元気で自立した在宅生活を維持することが可能となることも考えられます。

1台30から40万円とされるシニアカーを介護保険の適用を受けるレンタルできる要介護2以上の方以外の方でも購入しやすくするため、自治体によっては購入補助制度を創設して住民の福祉向上を図っている自治体もあります。

町内には、特に役場施設、直売所、温泉、病院・診療所、コミュニティー施設が集積する古町エリア、和田エリアでは有効な移動手段の一つとして考えられますので、当町でも購入補助制度の創設はできないか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） シニアカー購入に関する補助制度の創設についての御質問でございますが、シニアカーは現在、歩行が困難な方の移動手段の一つとして、今るるお話ございましたように普及してきており、その普及に伴い全国的に事故も多数発生をしている状況でございます。

当町では現在、シニアカーの購入補助制度はありませんが、今これもお話ございましたように、介護保険の要介護2以上の方は福祉用具としてシニアカーの貸与が利用でき、その利用料に対し、低所得者に配慮した補助を行っており、必要なサービスが受けられるよう支援をしておるところでございます。

購入補助制度につきましては、長野県内、また全国的にも補助を行っている自治体は少ない状況にあり、一部ございますが、まだまだ少ない状況であります。

また、御存じのとおり、当町の財政状況から一地方自治体単独で実施していくには財政面からも大変厳しく、国、県からの補助等を受けなければ対応が大変厳しい状況であると思っております。

ただ、こういった、今るる社会問題になっておるこういった問題もございますので、今後、県、国においても、この問題についてはあまり論じられておりませんでした。今後、購入補助制度等

につきましてしっかりした議論をしながら、高齢者の皆さんの交通安全について考えなければいけないというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 今回シニアカーの問題を取り上げたのは、比較的運転のしやすいとされるシニアカーの普及は、運転免許返納後の一助となると考えられること、独居高齢者が気軽に買物をしたり、出歩いたり、近くの集会への移動手段を持つということは、今後ますます懸念される孤立化防止対策となると考えられます。

この地域では、寒いのでシニアカーは使わないのではなく、今後必要性が増していく免許返納時の対策としての検討を要望して、次の質問に移ります。

次の質問は、免許返納後に伴う移動手段の確保ができない場合、病院への通院、地域における遠隔医療、診断についてお聞きいたします。

今年度、依田窪病院と和田診療所の間に電子カルテシステム導入として、情報共有を図るとして予算額1,496万円が予算化されています。現在の進捗状況について質問いたします。

また、病院と診療所を結ぶ電子カルテシステムにより町民へもたらされるメリットは何でしょうか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 依田窪病院附属和田診療所の電子カルテシステム導入につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、令和2年度に予算化をし、依田窪病院の電子カルテシステムの更新に合わせ今年度に繰越しをしておるところでございます。

ただいま御質問の進捗状況につきましては、依田窪病院の電子カルテシステムの導入後に和田診療所へ設置することとなっているため、現在、院内のシステムを構築中であり、年度内に和田診療所への設置も完了できる見込みであるとのことでございます。

メリットにつきましては、診療時間の短縮による感染症への対策となることのほか、和田診療所ではできない検査を依田窪病院で行った際、結果を画面上で確認できるようになり、そのことで経年的な比較ができること、また受診者がその後、依田窪病院へ入院した場合には、和田診療所の診療情報などが共有できるようになり、より有効な診療につながっていくというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 電子カルテシステムの情報共有により、非常に説得力があるといえますか、受けている側の患者にとってもいろいろ説得材料となりますので、ぜひとも共有化のほうどんどん進めていただければと思います。

次の質問ですが、長和町の面積は広範囲にわたり、病院、診療所への通院もままならない集落、別荘地の医療、診療については大きな課題として考えられます。

令和3年3月策定の長和町別荘地マスタープランでは、5G——5世代ジェネレーション（第5

世代移動通信システム)による非接触型医療について言及されていますが、病院からの遠隔地集落や別荘地の高齢化に伴う病院への通院の問題は年々深刻になっているわけで、現在、伊那市が実証実験を行っている移動診断車「ヘルスケアモビリティ」のような考えを取り入れた遠隔地診断を活用した、遠隔地医療について先進地となるべく積極的な調査研究と関連機関の働きかけを通じて、全国に先駆けて課題解決の先進地になる考えはないか、質問いたします。

○議長(森田公明君) 龍野建設水道課長。

○建設水道課長(龍野正広君) 長和町別荘地マスタープランはあくまでも目標を示したもので、5Gを利用しての可能性と理想を描いたものであります。

遠隔地医療はこれから大切で必要性を感じますが、今の町の財政状況を考えたときに、先進地になれる見込みは難しいと考えますが、病院と連携し検討してまいりたいと思います。

○議長(森田公明君) 佐藤議員。

○4番(佐藤恵一君) 再質問なんです、マスタープランといえども、そこに住む方々のいろいろな要望等を取り入れてのマスタープランだと思います。そういったものに関して、ある程度実効性とか、期間とか、期限とかをつけるべきだと思うんですが、あくまでも目標というんじゃなくて、いつ頃までにとか、そういった計画はないでしょうか、質問いたします。

○議長(森田公明君) 高見沢副町長。

○副町長(高見沢高明君) ただいま別荘のほうのマスタープランというようなことで再質問がありました。

これ先ほど課長が述べさせていただいたとおり、あくまでも可能性として、5Gが導入されればこういうことができるというようなことを目途に記載をしてあるということでもあります。

あと議員おっしゃるとおり、確かに目標として掲げているものなので、冒頭、課長が申した、これ自治体だけではとても可能性がないわけでありますので、病院といずれそういうような状況になれば、自治体病院ということもありますので、しっかり検討して、別荘のお客さん、いざというときに一番よりよい方法が取れるようにしていきたいというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長(森田公明君) 佐藤議員。

○4番(佐藤恵一君) 分かりました。答弁いただきました内容は分かりました。

マスタープランは可能性と理想を描いたものであるかもしれませんが、少なくとも遠隔地の医療、診断に対しては住民ニーズがあるわけで、その解決課題をすべくプランの具現化を図るように要望いたします。

町の財政調整基金の継続的取崩しや将来への負担を先送りしている財政運営については、継続して注視していくことを私は選挙のときに訴えてきました。今後も箱物主体の補助金等獲得が主たる財源となり継続されると考えますが、ソフト事業、情報通信事業等の先進技術分野では、先進的な国の事業を獲得したり、国以外にも財団・企業等から資金支援を得ている市町村があります。

これからは、市町村間の競争の時代です。全国一律の補助金は縮小、創意工夫をした先駆的な事業や計画を策定した市町村を選定して配分する事業が多くなっていくと思われま

単にICT、IoT、DXなど聞き慣れない言葉に踊らされることなく、町民の要望に沿う施策が一日でも早く実現できるよう町のビジョンをつくり、魅力的なプロジェクトを構想し、国や県から補助金を積極的に獲得しなければ立ち後れてしまいます。

ハード事業面、インフラ事業面等では町長の豊富な経験、人脈により補助金を獲得しつつ、一方では、先駆的な事業や計画プロジェクトを構想し、国や県から及び企業からの補助金、助成金を積極的に獲得して、活力ある長和町に期待して、私の一般質問を終わります。

○議長（森田公明君） 以上で、4番、佐藤恵一議員の一般質問を終結いたします。

ここで2時35分まで休憩といたします。

休 憩 午後 2時24分

再 開 午後 2時35分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

5番、田福光規議員の一般質問を許します。

田福光規議員。

○5番（田福光規君） 議長の許可を頂きましたので、一般質問を行わせていただきます。

私は、第1に、当町での「指定管理者制度」の運用について、第2に、「マルシェ黒耀」の現状と今後の課題について質問をいたします。

第1の質問、当町での指定管理者制度の運用についてであります。

当町では、現在、財政調整基金の取崩しが続いており、将来も歳入歳出のアンバランスが顕著に見えていることから、歳入の縮減に合わせて経常経費を削減し、投資的経費の制定を進めるなど財政状況を意識した運営が一層必要であると思われま

私は、今後の経常経費の削減を念頭に置きながら、当町の指定管理者制度の運用について質問をいたします。

最初の質問です。2003年の地方自治法の改定によって開始された指定管理者制度とはどのような制度か、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものとされていますが、それまでの管理委託制度との違いを含めて説明をお願いいたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 指定管理者制度の改正の背景には、「民にできることは民で」とする当時の小泉内閣の骨太改革路線の一環として、自治体の経営効率化の観点から、民間活力の導入を進めるために施設受託管理者の範囲を拡大したものでございます。

当町におきましても、その趣旨に沿って条例等の整備を行いまして、該当する施設の指定管理を

行ってきたところでございます。

以下、詳細につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） それでは、私のほうからお答え申し上げます。

従来、公の施設の管理を委託する場合の受託者につきましては、受託者の公益性、公共性などの観点から地方自治体が一定の出資をしている出資法人・公共団体・公共的団体に限定されておったわけでございますけれども、サービス提供能力が認められる民間事業者の増加、または住民ニーズの多様化への効率的な対応につきまして、民間事業者の有する様々なノウハウを活用することが有効でありますことから、事業者の選定手続の方法、管理基準を自治体の条例で定め、管理者の決定に当たっては議会議決によることとした上で、公の施設の管理運営を民間事業者も含めた幅広い団体に委ねることが可能な指定管理者制度が、平成15年9月の改正地方自治法の施行によりまして導入されたところでございます。

従来の管理委託制度につきましては、公の施設の設置者である地方公共団体と受託者との契約に基づき具体的な管理事務を行っておりましたが、施設の管理権限及び責任は設置者でございます地方自治体が有しておりまして、施設の利用承認などの処分に該当する使用許可等は委託することができませんでした。

一方、指定管理者制度につきましては、公の施設の管理による権限を委託させて行わせるものであり、処分に当たる使用許可等を指定管理者ができることとなりまして、住民サービスの向上と経費の節減を目的とした制度となっておりますところでございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 2つ目の質問です。地方自治法244条の2項では、自治体の長または委員会は、指定管理者に対して、当該管理の業務または経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、または必要な指示をすることができるかとされていますが、当町では報告・調査・指示をどのようにされていますか。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） 長和町の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例におきまして、毎年度の事業報告を定めており、次年度以降の年度協定の締結に当たり必要な事業内容の見直し、指定管理料の算定を行っております。

また、指定管理料の支払いを行っている10施設につきましては、町の監査委員による監査を行っており、管理経費の収支状況のほか、指定管理者の業務の運営状況などについても確認をいたしており、適正な業務遂行の指示、適正な額の指定管理料の支払いに努めておるところでございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 当町の今年度の指定管理料の総額、指定施設名をお答えください。

また、過去5年間の指定管理料の総額、指定管理数の推移についても、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） 当町の今年度の指定管理料の当初予算額でございますが、総額で8,852万6,000円、指定管理施設でございますけれども、高齢者生活福祉センター、デイサービスセンター長門、大門小規模ケア施設、和田小規模ケア施設、グループホーム和田、農林水産施設、依田窪林業総合センター、ふるさとセンター、ブランシュたかやまスキー場、長門温泉やすらぎの湯、和田宿温泉ふれあいの湯、特産物直売所、資料館羽田野、ダッタンそば加工直販施設、集出荷貯蔵施設、和田コミュニティーセンター、道の駅大型農畜産物直売所、道の駅足湯施設の18施設でございます。

過去5年間の支出総額でございますけれども、平成28年度が8,914万1,000円、平成29年度が8,699万3,000円、平成30年度が5,736万5,000円、令和元年度が5,787万2,000円、令和2年度が7,769万円となっております。

前回の御質問以降の指定管理の施設数の推移につきましてでございますが、令和2年度に道の駅直売施設並びに足湯の施設がオープンしたことによりまして、2つの施設が増加いたしました。また、旧直売所の閉鎖によりまして1施設が減、令和3年度にはグループホーム和田の竣工によりまして1施設の増、交流促進センターを廃止といたしまして、小茂谷の公民館としたことによりまして1施設の減という状況でございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 来年度以降の指定管理料総額の見通しとその考え方を教えてください。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 指定管理料につきましては、施設の維持管理に伴う経費であり、金額につきましては、各担当課におきまして年度協定の締結に当たり、指定管理者と協議検討を行った上で適正に決定をしているところでございます。

また、指定管理者制度は、公の施設について民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設を有効活用するためのものでございます。

このような趣旨からも、来年度以降の総額の見通しでございますが、営業収益を上げられる分野におきましては、自主的な経営努力をお願いするとともに、施設の維持管理における指定管理料の過度な削減によって、住民サービスの低下を招くことのないように配慮をしていくべきであるというふうな考えから、今年度並みに移行していくと考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 自治法の第244条第1項における、指定管理料の対象となる公の施設とは、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供する」と定義されていますが、どのような施設だと解釈されていますか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） 地方自治法の第1条の2におきまして、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」という規定がございまして、地方公共団体が設置する多くの施設が公の施設と解釈されるところでございますが、一般的には5つの要件を備えた施設ということとされておまして、1つ目といたしまして、住民の利用に供するための施設ということで、公の目的のために設置された施設であっても、役場の庁舎や研究所など住民の利用に供することを目的としないものにつきましては、公の施設ではないとされておるところでございます。

2つ目でありまして、当該普通地方公共団体の住民の利用に供するための施設ということで、長和町に住所を有する住民の利用に全く供しない施設につきましては、公の施設ではないとされておるところでございます。

3つ目でございますが、住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するための施設となっておりまして、利用そのものが福祉の増進となるものでなければならぬとされ、競輪場ですとか競馬場、こういった収益事業施設は公の施設ではないとされております。

4つ目に、施設であることとなっております、建造物であることが要件となっております。

5つ目でございますが、普通地方公共団体が設けるものであることとされておまして、国や普通地方公共団体以外の公共団体が設置した施設につきましては、公の施設ではないとされておるところでございます。

以上です。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 指定管理施設を利用して事業を行う場合の指定管理料の考え方について質問いたします。

全国的な指定管理料の考え方は、一般に、収益施設については指定管理者が市町村へ施設使用料を支払い、公益施設については市町村が指定管理者へ管理委託料を支払うルールになっています。民間事業者を指定管理者とする場合、収益部門の事業収益をもって、公益施設の管理を賄うという独立採算制の運営とする事例が多いようであります。

私は、2019年の6月の一般質問で、指定管理施設の目的が販売等の事業を含めたものである場合は、設置条例をその内容を含めたものとして、販売等の事業を指定事業とすることを提案いたしました。

そして、2019年の12月の議会に提出された長和町特産物直売所条例の一部を改正する条例の制定については、指定事業として、従来の①直売所の利用の許可に関する業務。②直売所の管理及び運営に関する業務に加えて、③として農畜産物、特産品等の販売に関する業務が加えられました。

長和町特産物直売所条例で定められた、長和町特産物直売所——これは和田宿ステーションのことですが——は従来から施設使用料を町に支払っています。

長和町特産物直売所条例で定められた、もう一つの施設、長和町道の駅大型農畜産物直売場——マルシェ黒耀のことでございますが——も施設使用料を支払っていくべきと考えますか、どのように考えられていますか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） ただいまの御質問につきまして、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

町監査委員による指定管理施設監査において、和田宿ステーションにつきましては、「指定管理料の算出根拠を改めて明確にするとともに、指定管理料、使用料のあり方について検討していただきたい」との指摘を頂いております。

また、マルシェ黒耀につきましては、「現在、マルシェ黒耀の施設使用料は頂いていないが、施設更新を見据え、将来的に施設使用料を支払えるよう取り組んでいただきたい」との指摘を頂いております。

和田宿ステーションは、令和2年度は新型コロナウイルス感染症による3割を超える減収によりまして、一部減免、令和3年度も前年度以上に減収している状況のため、今年度は徴収しないこととし、令和4年の3月議会で和田宿ステーションの施設使用料を減額補正する予定であります。

マルシェ黒耀につきましては、営業を始めてから間もないため、今後の経営状況などを勘案しながら、将来的に施設使用料を支払うことができるかどうか検討していきたいと考えています。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 次に、モニタリングの実施について質問いたします。

町は、指定管理施設において、住民に対する適正な公共サービスの提供を確保し、説明する責任があります。

モニタリングは、指定管理施設において適切かつ確実なサービスの提供が確保されているかなどの管理運営状況を、日常的・継続的に評価・確認を行い、運営上の課題等を発見し、それを施設の管理運営にフィードバックすることで、施設の管理運営状況を向上させることを目的に行われています。近年、隣町の立科町などのモニタリングに取り組む自治体が増えています。

当町も今年、初めてのモニタリングをマルシェ黒耀に実施したとお聞きしましたが、いつ、どのように実施し、結果はどのようでしたか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） 指定管理施設のモニタリングにつきましては、利用者のニーズの把握を行い、業務の見直しやサービスの向上が図れるよう、利用者アンケートを実施いたしましたところでございます。

利用者アンケートによる第三者評価、役場の所管部署による評価、指定管理者による自己評価を行い、モニタリング評価書にまとめる方法といたしました。

マルシェ黒耀のモニタリングの評価内容でございますが、指定管理業務に対し、利用実績、収支

報告、所管部署による評価（A～D）による4段階評価でございます。昨年度に行いました指定管理者による利用者アンケートの報告となっております。

評価につきましては、維持管理、これは清掃・保守等、特に公共トイレの清掃において自社で1日複数回小まめに清掃を行っていることを評価、これがA評価、利用者満足度の調査、これにつきましては、昨年度は年度途中で目安箱を設置しておりまして、調査が不十分でC評価、ほかはB評価で問題なしという結果でございました。

また、収支、売上状況につきましては、目標を5,000万円以上上回っているということであるため、良好であると評価しているところでございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 次に、情報の公表・公開について質問いたします。

指定管理者制度運用における透明性を確保するため、町と指定管理者は情報の公表等を積極的に行う必要があります。

前回の私の質問の答弁で、指定管理関係の情報は、全てを町のホームページで閲覧できるとの答弁がありましたが、今回の質問に当たり、町のホームページを見ましたが、探し切れませんでした。

指定管理関連の情報をまとめて掲載する等、見やすくする工夫が必要だと思います。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） 前回御質問を頂いた際、指定管理施設の条例が一部しか公表されていないのではないかという御質問に対しまして、現在施行されている条例は全て閲覧できる状態となっておりますと、そういった旨の答弁を行ったわけでございます。

指定管理関係の情報が全て閲覧できるという趣旨ではございませんけれども、今回実施いたしました指定管理施設のモニタリングの結果につきましては、さきの御質問に申し上げましたとおりでございますけれども、10月に実施されました指定管理施設の監査に併せて報告をさせていただきました、11月末に監査報告書の提出がされまして、今12月議会におきまして指定管理施設の監査報告が行われたわけでございます。

これを受けまして、情報の公開につきましては非常に重要であるという認識をしてございますので、指定管理を請け負う管理者やそれぞれの施設を利活用する皆様のためにも、多くの皆様からの意見や評価を、そういったものを反映させるためにも、各施設のそれぞれの取組を強化いたしまして、サービスの向上を図るためにも、議員おっしゃるとおり、見えやすい、分かりやすい等々鋭意取り組みまして、町のホームページに結果を公表したいと考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 2つ目の大きな質問に入らせていただきます。マルシェ黒耀の現状と今後の課題についてであります。

日本共産党の長和支部では、今年夏に町民アンケートを実施いたしました。町内の全戸にアン

ケート用紙を配布いたしました。約100通の返事が私のところに届きました。

その中に、マルシェ黒耀についての設問を設けましたが、第1の利用状況についての質問に対しては、①よく利用しているという方が7.7%、②時々利用しているという方が41.0%、③ほとんど利用しないという方が37.2%、④全く利用しないという方が14.1%でした。約半数の方が利用されているという状況であります。

自由記載欄を設けて、御意見をということで書いていただきましたが、ほとんどの方から生の声、御意見を多数頂きました。町民の皆さんのマルシェ黒耀に対する関心の強さを示していると思います。

残念ながら、マルシェ黒耀の現状について否定的な御意見が多かったことであります。

以上の経過を踏まえて、マルシェ黒耀の現状と今後の課題について質問を行います。

最初に、当町はマルシェ黒耀の管理運営に当たり、株式会社マルメロエイトと指定管理者契約を結んでいます。第1、指定期間、第2、指定管理業務、第3、指定管理料をお答えいただきたいと思えます。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） マルシェ黒耀につきましては、昨年の6月のオープン以来、大勢の皆様にご利用をいただき、売上げ等、順調に推移をしておるところでございます。

これからも地域の拠点施設として、農業をはじめとした地域産業の活性化の推進、住民の皆様の買物等の利便性の向上、各種情報発信等により、地域振興に寄与する施設を目指してまいりますので、議員の皆様をはじめ、住民皆様のなお一層の御協力をお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、御質問のマルシェ黒耀の指定管理契約における指定期間などにつきましては、担当課長より答弁をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） それでは、御質問のマルシェ黒耀の指定管理に関します期間、業務、指定管理料についてお答えいたします。

最初に、指定管理の期間でございますが、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間です。

次に、指定管理業務ですが、直売所及び施設等の利用許可に関する事、直売所及び施設等の管理並びに運営に関する事、農畜産物、特産品等の販売に関する事、消費者との交流事業及びイベントに関する事、地域情報の発信に関する事、以上の5項目が主な業務内容でございますが、協定にない事項などにつきましては、施設の管理運営上、町長が必要と認める業務としております。

次に、指定管理料でございますが、パート人件費、宅配経費、光熱水費、営農指導委託費、体験農場委託費、保守契約料、環境整備費、道の駅管理費などで年間1,800万円でございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 最初の質問の中で行いましたが、自治法の第244条の第1項における、指定管理料の対象となる公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供すると定義されています。町外や県外の車で往来される方が主に利用される道の駅にあるマルシェ黒耀に指定管理料を支払う理由、そもそもの狭義の意味での理解でいいますと、私はこういう道の駅にある直売所については、指定管理料を支払う対象の公の施設ではないという理解が私の狭義の意味での理解でございます。

支払う理由である、住民の福祉を増進する目的というのを認めておられる理由についてお聞きしたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） マルシェ黒耀につきましては、住民のミニスーパーとして、また、宅配など買物弱者対策として、住民の皆様がつくる団体、農業生産者の活躍の場として、やりがいを持ち、元気に生活できることにつながっており、まさに、住民の福祉を増進する目的に合致している施設であると考えております。

しかしながら、町外、県外の方が道の駅、マルシェ黒耀を訪れることで大きな効果があるとも考えております。

例えば、マルシェ黒耀で農産物を御購入いただけることで、需要と供給のバランスが保たれ、高齢者、女性就農者、新規就農者の活躍の場となることにより、農業振興にもつながっていると考えます。さらに、雇用創出の場になっているのではないかと考えます。

このことから、町外・県外の方が往来し、人が多く集まる道の駅にマルシェ黒耀を置くことこそが、住民の福祉増進に対する効果が大きいのではないかと考えます。

また、住民の福祉のための事業でございますので、指定管理制度に基づきまして指定管理料のほうを支払っております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 住民の福祉を増進する目的についての中身については、後ほど質問を行いたいと思います。その前に現状についてお聞きします。

昨年度の売上額は、経営収支はどのようでしたか。今年7月から支配人が変わりましたが、売上げは順調でしょうか。7月から10月末までの売上額を昨年と今年の対比でお示しいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 昨年度の7月から10月までの売上げが8,847万円に對しまして、今年度7月から10月までの売上げは9,717万円となっております。前年度対比で870万円の増額となっております。

今までのところ、前年同月と比較いたしまして、全て上回る結果となっております。

昨年度より緊急事態宣言によります営業制限などが厳しかった状況で、この結果につきましては、

予想以上の成果が上がっているのではないかと感じております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 指定管理料1, 800万円という報告でありましたが、算定根拠についてお答えください。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） それでは、指定管理料1, 800万円の内訳について申し上げます。

まず、パート人件費としまして540万円、これは人件費の2分の1の相当額でございます。次に、道の駅管理費としまして360万円、これは公衆トイレの清掃、あと下屋などの清掃の関係でございます。あと光熱水費ということで640万円、これは実費のうちの8割ということで算出のほうさせていただいております。

このほか宅配費、営農指導等委託費、体験農場委託費、保守契約料、園地管理装飾費等が内訳となっております。

なお、指定管理料につきましては、令和元年度の議会全員協議会の場におきまして説明を行いまして、事前に御了承を頂いた上で予算のほうに計上されておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） マルシェ黒耀の社員は何人でしょうか、その業務内容と処遇についてお答えください。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） マルシェ黒耀の従業員数につきましては、現在13名でございます。

内訳としましては、正社員が店舗管理者である支配人と商品管理者である主任の計2名です。パート従業員はレジスタッフ10名と経理事務1名の計11名でございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 指定管理料の中に、パート人件費——通勤費込みということで半額540万円が含まれていますが、何人分でしょうか、お答えください。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 運営計画の試算のときにおきましては、売場2名、事務1名ということで1日3名、年間延べ人数ということで1,080人ということで試算のほうさせていただいております。この2分の1の年間540人分を指定管理のほうで見させていただいております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 指定管理料の中の配達費全額96万円というのが含まれておりますが、何の経費でしょうか。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 配達費につきましては、移動手段のない高齢者、免許返納者の皆様などを対象にした宅配事業に関する経費でございます。経費の算出に当たりましては、配達に要する人件費ということで、2名120日分で算出のほうさせていただいております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） マルシェ黒耀の業務に従事されている方の中に、JA信州うえだから出向されている方が2人おられますが、その2人の業務内容、人件費等の費用についてお答えください。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） JA信州うえだから出向されている方につきましては、人件費としてではなく、業務の委託という形で対応しています。

委託業務の内容は、生産者組合出荷事務全般と出荷品以外の店舗内仕入れ・品出し全般業務をJA信州うえだに委託しておりまして、現在2名出向していただいております。

なお、委託経費につきましては、地方創生推進交付金のほうを財源とさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） JA信州うえだから出向の2人は、今後ともマルシェ黒耀の営業に不可欠と思われませんが、今年度は委託経費として地方創生推進交付金というお金を財源としていたということですが、今年度で切れてしまう、来年度以降の人件費等の費用をどのようにするお考えですか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） JA信州うえだからの出向につきましては、地方創生推進交付金の窓口人材機能委託事業を活用しております。この事業は、3年間の交付金事業期間内に、人材を育成することやノウハウを学ぶことを目的としております。

今年度で交付金事業が終了しますので、来年度以降は株式会社マルメロエイトで独自に雇用するのか、そのような方を確保できなければ、町が再度JAと直接委託契約することになるかと思われます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 現在でも指定管理料1,800万円年間支出しております。答弁にはありませんでしたが、このお二人の人件費というか委託料ですけど、年間480万円というふうにお聞きしていますので、さらにこれに上乗せするというののないよう、よくマルシェ黒耀のほう、マルメロエイトと相談して、ぜひマルメロエイトで持っていただくような方向性でお願いしたいというふうに思います。

次の質問に移ります。先ほど後からというふうに言いました指定管理料を支払う理由についてであります。

住民の福祉を増進する目的ということである、①生鮮食料品の販売、2つ目が地元の農産物の販売の問題でございますが、その現状と課題についてお聞きいたします。

まず、町民の皆さんの要望の強い生鮮食料品についてであります。

先ほど紹介しました町民アンケートの中では、「買物が便利になり、大変助かっています」、「近くで生鮮品が買えるのでよい」など評価する声もありますが、「生鮮品が少ないこと、特に肉とか魚が少ないのが残念です」、「品数が少ない」、「価格がスーパーに比べて高い」など、特に品数が少ないこと、値段が高いという厳しい意見がたくさん寄せられております。

まず、生鮮食料品の品数について質問いたします。

昨年度のオープン当初に比べ品数は増えていますが、スペースの問題や売れ残りなど課題もあると思いますが、どのような工夫を行っておられますか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） ただいまの御質問の内容につきまして、株式会社マルメロエイトのほうにお聞きいたしました。

まず、生鮮食料品の品数でございますが、11月現在で53アイテムとのことです。

オープン当初は現在より2割程度多く取り扱っていましたが、売れ残る商品があったため、売れ筋商品に絞り、入替えをしながら品ぞろえを工夫しているとの回答を頂いております。

また、田福議員がおっしゃるとおり、冷蔵ケースを設置するスペースなどに限りがあり、現在のアイテム数になっているとのことでありまして、これらの事情について御理解のほういただきたいということでございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 価格について質問いたします。高いという声がたくさん上げられているわけですが、生鮮食料品の仕入れはどこから行っていて、店頭価格はどのようにしてつけておられますか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） まず、価格につきましては、肉・魚、この仕入先のAコープ国分店の店頭価格と同額で販売しておりまして、その他の冷蔵品は、ロスも含めた最低限の利益を含めて価格のほうを設定させていただいておりますが、人件費や配送コストを考慮すると、もうけのほうは出ていないとのことであります。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） ほとんどの生鮮食料品は仕入価格で販売していて、もうけはほとんどないとの答弁でしたが、改善の余地はないのでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 生鮮食料品の関係につきましては、採算に合わなくても、住民皆様のミニスーパー的な機能として必要であり、福祉事業という位置づけと認識して継続のほうして

おります。

スーパーの場合は、生鮮食品の原材料を仕入れ、店舗内で加工を行い、パック詰めなどを行うため、安い価格で提供することができます。

生鮮食品の加工は、食品衛生法施行令に定められる食肉製品製造業・食肉処理業に関わる許可が必要な業種に当たり、そのためには、作業に必要なスペース、設備、資格・管理などが必要になります。

マルシェ黒耀の場合、生鮮食品の加工まで行うことを想定していない施設のため、加工に関わる体制が整備されておりません。また、現在の施設では加工する場所も確保できる状態とはなっておりません。

これらのことにより、マルシェ黒耀では、Aコープ国分店より仕入れを行い、同価格で販売提供している状況となっております。この状況を変えていくことは、現時点では厳しい状況にあり、また、販売価格ともうけに関することは、非常に難しい課題ではありますが、企業努力により、常に新しい販売ルート、手法があるかどうか研究していきたいとのことであります。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 町民アンケートで寄せられた高い、品数の問題については、そういう町民の声をしっかり受け止めていただいて、今後とも努力をしていただきたいということをお願いしたいと思います。

続いて、農産物の販売について質問いたします。

町民アンケートでは、「長和町及び周辺町村の農産物直販をもっと充実してもらえたらと思う」、「仕入れ品が多く、農産物の出荷が少ない」、「地元産野菜売場の表示をより明確にしてほしい」などの地元の農産物をもっと増やしてほしいという声が多数寄せられました。

地元の農産物と仕入れ品の割合について質問いたします。年間の中で、地元産の農産物が多く産出されると思われる、7月から10月の期間の比較で、昨年と今年の地元の農産物と仕入れ品の金額と割合についてお答えください。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 株式会社マルメロエイトに確認しましたところ、昨年2020年7月から10月は、地元出荷品につきましては1,640万円で49%、仕入れ品につきましては1,703万円で51%、次に今年2021年7月から10月ですが、地元出荷品が1,690万円で40%、仕入れ品が2,525万円で60%という状況でございました。

生産者組合事務局の見解といたしましては、オープンした2020年は、農産物の出し方が分からないという方がいたり、防除履歴の提出が面倒だという方がおまして、伸び悩んでしまった状況にあったとのことでした。

また、今年2021年は、確実に出荷者が増える手応えを持ち、臨みましたが、遅霜の影響が大きく出荷物が少ない状況にありましたが、秋口になり出荷が昨年を上回るようになったとのことでした。

した。

以上です。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） マルシェ黒耀と生産者組合で、地元の農産物を増やすために取り組んでおられる現状と課題についてお答えいただきたいと思います。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 地元出荷物を増やすための取組について、生産者組合事務局にお伺いいたしました。

現状は、マルシェ国分・あさつゆなど、人口が多い地域にある直売所のほうが、根本的に客数が多いことから売上げもよいため、そちらに長和町の生産物が流れてしまう傾向が出荷者の皆さんにあるとのことでした。

また、上田市には大規模農家があり、常に出荷できる生産者を持っていることが強みとしてあるということも上げられておりました。

この課題に対する打開策といたしまして、上田市武石地区・丸子地区の大規模農家に出荷をしてくれるようJAを通して依頼を行っているとのことでした。

また、よだくぼ南部営農センター内にあります直売所出荷ブースにおいて、マルシェ国分の隣に、新たにマルシェ黒耀の出荷ブースを設置し、早い時間から出荷できる体制確保を行ったとのことあります。

さらに、営農指導・営農センター情報誌を会員に定期的に配布し、情報提供を行ったり、生産者組合事務局より、生産者に直接出荷してほしい農産物の出荷依頼を積極的に行ったとのことでした。

また、「できる対策は、積極的かつ迅速に行っていると考えているが、生産者が少ない、大規模農家がないなど、生産者組合というよりは、行政の農業振興という大きく難しい課題が根底にあるので、補助などの支援策など、農家を増やす取組をさらに充実してほしいと切望している」との要望も頂いております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 地元の農産物を増やすために、長和町としての施策も必要と思われませんが、町としての考え方はいかがでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 中山間地域を多く抱え、兼業、小規模・自家消費農家が大多数である長和町におきまして、直売所に地元農産物を増やすということは、農業従事者の高齢化、新規就農者の減少、遊休荒廃地の増加問題といった大きな要因と切り離して考えることはできず、すぐに解消できる問題ではありません。

長和町の農業政策として、経営所得安定対策による交付金、中山間地域直接支払事業など国の直接支援事業のほか、農業機械施設等導入補助事業など、様々な補助事業を活用し支援を行っている

ところでは。

そのかいあってか、近年では、担い手の皆様の中に後継者を育成している、既に決まった後継者がいるという声が聞こえ、認定新規就農者は令和3年度で7名の方が認定を受け、後継者不足問題、新たな農家の確保の面において明るい兆しが見え始めております。

また、町内において、米、大豆、そば、ブロッコリー、ミニトマト、アスパラガス、キノコ、ブドウ、リンゴなど、質の高い農産物を生産されている農家の皆様もおり、さらなる活躍が見込まれる状況もあります。

今後の対策としまして、優良農用地の確保と有効利用として、国が進める「人・農地プラン」の基本計画に基づき、認定農業者など担い手農家への利用集積を推進するなど、担い手農家の支援育成と併せ、地域関係者、農業委員会、農業支援センター、農協など関係団体・機関の皆様と連携して、地域農業の振興に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 次に、マルシェ黒耀の開設目的で、町民への福祉的な位置づけで大きな位置を占めていました、生鮮食料品の配達販売、宅配について質問します。

宅配を行うに当たっての取組と現状、いつから始めて、利用者の状況等はどのようでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 御質問の宅配関係につきまして、株式会社マルメロエイトに確認させていただきました。

オープン当初から宅配について実施方法の検討を行い、住民の皆様が望む宅配にするため、今年2021年2月からモニタリングを開始、要望を集約しながら、現在のマルシェ黒耀の宅配事業の実施に至っております。

まず、対象者を移動手段のない高齢者、免許返納者の方々としました。対象者の選定に当たりましては、役場町民福祉課高齢者支援係、社会福祉協議会の皆様に協力を依頼し、対象者の選定及び声かけを行っていただき、申込みをされた方に宅配を実施しております。

利用者は現在3名で、実施方法は週2回食料品などを自宅玄関まで配達しております。JAまごころ便と連携して、食材をお任せでお届けするコースに加えて、カタログチラシ掲載商品の中から希望商品の注文を受け、配達日にマルシェ黒耀に並ぶ商品を厳選してお届けしております。

また、利用者の方からの要望があり、マルシェ黒耀で取り扱っていない日用品や菓子類は、主要な品目を独自で仕入れ、調味料や常温保存食品などと併せて、利用者がその場で選んで購入できるよう宅配車両に載せているとのことでした。

宅配時には、利用者の方の見守りも併せて行い、異常があった場合は、配達員が救急要請などの対応ができるようマニュアル化も行っているとのことでもあります。

引き続き、買物弱者の利便性の向上を図るため、利用者の増加に努めていきたいとのことであり

ますが、民間企業が運営する移動販売車の利用者数や浸透度などの状況を注視しながら、今後の事業展開に向けての検討を行っているとのことでした。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 町長にお聞きします。町長は、2020年9月の私の一般質問に対して、「当初の計画段階から当町にはないミニスーパー的要素と買物弱者を解消するための一つの施策としての宅配は、直売所の一つの機能として最重要視する、言わば私の肝入り事業として位置づけてきました」と答弁されましたが、現状に対してどのように考えられていますか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 買物弱者課題に対する解決策の取組の一つとして始めた「マルシェ黒耀宅配事業」も、はや1年が過ぎようとしております。

大型スーパーがない長和町におきまして、移動手段のない高齢者、免許返納者の方々等、買物弱者が増加しており、何とかしてほしいという声を多くお聞きする中、課題解決の一つとして、役場担当課、大型農畜産物直売所を運営する株式会社マルメロエイトと相談をして、宅配事業をスタートをしていただきました。

株式会社マルメロエイト、それからJA、社会福祉協議会、行政の民と官が連携し、理想的な形でまずスタートはできたと感じております。

ただ、始まったばかりでまだまだ改善、検討していく事柄は多くございますが、引き続き民と官が連携を密にし、さらに事業を展開をし、住民の皆様が求める新たな買物の形を醸成したいというふうに思いを強くしているところでございます。

マルシェ黒耀の宅配事業のほかにも、民間企業デリシアが運営する移動販売車「とくし丸」等もございます。各事業者も、大変厳しい運営の中、企業努力で継続していただいておりますが、この宅配、移動販売車による取組は、新しい生活様式において重要な役割を果たしており、業者の皆様には感謝申し上げるところでございます。

今後も事業者の皆様と連携を密にし、地域の声に耳を傾け、買物弱者に対する課題の解決に向け、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

特に、このちょうど先ほど来お話ございましたように、マルシェ黒耀がオープンしたときには、まさにコロナ感染の大変な時期でございました。この時期でございましたので、こういった感染症が落ち着いてまいりましたので、またさらに、新たに先ほど申し上げた生活様式も変わってきておりますので、そこら辺もよくよく検討しながら、町民の皆様のためになるマルシェ黒耀にさせていただくよう要請をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 宅配の問題ですが、現在、町内の宅配は、主に長野コープととくし丸が実施しています。長野コープは全町を網羅しておりますが、とくし丸はまだ網羅していない地域、空白地域があるように聞いております。この取組で町内の買物難民対策は十分なのか、社会福祉協議

会や高齢者支援係等、皆さんの力を借りて、町内の高齢者の方々のニーズの把握を、ぜひこの機会にお願いしたいというふうに思いますが、町の考え方をお聞きします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 先ほどの町長の答弁でも申し上げましたとおり、今後も事業者など関係する皆様との連携を密にして、地域の皆様の声に耳を傾け、買物弱者課題の解決に向け、しっかりと取り組んでまいりたいと考えていますので、よろしくお願いたします。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 最後に、町民アンケートで寄せられました、マルシェ黒耀に対する要望を御紹介して、今後の取組に活かしていただきたいというふうに思います。紹介します。

奥にスペースがあるので、コミュニティーのイベントや教育プログラムなどの実施サイトとして利用したらいかがでしょうか。

県内の道の駅は全て行っているが、県内で繁栄しているところを研究して人気のある道の駅にしていきたい。東御、木曾路、豊丘村、信州新町等15か所ほどある。自分の町だけでなくいろいろ見てきてください。

雑貨類を置いてもらおうと助かる。例えば洗剤とか生活に欠かせないものとか。支配人が代わってこれからの策に期待。マルシェの社員は皆よくやっていると思う。

店の奥の空きスペースをもっと有効に使わせてほしい。毎日お茶会ができる集まりの場としてはどうか。町の文化発信、交流施設として機能してほしい。町の補助をなくす。独身男性が多いので、お総菜類を増やすとか工夫できないか。

出品物が多数あるとき、並べ方を考えてほしい。野菜など生鮮食料品をもっと充実してほしい。お土産売場が広く、フリースペース等工夫が必要と思うという提案でございます。

最後に一言、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） ただいま御紹介いただきましたアンケートの要望につきましては、住民の皆様の貴重な御意見として受け止めさせていただきまして、ニーズに応えられるよう、ほかの地域との情報共有も図りながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 以上をもって、私の今日の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（森田公明君） 以上で、5番、田福光規議員の一般質問を終結いたします。

ここで午後3時40分まで休憩といたします。

休 憩 午後 3時31分

再 開 午後 3時40分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

9番、渡辺久人議員の一般質問を許します。

渡辺久人議員。

○9番（渡辺久人君） それでは、ただいま議長の許可を頂きましたので、通告に基づき質問をさせていただきます。

本日、私は、羽田町長5期目の公約についてと通学路危険箇所について質問いたします。

本年10月の改選に伴い、町長、町会議員も新たな任期に入りました。前期の4年間を振り返りますと、まず、平成29年、その2年後の令和元年の台風災害、そして本年8月の大雨など自然災害による被害、そして、昨年と今年の2年間は新型コロナウイルス感染症に見舞われました。

コロナ感染症も一種の災害であり、まさにこの4年間は災害に始まり災害に対応した4年間であり、行政の対応力とアセスメント、個々の能力を評価された4年間だったのではないのでしょうか。

最初の質問です。羽田町長5期目の公約について。

羽田町長は、このたび5期目のまちづくりに当たり、「NAGAWA NEXT VISION V」と題して、8つの宣言と101の公約を掲げています。

全てをお伺いできませんが、抜粋して公約の内容と具体的な施策をお伺いします。

宣言の1つ目、「心穏やかな生活をめざします」では、「危機管理を徹底し、住民のいのちを守ります」と述べています。危機管理を徹底するとは具体的にどのようなことを行うのか、また、自治会へ補助金を出すとありますが、どのようなときに補助金を出すのか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 私の掲げた宣言の一つ、心穏やかな生活を目指す中で、危機管理に関する御質問でございます。

今回のコロナ禍のようなことが原因で、どんなに環境が厳しくなったとしても、私たちが目指す地域社会は、希望を持って、誰もが輝く存在であり続ける地域社会であり、さらには、お互いに信頼し、困ったときには助け合える地域社会を実現していくことだというふうに思っております。

具体的には、今お話ございましたように、新型コロナウイルス感染症に対応した新しい日常生活に反映させる施策を進め、感染症から町民皆様の命を守ることや、令和元年東日本台風規模の風水害や地震などの災害に負けない環境づくりを進めたいというふうに考えております。

また、補助金につきましては、自助、共助、公助のうち、地域のことは地域で助け合う共助に注力し、各自治会の皆さんの意識向上や体制づくりを進めるために補助をしたいというふうに考えておるところであります。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 自主防災組織についてお伺いします。

平成29年12月の定例会で、私は自主防災組織の設立についての質問に対して、町長は、「平

成31年を目標とし、全地区に自主防災組織が設立できるよう進めていく」との答弁を頂いております。

現在の設立状況と今後も設立を図っていくのか。

また、長和町防災会議に組織されています、各地区の防災会議はきちんと組織されているか、2点お伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 現在25組織が設立されており、全86区中49区で組織が立ち上がっております。今後につきましては、先ほどの補助金を活用していただくなど、全地区の設置に向け取組を進めてまいります。

地区防災会議につきましては、古町、長久保、大門、和田の4地区それぞれに組織されており、財産区議員及び地元議会議員を中心に組織されておりますが、自主防災組織が区全体の約半数で設立されている現在、その役割など検討しなければならない時期が来ておりますので、平時、有事それぞれの状況下で連携が取れるよう協議を行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 自主防災組織は設立されていても、持ち回りの町内会長さんが行っているもので、設立時のモチベーションを継続するのは無理があります。

一方、地区防災会議は、町会議員や財産区議員さんが会長となっておりますので、一定期間は継続が可能と考えます。しかし、このような組織を持続的に行うには、ある程度の知識を持った人材が継続して行う必要があると考えます。町長の見解をお伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 近年の頻発する自然災害に加え、現在は新型コロナウイルスへの対策ということで、防災、危機管理には、専門的な知識と経験が今まで以上に重要となっております。

これは、公助の部分のみならず、自助、共助においても同じであり、地域防災を担う各組織においても人材の確保、育成は急務であり、町といたしましても、防災士の資格取得に対する補助金の交付などを進めておるところでございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） ただいまの答弁で、防災士という言葉が出てきましたが、防災の知識面では、防災士という資格があります。役場職員、消防団員など各地区で防災士の有資格者は何名いるか、御存じでしょうか。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 現在、役場で把握しております方につきましては、補助金を利用して取得された方が1名、それから独自で取得された方が、渡辺議員さんを含め2名、役場職員で1名の計4名の方でございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 町長の公約で「自治会への補助金を出す」と述べています。この補助金とはどのようなものか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 公約でも触れておりますけれども、自助、共助、公助で命を守るということで、それぞれの分野に対し、行政としてできるだけの支援や対策を行っていききたいというふうを考えております。

特に共助につきましては、具体的に申し上げますと、地域や組織、グループで命を守るということで、引き続き自主防災組織の設立や地域の防災リーダーを育成する活動に加え、新たに自治会等への支援として、感染症対策用品の購入や自主防災組織立ち上げのための会議費などに使える補助金を区ごとに出せるように検討してまいりたいというふうを考えております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 防災力を強化するには、各地区で防災の有資格者や見識者などが、リーダーとなり牽引していけば持続可能な防災力強化となります。

これまでも防災士の養成に予算はありましたが、若干の方が取得されています。しかし、まだまだ不十分でありますし、有資格者を取り込んだ組織ができておりません。

まず人材育成、役場職員も含め地区のリーダー養成を行い、自主防災組織及び地区防災会議の充実を図ることが先にすべきことと考えますが、町長のお考えをお伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 渡辺議員おっしゃるとおり、防災に関する地域のリーダーの養成は、非常に重要なことだというふうに考えておるところでございます。

現在、消防団幹部等に声をかけさせていただき、防災士の資格取得を進めたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 次に、宣言の2つ目、「心豊かに共生ができる社会福祉を実現します」と宣言しています。社会福祉とは、高齢者、児童、障がい者などの生活していく上で困難な状況に陥っている人に対して行われる社会的な支援・援助のことを意味します。

長和町では、若年層の人口減少から、独り暮らし高齢者、高齢者世帯の割合が高く、様々な予防事業を行っている中、介護度が高くなる高齢者が増加していることから、地域包括ケア体制のさらなる推進を目指し、昨年5月に長和町地域福祉計画、今年3月には、長和町高齢者プラン、長和障がい福祉計画・障がい児福祉計画が策定されています。

町長の公約では、「地域に根差した地域共生社会を実現します」と述べています。

長和町地域福祉計画作成後1年半が経過しています。基本目標で述べている、1、地域福祉を支える人づくり、2、誰もが参加できる支え合いの地域づくり、③、地域福祉を推進する体制づくり、

4、豊かな自然の中で安全で安心して暮らせるまちづくり、それぞれの具体的な取組状況をお伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 今回の私の選挙公約の一つであります「心豊かに共生ができる社会福祉を実現します」についての御質問でございますが、私は、少子高齢化、独居・高齢者世帯の増加、価値観の多様化、住民同士のつながりの希薄化等から地域に対する関心が低下するなど社会や家庭の姿が変化する中、社会的弱者等の孤立・孤独化の進行、将来の生活への不安等、様々な支援に的確に対応していくためには、個人の抱える個別課題だけでなく、個人や世帯が抱える様々な課題に包括的に対応しなければならないというふうに考えております。

そのためには、私の公約である一人も取り残さない福祉のまちづくりを行うことで、心豊かに共生ができる社会福祉を実現できるものと考えておるところでございます。

この実現のための一つとして、地域福祉を取り巻く状況の変化等を踏まえ、地域共生社会のまちづくりを目指し、地域福祉施策の基本的方向性を定めたものが長和町地域福祉計画であり、令和2年5月に策定をいたしました。

長和町地域福祉計画の基本理念は、「地域がつながりおだやかな暮らしが送れる地域共生のまちづくり」とし、制度・分野の縦割りや、福祉の支え手・受け手といったこれまでの関係を超えて、地域に暮らす誰もが地域の担い手としての役割を持ち、お互いに支え合いながら地域とつながっていく地域共生社会の実現を目指し、高齢、障がい、児童等各分野の福祉に共通して取り組む事項や、その他様々な分野と連携して取り組む事項について盛り込んでおります。

その一つとして、山の子学園共同村の移転新築に伴い、地域に根差した活動拠点として古町コミュニティセンター建設を併設することにより、地域共生社会拠点となり、心豊かに共生ができる社会福祉を実現できるというふうに考えておるところでございます。

なお、それぞれの基本目標の取組状況につきましては、担当課長から答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、私より答弁をさせていただきます。

長和町地域福祉計画の基本目標についての御質問でございますが、長和町地域福祉計画は、先ほど町長の答弁で申し上げましたが、地域共生社会の実現を目指し、高齢、障がい、児童等各分野の福祉に共通して取り組む事項を示したものでございます。それぞれの分野で対応しており、主なものについて答弁をさせていただきます。

最初に、1としまして、「地域福祉を支える人づくり」については、お互い様の意識醸成として、行政等とも連携しながら、自らが暮らす地域の課題や解決について話し合う交流の場を設けることとなっており、その一つとして、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターが地域に入り交流の場をつくり上げていますが、コロナ禍により思うように実施できていないのが現状でございます。

しかし、担い手となる人材育成につきましては、コロナ禍でも、長野大学社会福祉学部の学生さ

んの自治体福祉実習の受入れ、「認知症サポーター養成講座」の実施により、地域の認知症の方の見守り活動の実施、また、今年の7月8日には、認知症サポーター養成講座を受講していただいた、長門小学校・和田小学校の6年生に、第1号となる「ながわ（輪）ささえあい隊」として任命式を行い、地域の中で困っている方を見かけたら、ちょっと勇気を出して声をかけたりするなど、自分にできる範囲で地域の支え合いや見守りを行うことで、安心して暮らせるまちづくりに協力をしていただいているところでございます。

次に、「誰もが参加できる支え合いの地域づくり」につきましては、地域住民の誰もが参加しやすいよう、悩み事の話聞く、話し相手になるなどといったちょっとした頼まれ事をボランティアのメニューに位置づけ、誰もが参加しやすい仕組みを整えることにより、ボランティア活動への関心を高め、参加してもらえぬ雰囲気づくりを、社会福祉協議会と連携を図り、ボランティア活動の充実、育成、広報を行っているところでございます。

今年度は町内4地区のいきいきサロンのボランティアを対象に、困り事があるAさんにできることをみんなで考える「できること持ち寄りワークショップ」を開催をさせていただきました。

日々の生活の中で誰にでもできることがあること、いろんな発想があることを確認し、この地域なら安心して暮らせると思える地域づくりを現在進めているところでございます。

次に、3番目としまして、「地域福祉を推進する体制づくり」につきましては、高齢者、障がい児者、児童等これまで分野別に縦割りで行ってきた支援体制の分野との横の連携により、多様化・複雑化した福祉課題に対応できる町の支援体制の確立、町の支援体制のほか、県や広域で設置をしている各機関との連携による総合的な支援体制により、相談・支援機能の複合化に努めているところでございます。

また、現在国が進めております市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備し、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備」についても、今後検討していかなければならないというふうに思っております。

最後ですけど、4の「豊かな自然の中で安全で安心して暮らせるまちづくり」については、防災・防犯体制の強化及びバリアフリーの推進として、行政、自主防災組織等との連携により、住民向けの防災教育や避難訓練といった活動を通して、住民の防災意識の啓発に努めているところでございます。

また、地域住民の健康維持・増進のため、関係者と連携し、住民の健康づくりに関する活動の充実を図ることにより、誰もが健康で暮らせるまちづくりを目指し、各種健康増進事業への積極的な参加を促し、健康増進を図っているところでございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 次に、計画の進行管理と評価について、長和町地域福祉計画推進委員会を設置し、本計画の具体的な取組評価するとありますが、長和町地域福祉計画推進委員会は、設置さ

れ、チェック、評価はされているのか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 長和町地域福祉計画の評価についての御質問であります。今年3月長和町高齢者プラン、長和障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定に当たり、各策定委員会において、前期計画の評価、見直しを昨年度実施したところでございます。

御質問の長和町地域福祉計画につきましては、高齢者、障がい者に限る計画ではなく、福祉に携わる総合的な計画となっております。令和2年度から6年間の計画となるため、中間期間であります令和4年度に長和町地域福祉計画推進委員会を設置し、その中で具体的な取組状況を把握し、評価をしたいと考えております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 次に、宣言の5番目では、「心地よい生活を守ります」と宣言しています。

この中で、「脱炭素社会における自然エネルギー、小水路発電、住宅用太陽光発電システムの活用を図ります」と述べています。

小水路（水力）発電の活用とはどのようなことか、町で新たに水力発電所を設置するのか、設置するのであれば候補地はどこなのか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） SDGsにあります脱炭素社会に基づき、自然エネルギーの見直しを行っていきたいと考えています。

町では、以前、小水力発電の試験を試みましたが、収益的な効果が見られないなどの結果により行っておりませんが、今後において新しい方法を用いて行えるなら、発電された電気を多用途に利用ができればと考えております。

また、今現在、飯山市の藤巻建設が野々入で小水力発電事業を行おうとしていますが、その支援を行っています。自然エネルギーで生活に役立つ方法があれば検討していきたいと考えております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 水力発電の長所として、設備利用率が50から90%と高く、昼夜、年間を通じて安定した発電が可能で、太陽光発電と比較して5から8倍の電力量を発電できます。また、太陽光と比較して設置面積が小さいなどが上げられています。

長和町には、青原発電所、水沢発電所、和田発電所、唐沢発電所の4つの発電所があります。このような発電所があることで、電源立地地域対策交付金で和田地域の活性化事業等にも活躍されているところであります。

次の質問です。国は、住宅用太陽光発電システムの活用について、地球温暖化防止対策の一環として、新エネルギーの導入を促進するため、住宅用太陽光発電システム及び蓄電池の設置に対し、令和3年度蓄電池等の分散型エネルギーリソースを活用した次世代技術構築実証事業費補助金45億2,000万を予算化されておりました。交付申請額の合計額が8月18日に予算額を超過したた

め、8月18日到着までの申請をもって交付申請の受付は終了されています。

今回の町長の公約で、「住宅用太陽光発電システムの活用を図ります」と述べていますが、このような事業を今後も継続して行っていくと理解してよろしいか、また、心地よい生活を守るために、住宅用太陽光発電システム及び災害等による停電時に、ある一定時間電力供給のできる家庭用蓄電池に対して、町独自の補助金を出せないか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 住宅用太陽光発電システムや家庭用蓄電池に対しての町独自の補助制度についての御質問ですが、住宅用太陽光発電システムに対する補助事業につきましては、今後も継続をしてみたいというふうに思っております。

また、家庭用蓄電池システムに対する補助金につきましては、現在導入の検討を行っております。財源の確保なども含め、対応できるよう進めてみたいというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 住宅用太陽光発電システムの蓄電池設備は、災害時の停電に非常に有効と考えています。県内でも補助を行っている町村もありますが、災害に強いまちづくりのためにも、ぜひ御検討をお願いします。

次に、6番目の宣言で「心強くコロナに負けない地域産業をすすめます」と宣言し、「農業関係者の皆様とともに将来に向けた農地の保全、農業生産基盤の確立をはかります」と公約しています。

近年、農業を取り巻く状況は、異常気象、自然災害、有害鳥獣被害の発生、農業従事者の高齢化、農業離れ、遊休荒廃農地の増加により生産基盤の縮小が進んでいます。

町では、農地保全、農地利用集積事業としてどのような事業を行ってきたか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 農地の保全に関する事業といたしましては、中山間地域等直接支払事業、多面的機能直接支払事業及び環境保全型農業直接支払事業の日本型直払い事業のほか、農業委員会が行っている農地利用状況調査などを踏まえて遊休農地解消へ向けた取組を行ってまいりました。

また、令和3年度現在、農地中間管理事業、農地利用集積円滑化事業、農業委員会に申請のあった相対の農地貸借を合わせて、貸付人が549者、借受人が62者、筆数が1,057筆、面積は157ヘクタールとなっております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 今後、農地利用は貸手が増加し、借手が減少し、拍車がかかります。借手が減少すれば遊休荒廃地が増え、経年とともに耕作不可能となります。

町長の公約では、「農業関係者とともに将来に向けた農地の保全、農業再生基盤の確立をはかります」と述べています。具体的にどのように農地を保全するか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 先ほどの御質問でもお答えいたしました3つの日本型直払い事業に基づきまして、地域農業者の方とともに農地の保全に努めてまいりたいと考えております。

また、現在、農業委員会組織の農地利用最適化推進委員が5年先、10年先の農地の管理や後継人について調査しておりますので、それらの調査結果を踏まえて、当町の農地保全に関する道筋を切り開いていきたいと考えております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 人口減少の中、農業再生基盤確立のためにも、農業就労者を維持あるいは増やす必要がありますが、何か施策はお考えか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 全国どの自治体におきましても、農業従事者の高齢化や担い手不足が問題となっており、当町においても農業後継者や新規就農者の確保については喫緊の課題となっております。

現在、上田市・青木村とともに定住自立圏構想として、JAの子会社である信州うえだファームに専属コーディネーターを配属し、新規に就農する方への農業研修のバックアップをするとともに、上小管内で就農を促進するよう働きかけております。

また、長野県農業大学の生徒さんとの懇談をはじめ、各地域の農家へ出向いていただいて、当管内での就農を推進しています。なお、令和3年度までに信州うえだファームの修了生4名が当町で就農をしております。

農業後継者の関係についてですが、担い手と呼ばれる大規模農家の皆さんの中には、既に後継者の育成を行っている方や、後継者のめどをつけていらっしゃる方もいますが、個人経営の農家の方は、後継者について苦慮しているという声が多く聞かれます。

外からの人材を確保することのほかにも、後継者問題の改善策については、最優先課題として取り組み、基幹産業としての農業を守っていききたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 町長が公約で掲げていますので、これまでどおりの国の施策のみでなく、町独自の農地保全、就農者確保の施策を行っていただきたいと考えます。

例えば、休耕地を一時的に農地以外で利用するとか就農目的の地域おこし協力隊を募集するなど、また、先ほど農地利用最適化推進委員さんの調査結果を踏まえてと答弁されましたが、結果は予想できるはずです。10年先までとか余裕はないはずです。人口減少の波は地域産業の担い手の減少を招き、耕作放棄地や空き家、空き店舗など様々な課題が表面化し、地域社会の存続への危機感が生まれています。

この問題は、先ほど町民福祉課長が答弁された重層的支援体制整備事業に該当するのではと考えます。

次の質問です。新規就農、次世代人材投資事業となると、農機具の購入、施設の整備など投資が必要となります。2022年度から新規就農者向けの支援策が大幅刷新されるようですが、どのようなものか、また、町独自に離農した方の農機具をあっせんしたり、買い取って貸出しするなどの支援はできないか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 国の制度として、来年度刷新される農業次世代人材投資事業に代わる支援策の関係ですが、これまでは、いわゆる補助金・助成金であったのに対し、機械や施設の設備投資や資材費購入などに係る借入金を国・県及び市町村が肩代わりするといった制度となり、大きく変更されます。

ただし、大まかな制度設計しか公表されていないため、今後どのような形で予算立てをしていくのか、申請や支払い先などはどうするのかといった細部までは決定されておりません。

また、農機具のあっせん、買取り及び貸付けの御質問ですが、まず、需要と供給について調整が難しい点があるかと思えます。離農されて不要になった農機具は、規格、大きさ、馬力など様々異なることが予想されます。それらは用途や農地面積、場所などに応じて、それぞれの能力を十分に発揮できる最適な場所があったからこそ稼働していたと考えられますので、需要に応えられるかが不透明であります。

買取り価格についても、耐用年数や状態、走行距離などによって設定するのが非常に難しいと考えられますし、民間企業で農機具の買取りなどを行っておりますので、それら民間活力との兼ね合いもございます。

しかしながら、離農に伴い使い手のなくなった農機具を活用するということはメリットがあると思っておりますので、今後、方法などについて研究してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） よろしく御検討願います。

次に、8番目の宣言では、「心通う官学連携に取り組みます」と宣言し、「産官学連携によるまちづくり」、「未来を担う子どもたちの道標となる活動を進めます」と公約しています。具体的にどこの企業、大学とどのような内容で連携し、子供たちの道標を創造していくのか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 明治大学、東京農業大学、信州大学、長野大学、女子美術大学など、長い歴史の中で官学連携によるまちづくりを進めてまいりました。

具体的には、鷹山黒耀石原産地等に係る明治大学との連携により、世界でも類例のない黒耀石鉦山展示室「星くそ館」の建設等、貴重な文化遺産を生かしたまちづくりに努めてまいりました。

地域再生・担い手育成教育、伝統文化維持・発展、地域特産品の増産などを目的に連携してきた東京農業大学山村再生プロジェクト事業、アートをテーマとした構想事業から始まり、アートによる長和町活性化事業として継続されている、女子美術大学との連携による巡回ワゴンへのラッピング

グやクリアファイル、ながわ（輪） ささえあい隊のオリジナルキーホルダーの制作などを成果として上げております。

今後は、町と大学とのシナジー効果を検証し、より確かな連携強化を進めることにより、未来を担う子供たちの道標とすべく、さらに進化した取組に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 産官学連携及び未来を担う子供たちの道標から、私は勝手に企業誘致をイメージしてしまいました。

長和町では、子育て世代に手厚く様々な支援を行っています。しかし、長和町には学校卒業後、働ける事業所が不足しています。

新型コロナウイルス感染拡大によって密を回避するため、テレワーク、地方移住、ワーケーションといったニューノーマルな働き方が早いスピードで浸透しています。企業移転のニーズも高まりを見せています。

町長には、企業を誘致してビジネス創出や地域活性化につなげる考えはあるか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 産官学連携に係る公約につきましては、直接的に企業誘致をイメージしたものではありません。

現在、町内事業所は個人事業所及び中小零細企業がほとんどを占めております。そして、毎年定期的に採用している企業は少なく、ほとんどは辞めた方の補充をする状況であるとのことですので、新卒者を雇用することが大変難しいというふうに考えられております。

長和町は、上田方面や佐久方面に1時間以内で通勤することができる場所に位置しております。さらに、来年（令和4年）4月1日からは、新和田トンネル有料道路が無料化され、岡谷・諏訪方面へも通勤しやすい環境が整います。

このような就業関係の利点を生かしながら、長和町が子供たちにとって住みやすい町、住んでいてよかった町となるよう、議員のおっしゃられるニューノーマルな働き方についても視野に入れながら、施策の検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 道標とは人生における進むべき道、目標と私は理解します。その目標は、人生の節目で変化するもので、その選択肢は幾つあってもよいと思います。

例えば就学を終え、就職となったとき地元で働ける選択肢があってもよいと思います。長和町でこのような道標はないと理解し、残念に思いました。

次の通学路危険箇所についての質問です。

今年6月、千葉県八街市で下校中の児童が飲酒運転のトラックにはねられて死傷した事故を受けて、県は、11月18日、県内の市町村などと合同で通学路を一斉緊急点検し、危険で対策が必要

な箇所が計2, 240か所に上がったと発表しました。

長和町では、対応が必要な箇所17か所と掲載されておりました。いつ、誰が調査を行ったのか、その結果、地区ごとの箇所数、速やかなソフト対策とハード整備が求められた箇所数とその内容、整備完了はいつになるか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 藤田教育長。

○教育長（藤田仁史君） 教育委員会といたしましては、事故の報告を受けまして、6月30日に長門小学校、和田小学校に町内通学路の安全点検の通知を発出いたしました。各小学校ともに毎年春に通学路の安全点検を実施しておりますが、八街市の事故の報告を受け、再度点検をお願いしたところでございます。

点検に当たっては、徒歩での通学だけでなく、バス通学におけるバス停から各自宅までの安全を確保する視点も含め、再度点検をしていただきました。

詳細につきましては、課長より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（森田公明君） 中原教育課長。

○教育課長（中原良雄君） 各小学校からの点検内容を受けまして、学校教育係で現場の確認を行い、関係者を集めて9月30日に長和町通学路交通安全推進会議を開催いたしました。

交通安全推進会議には、会議設置要綱に基づきまして、上田警察署交通課規制係、各駐在所、上田建設事務所、和田学校支援地域本部、安全安心支援部長、各小学校PTA会長、長門小学校・和田小学校・依田窪南部中学校の各教頭先生にお集まりをいただき会議を開催したものでございます。

会議では、長門小学校から10か所、和田小学校から7か所の対策要望箇所について内容を確認するとともに、現場の検分を行いました。

長門小学校からの要望内容は、横断歩道の設置4件、ガードレールなどの安全対策5件、歩道の整備1件、注意喚起の看板設置が2件でございます。1か所の要望に対する対策が2件となっているものもございますので、箇所数といたしますと合計10か所でございます。

和田小学校ですが、路側帯と車道を分離する白線、横断歩道と横断歩道の前後に注意喚起を行うダイヤモンドの塗り直しの要望が6件、湯遊パークの体育館前の横断歩道の要望が1件の合計7件、箇所数も7か所でございます。

現場確認では、要望箇所において現場の状況を踏まえ、関係機関ごと対策を検討いたしました。

教育委員会といたしましては、交通規制や横断歩道に関する内容は警察署に対して、また、国道・県道の歩道設置については、上田建設事務所に今後も要望をしてまいりたいと考えております。また、町道に関することは、町で対応を進めてまいります。

整備完了時期についてでありますけれども、対策の内容等により一概に申し上げられませんが、いずれにいたしましても早急に対応できるよう努めてまいります。

今回の八街市の事故については、事故の加害者である運転手が法令を遵守しなかったことによる悲惨な事故であります。毎年の児童への交通安全教室を通じ、ソフト的な交通安全対策と、長和町

通学路交通安全プログラムに基づく年に1回の交通安全点検の実施による確認を継続してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 次に、新聞にも掲載されていましたが、「市町村によって危険箇所の判断に差がある」とありました。私も見守り活動をする中で、朝の通学時に、通勤時間帯と同時刻となり、下り坂の緩いカーブでかつ樹木により見通しが悪く、横断歩道を渡るにも細心の注意が必要な箇所があります。

この場所は、今回の危険箇所には指定されていませんが、以前から教育委員会、小学校には申し上げていました。ぜひ危険箇所として対応願いたいですが、いかがでしょうか。また、このような場所を再調査していただきたいが、お伺いします。

○議長（森田公明君） 中原教育課長。

○教育課長（中原良雄君） 今回の八街市の事故を受け、安全点検を行うとともに長和町通学路交通安全推進会議を開催したものであります。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、各小学校においては毎年、春に通学路の安全点検を実施してございます。そこでの要望に関しては、関係機関に要望するとともに、対応できる箇所については対策を施しています。

また、それぞれお立場で気づいたことがございましたら御指摘いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、御質問にございます箇所につきましては、現場も確認させていただきましたので、関係部署とも協議し対応をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 17か所の危険箇所は保護者をはじめ地域や近隣者、日常通行する方に周知する必要があると思うが、公表及び周知を行うのか、その方法をお伺いします。

○議長（森田公明君） 中原教育課長。

○教育課長（中原良雄君） 17か所の危険箇所については、学校を通じて児童の保護者にお知らせをするとともに、町のホームページにも掲載したいと考えております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） ハード的な対応、保護者への通知はこれからとのことですが、まず行うべきことは、これらの危険箇所が通学路であることを周知することだと思います。日常的に通学路を車両で通行するのは地域の特定の住民であります。マップなどを作成し、まずは地域住民への周知が必要と考えます。よろしく御検討ください。

以上をもちまして、私の本日の質問を終了いたします。

○議長（森田公明君） 以上で、9番、渡辺久人議員の一般質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（森田公明君） これで、本日予定しました一般質問は全て終了いたしました。

ここで事務局長より報告があります。

米沢議会事務局長。

○事務局長（米沢 正君） それでは、報告をさせていただきます。

先日、12月7日に開催されました第4回長和町議会定例会におきまして、追加議事日程第1発議第4号 長和町議会改革検討委員会の設置についてが賛成多数により可決されました。小川議員より活動期間について調査研究を完了する日までとなっており、今までの議会改革検討特別委員会の期間はどのようになっているのかとの質問があり、後日回答をさせていただきたいと報告をさせていただきました。このことにつきまして報告をさせていただきます。

特別委員会の期間につきましては、議員任期が終了する日までとなっており、議員の任期で特別委員会は消滅をすることとなります。したがって、今までの議会改革検討特別委員会については、令和3年11月30日をもって消滅したことになります。

委員の任期につきましても、特別委員会が消滅したことにより委員任期も終了したことになりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（森田公明君） 報告を終わります。

次に、12月10日明日一般質問を予定しておりますが、開議時刻を午前9時からといたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、明日の一般質問につきましては、午前9時から開議いたします。

以上をもちまして、本日予定しました会議は終了いたしました。

会議を閉じ、延会といたします。

延 会 午後 4時30分

第 2 号

(1 2 月 1 0 日)

議 事 日 程

令和3年12月10日
午前 9時00分 開議
長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 一 般 質 問
散 会

令和3年長和町議会12月定例会（第2号）

令和3年12月10日 午前 9時00分開議

出席議員（10名）

1番	阿部由紀子	議員	2番	龍野一幸	議員
3番	荻野友一	議員	4番	佐藤恵一	議員
5番	田福光規	議員	6番	羽田公夫	議員
7番	原田恵召	議員	8番	小川純夫	議員
9番	渡辺久人	議員	10番	森田公明	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	羽田健一郎	君	副町長	高見沢高明	君
教育長	藤田仁史	君	総務課長	城内秀樹	君
企画財政課長	藤田健司	君	建設水道課長	龍野正広	君
こども・健康推進課長	長井剛	君	町民福祉課長	藤田孝	君
情報広報課長兼会計管理者	上野公一	君	産業振興課長	宮阪和幸	君
教育課長	中原良雄	君	文化財担当課長	大竹幸恵	君
総務課長補佐	小林義明	君			

議会事務局出席者

事務局長	米沢正	君	議会事務局書記	牛山美智子	君
------	-----	---	---------	-------	---

◎開議の宣告

- 議長（森田公明君） おはようございます。
長和町議会第4回定例会を再開いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
-

◎日程第1 一般質問

- 議長（森田公明君） 日程第1 一般質問を行います。

通告順により、本日5名の一般質問を行います。

7番、原田恵召議員の一般質問を許します。

原田恵召議員。

- 7番（原田恵召君） おはようございます。

私たち議員は12月1日から新たな任期となり、これから4年間、しっかりと町民益を考え、是々非々で何が町民のためになるかを考え、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。この場に立ちますとその責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

マスクを外していいという話ですので、外させて質問させていただきますので、よろしくお願ひします。

本日は、11月25日に通告しました3件の事項につきまして質問をいたします。

まず1点、台風及び大雨からの復興状況と今後の方針は、2、コロナ対策について、3、福祉灯油の実施について、という3点について質問いたします。

なお、通告から16日が経過していることから、コロナや福祉灯油については日々状況が変わっていることから、質問内容が実情にそぐわないこともありますので、御承知いただき答弁いただきたいと思ひます。

また、ゆっくりと質問しますので、町民に分かるようなそんなゆっくりとお答えを頂きたいと思ひます。

最初に、1としまして、台風及び大雨からの復興状況と今後の方針はということで質問をいたします。

この質問は元年の台風災害、また本年8月13日のお盆に起きました大雨の災害につきまして、その状況、復興状況について質問をいたします。

元年の復旧が進まないうちに本年の災害は、災害は忘れた頃にやってくるのでなくいつでも来るというふうに、私たちの肝に銘じる出来事ございました。私は、安全があつて安心が生まれる、災害に強い郷土をつくるをこの4年間の私のテーマとして一丁目一番地として考え、この質問をすることといたしました。

まず、幾つかの項目がございますので、項目に沿って質問してまいりますので、お答えを頂きたいと思います。

まず、元年の台風災害と本年8月の大雨による災害の復旧状況についてお伺いします。どの程度復旧が進み、残りはどのくらいあり、いつ終わるのか、まず伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 令和元年度の台風19号では、長和町では被害総額は19億円の甚大な被害を被ったわけでございます。

復旧状況でございますが、道路等の復旧は着々と進んでおりますが、工事期間が渇水期の11月から5月までの間と限られております頭首工や堤外水路の被害箇所への復旧終了予定は、令和5年度の予定となっておりますのでございます。

住民の皆様には不安や御心配、御迷惑をおかけしておりますが、ひとつ御理解と御協力をお願いを申し上げたいと存じます。

詳細につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 令和元年度台風19号と今年の8月の豪雨災害の復旧状況と残りの箇所がいつ終わるのかとの質問でございますが、建設関係の国庫補助対象となる復旧状況につきまして答弁させていただきます。

令和元年台風19号では23か所被災を受け、11月末時点で18か所が竣工し、今年度末までに残り5か所の竣工を予定しております。

次に8月の豪雨災害では、道路6か所、河川2か所、橋1か所、計9か所でございます。復旧工事は4年度の発注で4年度末までに竣工予定でございます。

次に、耕地関係の国庫補助対象となる復旧状況でございますが、台風19号にて77か所被災を受け、11月末時点で36か所が竣工し、令和5年度末までに残り41か所の竣工を予定しております。

先ほど町長が申したように、被害のほとんどが頭首工と堤外水路であり、渇水期の11月から5月頃までと工事期間が限られておりますので、どうしても工事に時間を要してまいります。

農作業には支障のないように取り組みますので、町の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

また、8月の豪雨災害では、農道1か所で令和4年度末までに竣工予定でございます。

林道関係につきましては、この後、産業振興課長より答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） では、私のほうから林道関係の復旧災害状況について答弁のほうをさせていただきます。

令和元年の台風災害では29路線が被災し、残っていますのは林道本沢線の1路線のみであり、

現在復旧中であります。

林道本沢線は、令和元年の台風災害で最も大きな被災路線であり、被災箇所は4か所、あと奥地で迂回路がないということで、下流側から順に復旧を行っている状況であります。現在は2号箇所の復旧中です。残りの3号、4号箇所は令和4年発注、令和5年竣工の見込みでございます。

次に、本年8月の大雨による災害の復旧状況についてですが、本年8月の大雨では22路線が被災し、うち2路線が激甚災害に決定されました。

現在の復旧状況は、11路線の工事が終了、7路線につきましては契約中でありまして、令和4年2月中旬に竣工予定であります。

激甚災害に決定されました2路線とその他2路線につきましては、令和4年発注、令和4年竣工予定となっております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） ただいま答弁いただいた中で分からない部分がございますので質問いたしますが、頭首工というのは水の取入口ですね。もう一つ、堤外水路というのは何を指しているのか、その堤外水路について。

それとただいま国庫補助関係でという話での答弁でございますが、国庫補助にならないような災害についての復旧については、町が行うんだと思いますけども、それについてはいつ終わるのかお願いいたします。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） まず、堤外水路でございますが、堤防より外側が、すみません、言い方がちょっとおかしいんですけど、堤防の中にあるのが堤外水路というふうに言っています。ですから、堤防の中に水路または頭首工から当然水路がありますけども、その部分を言っております。

あと国庫補助対象外のその他についての被害箇所でございますが、今現在では終わっておる状況でございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 後にもありますのでそちらのほうでもう1回終わっているか終わっていないかを確認をしたいんですが、②としまして、大門川で新屋から岩井にかけての元年の台風での復旧箇所が、復旧終わったところでまた崩れたという箇所がございますが、これはどのように改修されるのか。工事はいつ終わるのか。やっとできてよかったなと思っていたところでの災害でございましたので、住民、非常に不安でございますので、その内容について説明願います。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 8月豪雨災害による災害した大門新屋地区から岩井地区にかけての延長132.2メートルにかかる護岸工の復旧工事ではありますが、新たに復旧工法としましては、コンクリートブロック張工に加え、降水時に河床の洗掘を防止するための根固工による復旧をする

計画でございます。上田建設事務所にて現在工事の発注に向けて準備中であり、令和3年度から4年度にかけて復旧工事を行う予定となっております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 次に③としまして、入大門の西側の上の4区がございますが、その住宅の山側のビニールシートのかかっている部分についてですが、復旧はまだ手がついていませんけれども、今現在のその危険性というのはないのか。どのような予定なのか。この場所につきましては、元年の際も亀裂が入り住民が避難をし、また本年8月においても亀裂が入って住民が避難したという、その住民避難指示の原因となった場所でございます。そこも今手つかずでございますので、今年の8月13日の大雨の際には体に障がいのある方、高齢の方、デイサービスに通所されている方などが大雨の中避難したという現実がございます。大雨のたびに避難指示が出されているようなところなんですけども、復旧や対策はどのように予定されているのか、詳細に説明を望みます。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 議員の質問の当該箇所につきましては、8月の集中豪雨により3か所被災しました。現在は、これ以上崩落しないよう応急的にブルーシートで保護してあります。

入大門線から入った西側の道路は町道裏村2号線でもあることから、復旧方法については検討しましたところ、その周辺のり面が平成24年度頃に崩れ、その復旧工事を県が急傾斜地崩落対策事業として工事を行った経過があると分かりました。これを受けて、町としましては、9月、令和4年度の県単事業要望事項の一つとして要望をいたしました。県が指定する急傾斜地崩壊危険区域にも指定される地域でありますから県にて対応を頂きたいと強い実施要望をしたところであります。

なお、町道入大門線沿いの西側の土砂崩落と町道裏村2号線の上の段の土砂崩落につきましては、今年度中に土留め工において復旧する予定でございます。どちらにおきましても、1日も早い復旧を行わなければいけないと考えております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 住宅の真裏でございますし、そこに町道が入っていて上下という本当に住民にとってひやひやしなから生活しているという場所でございますので、この後も出てきますけども、県の事業について強い実施要望、声を大きくして早くやってくれという要望をしていただきたいというふうに思います。

次に④としまして、消防団のコーン、あの赤いとんがったやつですね。コーンが置いてある場所があるんですが、そこは何らかの改修をこれから行う予定で置いてあるのか伺います。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 町道東沢線に置かれている消防団の三角コーンではありますが、8月の集中豪雨により消防団が道路が路肩の崩れにより危険であると判断し置いたものであります。その後、町の建設水道課の担当者が現地を確認しましたが、確かに路肩の崩れはあるものの車の走行や歩行者には支障のない軽微であったことから、町としては、巡回等を行い見守っていきたいと

考えています。

三角コーンですが、既に町の消防担当者を通じ第5分団にコーンの片づけを依頼させていただいてありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 了解しました。先ほどもあったんですが、補助事業がまだ終わっていないけれども、町が行うべきところは予算も組まれて補正もあって計画しているという話、使用料であったりということで予算に乗っておりますが、実際にその場所がどうかなんですけれども、まだ測量した様子もなく、えぐれているところとか、ここ本当に大丈夫っていう場所があるんですが、そういうことはちゃんと把握しているのかどうかということを知りたいと思います。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 私たちの見落とししている部分がありましたら御連絡をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） そのようにさせていただきますので、逆によろしく申し上げます。

次に、（2）としまして、元年の台風災害の時に大門支所に避難した人がまた再度長久保に避難したということがございましたが、この原因は何なのか。今後はそのようなことが起こらないのかということで質問をいたします。

○議長（森田公明君） 城内総務課長。

○総務課長（城内秀樹君） 令和元年の台風災害におきましては、全町に避難勧告、4つのエリアに避難指示を発令いたしました。

大門地区につきましては、基幹集落センターに避難所を開設いたしましたが、戸陰沢・大茂沢などが増水をしたことにより、長久保の避難所への移動となりました。また、四泊落合公民館についても、大門川の崩落により避難所を閉鎖し長久保の避難所へ移動をいたしました。

災害の状況悪化に伴い、皆様の命を第一に判断した結果ではありますが、移動による不安や負担を与えてしまったことは確かにあったかと思われまます。

避難情報の発令や避難所の設営に関しましては、気象情報や災害の状況などを考慮し、その都度判断しておりますが、刻一刻と変わる災害の状況においては、その場所が絶対に安全ということは言えませんので、そのときの状況により、早期の避難情報の発令や避難所の移動などそういった場面は今後もあろうかと考えられます。

住民の皆様には、趣旨を御理解いただき、御協力をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 避難先での二次災害といいますか、新たな災害が起きそうだったのでまた移動したという話なんですけれども、たまたま今の戸陰沢・大茂沢なんですけど、またその大門川がえ

ぐられて堤防、橋の橋桁がえぐられてという大きな被害になりましたけども、これからもそういうことはあるんだという、そういうことで避難してもまた避難することがあるんだよという、そういうふうを考えているということなんですか。

○議長（森田公明君） 城内総務課長。

○総務課長（城内秀樹君） 災害の状況は刻一刻と変わりますので、そういった状況になり得るということは十分考えられますので、町民の皆様にもその辺は御理解を頂きたいと思っております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 避難して安心だと思ったところに再避難でございますので、やはり住民告知、そういうこともあるんだよということをあらかじめPRというのも変ですけども、告知するような広報なり使って知らせていただくという、それが必要なというふうに思いますのでよろしくをお願いします。

次に（3）としまして、今年の夏の大雨で和田の依田川の護岸が崩れ住民が避難するという災害がございましたが、その復旧の状況はどうなのか。どの程度復旧したのか。いつ頃終わるのか。これについて質問します。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 工事の進捗状況でございますが、これは11月の26日時点でございましたけども、コンクリートブロック張りの護岸を法長2メートルまで積み上げまして、進捗率としましては20%の出来高であります。今現在ではこれより進んでいると思います。

なお、竣工は令和4年3月中旬を予定しております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 来年の3月中旬で竣工という予定だということで承知はいたしました。

②としまして、橋の復旧はどのような予定なのかということについて伺います。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 和田中組にある町道天王線に架かる天王橋が8月豪雨の影響により依田川で異常出水が発生し、橋台の基礎が著しい損害を受けたところであります。

道路管理者の町としましては、危険防止のため被災直後迅速に交通規制を行い、現在も橋梁区間内に限り全面通行止めを行っているところであります。

町としましては、10月過ぎ頃までの本格的な台風シーズンを迎えるに当たり、コンクリートを充填した大型土のうや袋詰め玉石などを橋脚基礎周辺に置く応急的な補強工事を行い、予防対策に努めているところでございます。

本工事につきましては、現在設計書の作成業務を進めておりますので、竣工は令和4年度末頃になる見込みでございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 通告していないので答えられたらいいんですけど、先ほどの護岸は県の

事業なのか、町の事業なのか。これは町道だから町の事業で行っているというふうに考えていいのか。お願いします。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 護岸工事は県が管理しておりますので、県工事となります。橋におきましては、町が造った橋ということですので、町が直すということでございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 了解しました。

（4）としまして、台風や大雨にはその河床整理、川の底を整理する、護岸の補強、堤防のかさ上げが必要と思われませんが、それぞれを行っているのか。これは総括的な質問なんですけども、この3点が行われないと災害がまた起こるんじゃないかというふうに思うんですが、どのように対応しているのかをお願いします。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 一級河川などの河床整理、護岸の補強、堤防のかさ上げは県が管理しておりますので、自治会や区から様々な要望を頂いた箇所は、随時、県に情報提供を行い、中には迅速に行っていただいているものもございます。

また、近年の台風や大雨による災害は甚大な被害であるため、県への要望は毎年常に新たな要望事項として追加をしながら行っていますが、今後においても人命に係る重要課題として強く要望を行ってまいります。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） それでは、（5）としまして、その3点について各地区、地域の実情にのっとった質問をしてまいりますので、お答えを頂きたいと思えます。

まず、入大門での堤防のかさ上げ、古町での護岸工事及びかさ上げ部分の点検、立岩での河床整理、和田上組から青原にかけての護岸工事と堤防かさ上げは、来年にも起こるのではないかとその災害に備えてすぐにも取りかかるべき事項だと思うが、どうなのか伺います。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 入大門地区の堤防かさ上げにつきましては、大門橋下から日山地区付近にかけ、2年前に工事を行うために必要となる測量を行っていました。

しかしながら、令和元年東日本台風による激甚な被災を受けたことから、復旧作業が最優先として現在行われております。

次に、古町地区の大内橋上流であります。依田川右岸、川を流れている方向に向かいまして右側が右岸といいますが、右岸についてはかさ上げ部分の点検を行った結果、損傷等が見つかり、平成28年度に修繕工事を実施したところであります。

次に、立岩地区の河床整理でございますが、近年、甚大な被害をもたらす集中豪雨により河川の氾濫や土砂災害が家屋への浸水や倒壊を招き、人的被害が後を絶ちません。また、上流からの異常

出水により下流は土砂等が堆積し、結果、河道が著しく阻害され、護岸等の被害につながるようになります。

河床整理は、こういったものを除去するための治水の保全として必要であり、町は依田川や大門川などの一級河川について、順次、県に対し要望しているところではありますが、今は復旧作業が優先となってしまっているのが実情であります。

8月の集中豪雨により和田地区にある依田川流域の危険箇所やその他の危険箇所につきましても、県に対し、毎年新規・継続箇所含め要望をしているところではありますが、今後も引き続き強く要望してまいります。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 河床整理につきましては、川の底に砂利がたまっているんだったら30センチ取り除けば、水が30センチ増えてもオーバーフローすることなく流れるんじゃないかということ。また、護岸工事と堤防のかさ上げは、例えばの話ですが、和田の中組から青原にかけてはオーバーフローした場合、決壊した場合、青原地区が水浸しになりますので、その安全が確保されているのか。それは古町の町なかも同じなんですけども、堤防かさ上げしている部分が本当に大丈夫なのかという点検だったりが必要じゃないかということで質問をいたしました。

今、雨が少なくなって川の水が少なくなってきて、川の中を見ますと堤防の護岸の下の部分が現れているところが何か所かございます。ぜひこれを改修するように県に要望、要望しかできないということでございますけども、要望していただいて一刻も早く復旧事業を取りかかっていたいただきたいというふうに思います。町長には幾つかのルートがあるでしょうから、そのルートを使って要望をして、一刻も早く改修を修繕をしていただきたいというふうに望みます。

次の質問に移ります。

2つ目としまして、コロナ対策について。

（1）としまして、ワクチンの3回目接種について、現在の予定はどのようなのか伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、皆様の御理解の下、順調に進みまして、11月25日現在、12歳以上の町民で2回目の接種が終えた方は4,892人、率にしまして89.2%と、約9割の接種率となりました。

さて、ワクチンの3回目の接種でございますが、国より2回目の接種後8か月を経過した者から追加接種を実施できる旨の通知があり、今月から2回目の接種後8か月を経過した医療従事者への接種券発送を始めております。

これに伴い、より早く正確な事務を進めるため、接種事業を専任する職員を配置するなど接種体制を強化をしまして、接種券の発送、接種計画、予約受付などの接種事務を行っておるところでございます。

住民の皆様への3回目の追加接種につきましては、80歳以上の方で、2月から対象になる方が

おられますが、降雪や凍結の影響を考慮しまして、3月を目途に開始をする予定で現在準備を進めている状況でございます。

なお、県でも2月から県内10会場で3回目の接種を行う予定であり、私も長野県町村会長として、また全国町村会副会長の立場でこの12月1日には厚生労働省を訪れまして、追加接種に向けての具体的なスケジュールの速やかな提示など様々な要請を行ってきたところでもあります。特に国民に対しての情報を具体的に早くするようなお願いを特にしてまいりました。

今後におきましても、国や県に対しまして適時に対応を求めてまいり所存でございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 県でも2月から県内10会場、3回目接種を行うという話でございますが、そうなりますと2月から県の会場では接種ができるが、町内は3月をめぐりという話でございますので3月にずれ込んでしまうということと考えているということでしょうか。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） 県では、県内広域圏、10広域圏、それぞれ1か所ずつ接種会場を設けるということでございます。当町におきましては、先ほど町長から申し上げましたとおり、2回目の接種の対象となる方2月から出てまいりますが、この方々は80歳以上の皆さん方でございます。やっぱりその時々状況、うちの町は集中的に集団接種を現在予定しておりますので、その時々状況により、やはりけが等されないように配慮する必要があるということから、3月。ですから、もしどうしても2月に受けたいという方があれば、8か月経過していれば県の会場のほうをお勧めするというところでございます。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 実は昨日、広域連合正副連合長会がございまして、その後、地域振興局長と市町村長との懇談というか、ございまして、この接種問題につきましてお話がございました。県のほうの今お話ございました10か所について、前は上田市はなかったんですね。佐久にあったんですね、東信地区は。しかしながら、今回は10会場であるということで上田の場合には一応今のところ予定では地方事務所の中に接種会場をつくるというお話が局長からございました。それで前回は県の接種会場で実際に長和町の町民の皆さんが接種したのは僅かな人数でございます。今課長からお話がありましたように、長和町の場合はほとんど町内の集団接種の中で行われております。先ほど申し上げた約90%済んでおるわけでございますけれども、これもほとんど集団接種の中で行われておりますので、多分、長和町の皆さんは町内の中で集団接種の中で行われている方のほうが主力になるというふうには思っております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） （2）としまして、2回目の接種データがあれば、3回目は町から接種日と時間を通知すれば電話が繋がらないといった問題は解決できると思うが、どうか。接種につきましては、電話番号に連絡しろということで、何回かけてもつながない。うちのおふくろのため

に電話したんですけども、15分ぐらいずっと電話していたんですけどもつながらないという状況がございました。この行政から個人のほうへ何日幾日接種日ですよ、何時ですよという通知をするというやり方は、小諸市がやっております非常に評判がよかったということでこのように質問をするんですが、いかがでしょうか。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） 3回目のワクチン接種につきましては、2回目の接種後8か月を経過した方から接種を受けることができるということで、先ほど町長から申し上げました。現時点では、議員のおっしゃる接種日と時間を指定して通知し、都合の悪い方に変更等の連絡を頂く方法も含めまして、様々な状況を想定し今準備を進めているところでございます。

ただし、全員が3回目の接種を希望されるかどうかということとは不確定でございますし、また希望者の把握につきましても、今回はファイザー社製とモデルナ社製のワクチンが配付、ほぼ同数でございますけれども配付されることから、その振り分け等困難が予想されるということもございませぬ。さらには2回目の接種日の差異などもございませぬ。先ほど議員おっしゃられました、電話つながらないという問題、最初の80歳以上のときには電話回線が少なかったことからそのような状況がございまして、大変御迷惑をおかけをしたわけでございますけれども、その後からは回線数を増やしたり、オペレーターを増やしたりという形の対応を取らせていただいておりますので、そういったことも含めまして、引き続き追加接種に向けて詳細を詰めているところでございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 集団接種と県で行う接種とまたかかりつけ医のところで接種するというパターンというか、例があると思うんですが、それぞれした人については町は把握して先ほどのパーセントになっているのかというのが1つ目の質問。

もう一つは、今回のその3回目の接種について、ファイザー社製とモデルナ社製なんですけれども、これは接種する人が選べるのかということをお伺いします。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） まず、接種者の把握につきましては、国のV-S-Y-Sというシステムがございまして、そこで全て把握をしております。ですから町民の方、誰がいつ接種をしたかというのは全て分かっております。

また、ファイザー社とモデルナ社を希望できるのかと。国のほうではそれは希望できるというふうに言っております。希望のワクチンを打てるということをおっしゃっておりますけれども、やはりこちら側、自治体側の体制としまして非常に難しいものがございまして、その辺のところをどういうふうにもう今後やっていくのかということをお伺いしているところでございます。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 今のファイザー社とモデルナ社の問題でございませぬけれども、確かに選択できるようにはなっているんですね。しかしながら、先ほどお話ございましたように、数に限り

がありますから全員がファイザー社を希望した場合には、今回すぐに2月、3月すぐにそういうふうに希望されても全部できないんですよ。これも先般、先ほど答弁しましたけれども、厚生労働省のほうへ全国町村会で要望活動に行ったときにその接種局長がおりまして、国とすれば来年1億2,000人分のファイザー社のワクチンは確保はできておると。昨日あたりニュースを見ましても、それを前倒しにしてやっていきたいというようなことを総理が言っておりますけれども、ですから多分、町民の皆さんも今まで2回ファイザー社でやっておりますので、ファイザー社でやりたいという希望の方のほうが多いと思います。ただ、私はそのときに県や国にも申し上げたんですけれども、ならばファイザー社とモデルナ社がどういうふうに違うのか、そういった情報を国民の皆さんにしっかり知らせる必要があるんじゃないかというふうにお話をさせていただきました。先般お話し合いの中で県の竹重医師会長がおりまして、その医師会長が「そういう希望はあっても打たないより打ったほうがいい」とこういう発言がありまして、そう言われてみればファイザー社であれ、モデルナ社であれ、打たないよりは打ったほうがいいので3回目は早くやったほうがいいという理解かどうか分かりませんが、いずれにしても国や県に対してしっかりした情報を国民が理解できるように広報をしてもらいたいと、こういう要望はしておきました。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） このコロナオミクロンにつきましては、日々、ニュース見ていましてもころころ変わっていて、昨日あたりのニュースですとファイザー社は4回目は1年後に打ったほうがいいって言っているなんて話もあるんですが、ただ、実際にファイザーよりもモデルナのほうが副反応があって、次の日、また次の日大変だというような話もございますので、恐らく今の話じゃないですけども、ファイザー2回打った人はファイザーを希望するんじゃないかなというふうに思いますが、そのときにスタート時点でたしか古町が最初で大門・和田が後に回されたという、1回目ですね。古町で接種始まっているのに大門にはその通知もなくって、接種始まりましたという連絡が来たんです。どうなっているのという話はございましたけども、そうなる就先にファイザーをどんどん打っていったら最後の人のほうはモデルナしか残っていないよという話になってしまうので、今すぐここでどうしろという話じゃないですけども、ぜひそういう点について考慮していただいて、一番は希望するワクチンが打てればというふうに思いますので、まだ時間ございますのでしっかりと御検討いただいて住民益にかなうようなそういう進め方をさせていただきたいと思います。

進めますが、(3)として町が購入した検査キットの費用は幾らか。現在の検査キットは何人分用意されたのか。②として第6波に備えて数量限定なく全町民分用意できないか、①②一緒に伺います。

○議長（森田公明君） 城内総務課長。

○総務課長（城内秀樹君） お盆やワクチン接種のために帰省される方へ向けて配付を行い、現在までに700個購入いたしまして、金額は約130万円ほどでございます。

また、県の事業として、110人分が無償で提供されておりました、これについても10月中に

希望者への配付を終えております。

御質問の検査キットにつきましては、感染の拡大や変異株の状況などに注視し、配付を検討してまいりたいというふうに考えておりますが、新型コロナへの感染が疑われる場合には、やはり病院で受診をしていただき、医師の判断を仰いでいただくのが一番というふうに考えております。

また、検査キットの場合、無症状であると陰性となる可能性が高いことから、配付対象者については、町外からの帰省や感染拡大地域への渡航者など、不安のある方へ重点的に配付し、病院での受診を迷うような軽度の症状がある場合に使用していただくのが一番効果的であるのかなというふうに考えております。

いずれにいたしましても、町民の安心、安全のため、迅速な対応が取れるよう準備を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 検査キットは完全な検査ができないので、PCRなんですけど、そのPCR検査ということで伺いたいのは、依田窪病院でPCR検査や治療ができないかということで、まず①、依田窪病院でPCR検査ができないのか。2として、患者の治療はできないのか。できた場合、国からの補助金はいかほどあるのかということで伺いたいんですが、実は昨日の新聞の、2面ですから表のすぐ裏なんですけども、県内51病院が病床確保という中に依田窪病院が10床というふうにございました。この点について伺いたいと思います。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） それでは、まず最初に依田窪病院でPCR検査はできないのかという御質問でございます。

依田窪病院でのPCR検査につきましては、確認をしましたところ、発熱などの新型コロナウイルス感染症が疑われる患者さんに対して医師の指示により昨年からは実施をしているというところでございます。ただし、今までは保健所の指示の下、非公表としていましたとのことであります。

次に、患者の治療はできないのか。できた場合、国からの補助金はいかほどあるのかという御質問でございます。

議員おっしゃられるとおり、昨日の信濃毎日新聞にも掲載されておりましたとおり、依田窪病院にこちらでも確認をしましたところ、今後、上小地域で新たな感染拡大により感染者が増加してきた際は、保健所の指示の下でございますが、入院治療が必要な感染者を受け入れるということでございます。

なお、県への受入れ確保病床数は、先ほど議員おっしゃられたとおり、10床として届けられておるということでございます。

また、補助金につきましては、治療に必要となる機器を購入する場合に購入費用の全額補助がありまして、また病床確保料として1床当たり1日7万1,000円の補助があるというところでございます。その他、対応する状況により対象となる補助金もあるというふうに回答がございました。

以上です。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 今の話ですと、PCRの機械が依田窪病院にあるんだということで理解したんですが、いつ導入したのか。再質問で、1回当たり幾らなのか分かったら教えてもらいたいと思います。

それと今、患者の治療はできないかということで今後10人まで受け入れるという話ですが、今までは受け入れていなかったのか、伺います。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） ただいまの御質問でございますけども、先ほども答弁の中で申し上げましたとおり、病院のほうでは今まで保健所の指示の下、非公表ということでやっていたということでございますので、公表はできなかったということでございます。病院の関係でございますので、こちらのほうで詳しいことは申し上げることができないということでございます。

また、2つ目は何でしたっけ、公表の関係につきましては、やっぱりこちらも保健所の指導、やっぱり公表したことによりまして患者数にいろいろと影響がございます。そういったことも考慮し、県内全地域におきまして今まで非公表という形でこのコロナの対応はしていたということでございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） PCR検査機、高いものから安いものまであるんですが、大体150万というふうに言われておりまして、幾らかというのは1回当たり2万円から3万円という話をしますと、3万円だったら50人来ればそのPCRの機械の元が取れる。どんどん来てくれとは言わないけども、そういうことを考えれば、ぜひ必要だと思ったら入っているという話だったので、きちんと心配な人はかかっていたら、検査キットで分からない部分のPCRでコロナであるということ早期に発見していただいて、よりどころである依田窪病院で診てもらえば依田窪病院も1人7万1,000円という補助があるということでございましたら、本当にいい話だなというふうに思いますのでしっかりと進めていただきたいと思います。

時間がないので進めますが、3として福祉灯油の実施について。

（1）福祉灯油を行うのか。しないとしたらその理由はということで伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 福祉灯油についての御質問でございますが、原油価格高騰により町が今までに行ってきました支援につきましては、平成19年度に冬期間の家庭に使用する灯油代の一部を助成することとし、福祉灯油助成券5,000円分の配付を、翌年の平成20年度には灯油に限らず冬期間の燃料代の一部を助成するため、4,000円を支給し、低所得者世帯の負担軽減を図ってきたところでございます。

今年度につきましても、原油価格高騰による支援として低所得者世帯に対し、冬期間の燃料代の

一部を支給したいというふうに考えております。

詳細等につきましては、担当課長から答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

福祉灯油の助成の内容について説明をさせていただきます。

支援につきましては、先ほどの町長の答弁で申し上げた平成19年度、20年度の実施状況等を参考に低所得者世帯を対象に灯油代等の一部を支給することを、特別交付税を財源といたしまして現在計画を進めております。

対象世帯としましては、現在のところ住民税非課税世帯、住民税均等割のみの世帯、合計で1,150世帯を見込み、対象として、冬期間における灯油代及び暖房用燃料の一部を支給することで、低所得者世帯の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的としまして、現在、1世帯1万円の支給を予定しております。支給時期につきましては、国からの特別交付税の状況を踏まえながら、もう年明けには実施できるよう、現在、関係部署と連携を図りながら準備を進めているところでございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） やらないという話じゃなくてよかったなと思っているんですが、その1,150世帯というのが町の世帯数からいうと4割ぐらいですかね。そんなに充実はしていないのかなというのが残念な点でございますが、そのことを考えたときに全戸に対してそのいきいき券を配布し、灯油も買えるけれども、今ガソリンが高騰している中でガソリン購入にも使えるようなそういう券を全戸配布できたらどうかということで提案をするんですが、いかがでしょうか。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 全戸にいきいき券の配布、ガソリン券にも使えますから、こういったことをしたらどうかという御質問でございますが、先ほど担当課長の答弁でも申し上げましたとおり、今回の対策は特別交付税を財源としていることや町の財政事情を踏まえて低所得者世帯への支援をしたいというふうに考えております。

私は、現在の原油等の高騰に歯止めがかからないことから、ガソリンや灯油などの高騰、また、電気・ガス料金も上がっていることは、私たちの日々の暮らしや企業活動に大きな悪影響を与えており、また、コロナ禍の低迷から抜け出そうとしている経済全体への打撃にもなりかねないというふうに思っております。とりわけ、コロナ禍で打撃を受けた低所得者層の方や中小企業への影響が心配をしておるところでございます。

このようなことから、今後も同じ状況が続く場合には、町といたしましては適時適切な対応を取りますが、この一自治体としての対応にも限界がございます。この問題は、当町だけではなく国全体の問題であることから、長和町を代表する町長として、また全国町村会副会長として、国へこの問題に対して適切な対応を取ってもらうように今後要望をしまいたいというふうに思っております。

ます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） よその市町村を見ますと70歳以上とか、75歳以上とかという縛りというか、設定があるんですが、先ほどの説明だと、うちの町の場合にはそれが無いのかということでは1点。

もう一つは、今度、子育て世帯支援ということで、年末までに5万円、来年の3月末までに5万円のクーポンなのかという話を今、毎日のようにやっていますけども、そうすると50歳ぐらいまでの家庭、子供を持っている世帯には10万円が行く。70歳以上なりの人には福祉灯油券が行く。その中間で空いちゃっている人がいると思うんですけども、それについてどう思うか。お願いします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） まず、縛りの点につきましては、確かにほかの市町村と内容等情報共有をさせていただいて、決定ではないんですけど、ほかの市町村につきましては例えば高齢者、障がい者、介護用保険における要介護認定を受けている人等々の縛りをしておりますけど、うちについては一切縛りをしないであくまでも非課税世帯等というふうな対応を取りたいというふうに思っています。そのようなことから、年代層によってのある層が抜けるということはないかというふうに思っています。いわゆる非課税世帯を対象にしているということで御理解を頂ければと思います。よろしくお祈りをいたします。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） しばらくこのガソリンであり、灯油であり、高い値での変動があるというふうに言われておりますので、先ほど町長から、長和町町長として、全国町村会の副会長として国に申し上げるという話がございましたので、それに期待しまして、私の質問を終わります。

○議長（森田公明君） 以上で、7番、原田恵召議員の一般質問を終結いたします。

ここで10時10分まで休憩といたします。

休 憩 午前 9時59分

再 開 午前10時10分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

1番、阿部由紀子議員の一般質問を許します。手を挙げて。

阿部由紀子議員。

○1番（阿部由紀子君） それでは、私の一般質問をさせていただきたいと思っております。いろいろと不慣れでかみ合わない点もあるかもしれませんが、よろしくお祈りをいたします。

では、質問事項1つ目、長和町の少子化による子供たちへの影響、対策について。

1つ目、私が移住をしてきてからの10年間を見ても、長和町では少子化に伴い、町の学校や保

育園、特に和田に通う子供の数がどんどん少なくなっているように思いますが、今現在、和田保育園、または和田小学校に通う子供の人数についてはどうなっていますか。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 阿部議員、初当選おめでとうございます。12年ぶりの女性議員ということでございますので、女性の視点、あるいは子育てママさんの視点からの御質問、御意見頂戴できることはとてもうれしく思っております。今回、初めての一般質問でございますが、どうかリラックスしながらお聞きを頂きたいと思っております。

また、私をはじめ課長より、誠心誠意答弁させていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

町の少子化に伴う御質問でございますが、国の総人口について見ますと、令和2年の国勢調査の人口等基本集計の結果では、1億2,614万6,099人で行われました。10年前の平成22年の調査では、1億2,805万7,352人で行われましたので、10年間で191万1,253人が減少したということになります。

また、人口が減少した市町村は1,419市町村となり、これは全国1,719市町村の実は82.5%を占めているという状況になっております。このことから人口減少及び少子化の課題は、一市町村の問題だけではなく、国全体で解決していかなければならない問題であるというふうに認識をしております。

国では、平成15年に少子化対策基本法を施行しまして、少子化に対する施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進することといたしました。

また、平成26年には、まち・ひと・しごと創生長期ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略を閣議決定をいたしまして、政策を進めております。

平成17年10月に長和町が誕生以来、穏やかな人口減少が続いており、阿部議員が移住された10年前と比べましても人口をはじめ様々な面で町の状況が変わってきております。

町では、国の方針を受けまして平成27年に長和町人口ビジョンを策定をいたしました。これは、長和町の人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有するとともに、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すものでございます。

また、併せて長和町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定をし、人口減少と地域経済縮小の克服などを基本的な考え方として地方創生事業の推進など、様々な施策に取り組んでいるところでございます。

先ほど立候補の思いを述べられましたが、阿部議員におかれましては、様々な視点で御質問を頂けると思っておりますので、冒頭申し上げましたように、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

さて、御質問の和田保育園、和田小学校の人数につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 中原教育課長。

○教育課長（中原良雄君） それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

保育園につきましては、こども・健康推進課の所管であります。私のほうでまとめて答弁をさせていただきます。

現在、和田小学校は38人の児童が学んでおり、和田保育園には17名の園児が登園をしております。

なお、10年前、平成23年度は和田小学校99人、和田保育園は51人でございます。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 私の長男は今現在12歳で依田窪南部中学校に通っておりますが、移住当初より和田保育園、和田小学校にお世話になりました。長男が保育園、小学校に通っていた頃は、クラスは一クラスで14人でしたが、その下からは毎年10人を下回っており、先日友人からも、今後、和田小学校は2学年を一緒にする複式学級になるという話も既に出ていると聞きました。これは今後の学校の存続に関わる事態になってきていると思います。

和田地区の中学校が廃校になったことは、地元の方にとってはとても悲しい出来事だったと聞いています。地域の学校や保育園に通う子供が減っていくことは、地域の持っている子供を育てる力が減退してきていることを意味しており、今後の地域の存続にも関わってくるのではないかと思います。

先ほど教えていただきましたデータを見ても、この10年間で小学校保育園に通う子供の数が3分の1に減っている和田地区におきましては、早急に子供が直接増えるような対策を何か取っていくべきと思いますが、町としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 和田の地域の子供たちが増えていくような方策についての御質問でございますが、来年度から新和田トンネルが無料となり、岡谷、諏訪地域との交通について利便性が高くなると考えております。長和町、特に和田地域は、通勤の選択肢にもなり得る環境と考えております。和田の自然豊かな環境、町の子育て支援をPRをしていきたいと考えております。和田の地域は、少人数でも児童へのきめ細かな学習を行っておりますので、移住を考えている保護者にもアピールしてまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、少子化は和田地区だけの問題ではなく、町全体としての課題でございますので、公約にもありますとおり、心温まる子育て日本一を目指す施策を継続をしまして、発展をさせてまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 長門小学校、ながと保育園の子供の数の減少についても現状をお知らせください。

○議長（森田公明君） 中原教育課長。

○教育課長（中原良雄君） 令和3年度の長門小学校の児童数は171名でございます。ながと保

育園の園児数は112名でございます。

平成23年度については、長門小学校200名、わかば保育園、大門保育園の合計数は131名でございました。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 地域に子供を残す努力をしていけたらと思います。そのためにはどうするかを今後も考えていきたいと思っておりますので、この議題については次回もまた質問させていただきたいと思っております。

では4番目、町内の子供の減少により、旧和田中学校は依田窪南部中学校と合併した背景がありますが、それに伴う通学、特に部活動を行う子供の送り迎えがとても大変だと実感しております。

私の息子もサッカー部に所属しておりますが、平日以外の土日の部活動は学校への送り迎えが必須です。夏休みなどの長期休暇においても、朝、練習時間に間に合うように、または終わる時間に仕事を中断して迎えに行くようにしています。時間帯が次男の保育園に行く時間とかぶることもあるので、通常より早い時間から次男も一緒に車に乗せて長男を中学校へ送り、その足で和田保育園へ向かったりしています。送り迎えに朝の数時間が取られる形となります。次男が体調不良などの日には、どちらかが家に残らなくてはならないため、どちらかは仕事ができない、あるいは仕事を休むといった形を取らざるを得ません。夫婦で自営業の私たちはまだよいのですが、シングルのママさんや親御さんの職種によってはもっと苛酷な状況があるかと思っております。

自転車や徒歩で通えるおうちと比べると、遠い地域の子は親も子供も行き帰りが大変です。和田地域、大門地域、姫木平などの地域のお母さんたちからも、「親が送迎できる環境にいるか、または送迎を祖父母に頼めるおうちしか部活動が続けられない」という声も聴きました。「交通の便が悪いので部活動そのものを諦めた」などという声も聴かれます。町としては、部活動をする子供の通学事情については把握しておりますでしょうか。

○議長（森田公明君） 藤田教育長。

○教育長（藤田仁史君） 平成29年度の和田中学校と依田窪南部中学校の統合に当たっては、保育園や小学校の保護者の皆様や和田地区・長門地区における皆様との懇談会、住民の意向調査などを行うとともに、より円滑な統合に向けて、平成27年8月に和田中学校、依田窪南部中学校、和田小学校、長門小学校、武石小学校の教職員や保護者等の皆様約50人で構成をする中学校統合準備委員会を立ち上げて協議をするとともに、各課題については部会を設け、きめ細かくより丁寧に検討を行ってまいりました。

通学路の調査点検、通学バスの運行方法・経路・時間の検討については、通学安全部会において協議をすることとし、通学路の点検、具体的な運行ダイヤの検討など協議を行っていただき、また通学バスの試乗会も開催をいたしました。

こういう検討部会及び中学校統合準備委員会の会議結果を受けまして、現在の体制になっておりますので、御理解いただきますようお願いをいたします。

長和町においては、ほとんどの中学生が依田窪南部中学校に通っている状況にあり、中学校所在地は、長和町の最北、実際には武石地域にあるため、遠い地域の生徒は通学が大変であることは承知をしております。

特に、部活動をしている生徒については、必要に応じて保護者の皆様に御協力を頂いていることに対しまして、改めて感謝を申し上げます。

議員のお子さんと同じく、私の子供も小学4年生から中学の3年生までサッカーをしていました。小学生のときは平日の夜2回は和田の湯遊パーク体育館へ、週末は和田総合グラウンドやリーグ戦等の会場へ送迎をし、中学の3年間は夜の迎えや試合会場への送迎をしておったところがございます。車の中では学校のことや部活、趣味の話など思春期の子供との貴重な触れ合いの時間として楽しみながらしっかりと送迎をさせていただいておりましたので、おおよその事情については承知をしていると思っております。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） ありがとうございます。本当にかげがえのない時間だと思い、私も送迎を頑張ります。ですが、頑張れる御家庭ばかりではない現状が実際にあるという意見があることや頑張れる御家庭ばかりではない現状がある、そうした不便さが過疎化や移住を妨げる原因となっていくということも今後の課題として御承知していただきたいと思っております。

では、次の質問です。

同じく部活の送り迎えですが、最近ではコロナの影響もあり、練習や試合への送り迎えも、車の乗り合いは禁止のときもあり、基本は自分の家で自分の子供を送り迎えするスタイルになりつつあります。部活の開始時間や終了時間に合うようなダイヤのスクールバスの運行など、送り迎えが大変な地域から通う親子に何かしらの支援があるとよいと考えるのですが、これについてはどうお考えでしょうか。

○議長（森田公明君） 藤田教育長。

○教育長（藤田仁史君） 長和町のスクールバスは登校時、下校時ともそれぞれ2便を運行しております。帰りの第1便は主に部活動に参加していない生徒が乗車しております。また、第2便には主に部活動に参加している生徒が乗車をし下校をしているという状況でございます。

ただ、定時に終了した部活動に参加している生徒はスクールバスで帰宅できますが、延長部活がある部については第2便に間に合わないこともあり、その場合は保護者の皆様の送迎をお願いしている状況となっております。

今後は、延長部活動のあり方も含め、バスの運行時間について検討をさせていただきたいと考えておりますが、引き続き保護者の皆様に御協力をお願いする場面もあるかと思っておりますので、その際はよろしくお願いを申し上げます。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 同じく中学校通学の件ですが、和田地域より依田窪南部中学校へ自転車

で通学するお宅もあるようですが、今現在、和田や大門、姫木平など遠方の地域から自転車通学をしているおうちはどのぐらいありますか。

○議長（森田公明君） 藤田教育長。

○教育長（藤田仁史君） 長和町の生徒で通常の登校日に自転車通学を認めているのは、立岩地区、有坂地区を除く古町地区でございます。

休日の部活動のみ自転車利用であれば、先ほど申しあげました地区以外でも休日部活動自転車利用願を提出いただければ自転車で登校することが可能となります。

休日の部活動での自転車利用について的人数でございますが、和田地区はゼロ人、大門地区2人、長久保地区6人、立岩・有坂地区で5人となっております。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 私が気になったのは、自転車通学をするに当たっての通学路がどうなっているのかということなんです。狭い路側帯に草がかかっていたり、段差があったりと危険な場所も多いのではないかと思います。今後も自転車通学の選択肢を自由にするのもよいのではないかと考えた場合、安全に走れる通学路の確保は必須だと思っております。町としては通学路の現状はどう考えていますでしょうか。

○議長（森田公明君） 藤田教育長。

○教育長（藤田仁史君） 先ほどの答弁でも述べさせていただきましたが、現在では、中学校において自転車通学を認めているのは、立岩、有坂を除く古町地区となっております。

通学路の現状につきましては、地区生徒会におきまして点検を実施するとともに、危険箇所等がございましたら随時、対応、対策を施してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 通学問題に関しては、今後もしっかりと考えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問に行かせていただきます。

このたび私は選挙運動として、町のごみ拾いを行いました。和紙の里から古町、長久保、有坂からマルメロ街道、四泊から和田のバイパス、ふれあいの湯、和田の直売所まで歩きました。ごみは5日間で燃えるごみと缶ごみで軽トラ1台近くの量にもなりましたが、種類としては人が休む休憩所などでの食料品系のごみとたばこの吸い殻、マルメロ街道や国道の潰れた空き缶ごみが多かったです。

全体の印象としましては、民家の前にはごみらしいごみはなく、長和町町民の日頃からの意識の高さを感じたのですが、一方とても気になったごみがありまして、それはペットボトルに入った状態で捨てられているドライバーによる尿でした。車が通る大きい通りを30分も歩いていると必ずと言っていいほど見受けられまして、1日に何本も見つかる日もありました。

長和町の道路のポイ捨てごみにつきましては、今現在、町はどう捉えてどう処理をしているのでしょうか。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 道路のポイ捨てごみに関する御質問でございますが、道路のごみにつきましては、景観を損なうものであり、また、住民の皆さんが心地よい生活を送る上でももちろんないほうがよいというふうに考えております。

処理につきましては、町民の皆さんや各種団体のボランティアによります道路清掃活動や不法投棄パトロール及び道路清掃作業の委託などを行い回収されたごみは、長門一般廃棄物処理場において一時保管され、シルバー人材センターへ依頼をして、分別作業を行った後、可燃物につきましては丸子クリーンセンターへ持ち込み焼却を行い、その他の資源ごみや廃棄物につきましては、委託先の処理業者にて処理を行っているというところでございます。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） このようなごみは黄色いペットボトルという名で社会問題にもなっているようです。誰がいつどう処理をするのかを調べてみたところ、段ボール箱に入れた状態で便利屋さんなどで有料により処理されていると聞いていますが、長和町ではどうなっていますか。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

黄色いペットボトルですが、清掃作業の際に発見された場合は、なかなか衛生上の問題から、中身が尿であるかということを確認は取っておりません。中身を空け、ペットボトルについては可燃ごみとして処理をしているのが現状でございます。

また、先ほど議員がおっしゃられたとおり、今後ごみのポイ捨ての対策を検討してまいりたいので、議員が実際にごみ拾いをした状況等教えていただければ、またその対応として検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 道の駅などにも多く落ちてっていると聞いていますが、このようなごみを未然に防ぐような取組はできますでしょうか。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） では、最初に道の駅の関係について、答弁のほうをさせていただきます。

株式会社マルメロエイトに指定管理としてマルシェ黒耀を委託している中で店舗敷地周辺、公共トイレ周辺、下屋周辺におきましては、毎日清掃を行っておりますが、気がついたときは道の駅の駐車場であっても片づけのほうをしていただいております。

道の駅の駐車場は、県の管轄地でありますので、町から上田建設事務所に連絡し、検討を依頼しながら県とごみ捨てに対する未然防止などについて協力して取り組んでまいりたいと考えております。

す。

町全体の取組につきましては、町民福祉課長より答弁のほうを行います。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、私から町全体に対する取組について答弁をさせていただきます。

黄色いペットボトルをピンポイントとしましての防止対策は特段しておりませんが、ポイ捨てごみを未然に防ぐ取組につきましては、先ほど答弁をさせていただきましたとおり、町民の皆さんや各種団体のボランティアにより道路清掃活動や不法投棄パトロール、また道路清掃作業の委託による道路清掃等により、ポイ捨てなどをする人の心に訴える活動を実施をしており、今後も継続をしてみたいというふうに考えております。

また、不法投棄が常態化している場所のうち、待避所等の駐車スペース等は季節閉鎖の措置やのぼり旗の掲出、交差点周辺の空き区画への花壇整備、さらには町民の方の御厚意によりまして製作を頂きました「ごみ無し地蔵」の設置等についても今後継続をしてみたいと思います。

以上のような様々な対策を講じているところでございますが、議員のおっしゃるとおり、不法投棄が後を絶たないのが現状でございます。

しかし、今申し上げた対策を地道に続けていくことが、黄色いペットボトルを含むポイ捨てごみをなくしていくためには必要であると考えておりますし、より効果的な対策を今後も検討をしてみたいと思いますので、議員におかれましてもぜひ御協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） ぜひ一緒に考えて協力していきたいと思っております。

では次の質問事項に参ります。

2030年問題に向けての町の対応、対策についてです。

1つ目、近頃、目にも耳にも入ってくるようになった2030年問題ですが、私は大変この問題に関心があります。激しい気候変動や環境問題、ITの進化による労働問題、少子高齢化がますます進み、過疎地はますます過疎化が進むと言われております。このような問題について、自治体で取り組むべきことは一体何なのかという具体的な内容を今後考えていきたいと思っております。時代の変化とともに、町としても大きな関心を持っておこなうてはいけないと思っておりますが、町長は2030年問題やSDGsについて、どう思われますでしょうか。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） まず、2030年問題でございますが、出生率が下がり、65歳以上の高齢者の人口割合が31.2%と予想されている超高齢化社会によって引き起こされる様々な問題を指しております。

また、2036年には3人に1人が65歳以上の高齢者になると予想され、長和町におきましても、人口と高齢化率の移行でいきますと、2030年では高齢化率が49.7%、2035年では

51. 8%と全国平均を大きく飛び越えた数値となっており、働き手世代の割合が猛スピードで減っていくのが推測をされます。これは町に限ったことではなく、国においても言えることで、日本のGDPの減少は避けられないと考えているところでございます。

2030年問題の根底にあるのは、人口減少、少子化、高齢化社会の影響によるもので、具体的には労働人口の減少による経済成長率の低下、税収の減少による社会保障費への不安、各種サービスの担い手などの不足による社会生活の円滑な運営への支障、介護や医療費が増加し、国の財政を圧迫することが懸念され、社会保障に大きな影響を与えることで考え方やシステムの変革を余儀なくされると見られ、目前に迫ってきているのが実情でございます。

新型コロナウイルスの流行によって当たり前になっていた社会が瞬間的に変わることを私たちは経験いたしました。変わらない、当たり前とと思っている政治・経済をはじめとした既存の様々な仕組みががらりと変化することがあり得ます。私たち一人一人が社会や自然の変化を意識し、対応し、自助・共助・公助により協力し合うことで、目の前で起こる変化に対応していく必要性が今後ますます重要になってくると考えておるところでございます。

SDGsにつきましては、少子高齢化や人口の一極集中から、地方では人口減少と経済縮小が加速することが予測される中で、将来にわたり豊かな社会を維持していくためには、皆が安心して暮らせるような持続可能なまちづくりを念頭に置いた地域活性化が重要とされております。特に急速な人口減少が進む私たち中山間地域のような地域では、地域の存続と暮らしの基盤の維持・再生を図ることが必要とされておるといふふうに思っております。

誰一人として取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すSDGsは、経済・社会・環境の3側面にわたる広範囲な課題に総合的に取り組むことであり、私たち自治体においても様々な活動に、その考え方を取り入れることが重要であるというふうに考えております。持続可能なまちづくりを念頭に置いた地域活性化に向けての取組を力強く推進するに当たり、SDGsの理念に沿って進めることにより、多角的に地域課題をしっかりと分析し、その取組を一層充実、深化させていかなければならないというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） では、次の質問事項に移ります。

災害時の乳幼児世帯への支援についてです。

2年前の台風19号による被害のとき、私は当時2歳の息子を連れて長男と一緒に和田のコミュニティーセンターへ避難をいたしました。我が家もそうなのですが、小さい子がいる御家庭ほど、御主人が消防団で家にいない状態である御家庭も多いのではないかと思います。そうした中、乳幼児を持つ御家庭はなおさら持ち物も多くなりがちで、避難するに当たっての不安も多いかと思われま

す。少しでも荷物の負担や不安を軽減するためにも、避難所におむつやミルク、簡易的な離乳食などの物資があるとよいのではないかと思います。授乳スペースの確保やおむつ替えスペースはありま

すでしょうか。また、このような対策を取り入れることはできませんでしょうか。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 本年8月の前線に伴う大雨災害におきましては、町全域に高齢者等避難を一部の地域には避難指示を発令をし、避難所を開設をいたしました。町民の皆さんの命を第一に考えた上での選択であります。幸い大事に至らず、皆さんの協力に感謝を申し上げる次第であります。

近年の災害は、頻発化、激甚化の傾向にあり、避難情報を発令する機会も増えております。避難に際して少しでも不安を解消できるよう、御提案を頂きました物資について、保管場所や量を検討し、備蓄を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、授乳スペースやおむつ替えのスペースにつきましては、現在、各避難所に簡易式のパーテーションなどを備蓄しておりますので、避難所設置の際は、状況に応じてそういったスペースを確保していきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 子育て日本一を掲げている長和町ですので、今後も子供を増やしていけるように、当事者の視点を持って、町として変えられるところから変えていくことはとても大事だと思います。今後も子育てするなら長和町と思ってもらえるような政策と一緒に考えていただけたらと思っております。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（森田公明君） 以上で、1番、阿部由紀子議員の一般質問を終結いたします。

ここで11時まで休憩いたします。

休 憩 午前10時46分

再 開 午前11時00分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

6番、羽田公夫議員の一般質問を許します。

羽田公夫議員。

○6番（羽田公夫君） 議長より一般質問の許可を頂きましたので、一般質問に入らせていただきます。

私は、今回3点についてお尋ねしたいと思います。町長の5期目の政策について、長和町の選挙制度の在り方について、コロナ禍における町の取組についての3点でございます。よろしく願いいたします。

1番目の質問に入らせていただきます。

羽田町長におかれましては、これから4年間の町政を、少子高齢化の荒波に向かって長和丸のかじ取りを任されたわけですが、町民の関心は、今までの4期16年の延長としての5期目なのか、

または新たな政策を展開していくのかお尋ねしたいと思います。11月15日の初登庁の日に、町長の意気込みが翌日の紙面に載っていました。一部だけを切り取った質問ではありますが、「誰もが幸せを実感できる町を目指したい」との挨拶文が紹介されていました。具体的にはどのようなものなのか。昨日の佐藤議員と渡辺議員より、公約について質問を受け、答弁されていますので、私は、羽田町長が郷土長和町に対する率直なお気持ちについてお尋ねしたいと思います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 私の5期目の政策についての御質問でございますが、私は、新生長和町の初代町長として「元気が出る町！！長和町」を合言葉に4期16年、住民皆様の幸せと長和町の発展のために心血を注ぎ、突き進んでまいりました。

私は、愛する長和町が成人となる二十歳を迎えるとき、責任を持ち、真の独り立ちができる長和町をつくり上げるため、次の4年間のかじ取りを担当させていただいたと思っております。

幸せの実感は、前にも申し上げましたが、一人一人が違うかもしれませんが、町民一人一人が幸せを感じ、住み慣れた地域で夢を持ち、誇りに満ちた暮らしができるよう町政を進めてまいります。そのために今回8つの宣言をさせていただきました。

私は、全てのまちづくりの原点は、心を込め、尽くすことだと思っております。

1つ目は、心穏やかな生活を目指すこと。2つ目は、心豊かに共生ができる社会福祉を実現すること。3つ目は、心安らかな地域医療を推進すること。4つ目は、心温まる子育て日本一を目指すこと。5つ目は、心地よい生活を守ること。6つ目は、心強くコロナに負けない地域産業を進めること。7つ目は、心満たされる学びの環境づくりを進めること。そして8つ目が、心通う官学連携に取り組むこと。私は、この8つの宣言を実現することで、町民皆様誰もが幸せを感じられる世の中にしたいというふうに思っております。

私は、生まれ育ったこの長和町の緑の山並み、澄んだ空気、豊かな水、黒耀石の輝き、中山道長久保宿、和田宿の趣、全てが大好きであります。そして、何よりそこに住む皆さんが大好きです。私の行政運営の原点はそこにあります。社会がどんなに変わろうとも、誰もが安心して育ち、学び、働き、そして元気に暮らすことができる長和町を追い求めてまいります。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） 次の質問に移ります。

当町において町長・町議会議員選挙が10月31日の投開票で終わり、それから早いもので1か月以上が経過しました。4年に一度の貴重な体験の中から記憶が薄れないうちにと、選挙制度に関する質問を上げてみました。私は今回で3回目の町議会議員選挙を体験しました。9月13日の選挙説明会の日より、11月15日の選挙運動費用収支報告書提出まで候補者として関わってきました。今回の選挙では国政の衆議院選挙と投票日が重なってしまったということもありましたが、新たな制度導入ということで供託金と公費負担という制度の経験をさせていただきました。どちらも選挙活動資金の問題でもありますが、手続が初体験だったので、大変面倒なものだと感じました。

しかし、金銭的な面から見ますと公費負担はありがたいものであったと感じています。

公費負担制度において、今回はポスター、選挙用自動車、運転手の3点について活用させていただきました。不慣れなことばかりで資料の記載例等参考にしながら業者の方々と打合せを重ね、何とかやり終えましたが、途中より記載例に提示されている最高額のポスターや自動車の単価見積りが少し割高ではないかという点でした。どのように見積もられたのかお尋ねします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） お金のかからない選挙を実現するとともに立候補や選挙運動などの機会の均等を図るため、一定の範囲で選挙運動費用の一部を公費で負担する選挙公営制度が導入されてから初めての町長・町議選挙となりました。

今回の導入の経過等につきましては、選挙管理委員会事務局の総務課長よりお答えをさせていただきます。

○議長（森田公明君） 城内総務課長。

○総務課長（城内秀樹君） 町村の選挙における立候補に関わる環境の改善を図るため、令和2年6月に公職選挙法が改正され、選挙公営の対象が市と同様に町にも拡大されるとともに町村議会選挙においても供託金制度が導入されることとなりました。これに伴いまして、令和2年9月議会において長和町議会議員及び長和町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の議案を提出し、可決を頂いたこの条例に基づいた制度の運用をしております。

限度額の設定は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律、これによります基準額を公費負担のあくまでも上限額として定めておりますので、よろしく願いをいたします。

なお、公職選挙法第192条の規定により、選挙運動に関する収入及び支出の報告書は公表をすることとなっておりますので、候補者ごと収支の科目別に告示をするとともに、提出いただいた報告書、領収書、契約書の写しなどは3年間、選挙管理委員会で保管し、閲覧を請求することができます。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） 今回初めての公費負担制度について予算化されていましたが、実際に選挙ではその制度を活用された議員は何人いらっしゃるのか。また、どの部分で金銭的にはどのぐらい使われたのか。予算内に収まったのか。総額も併せてお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 城内総務課長。

○総務課長（城内秀樹君） 今回の町長・町議選挙における公費負担制度につきまして、自動車の借入れ契約は5人の候補者の方で39万5,000円、運転手雇用契約は、これも5人の候補者で25万円、自動車燃料契約は4人の候補者で4万3,000円、ビラ作成契約は7人の候補者で13万5,000円、ポスター作成契約は全13候補者で327万4,000円であり、合計公費負担予算額444万7,000円のうち409万7,000円の公費負担となりました。この中でポスター作成契約に関わる印刷製本費については、予定していた予算額を超えておりますが、公費負

担合計予算の中で対応をいたします。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） 投票立会人制度について、当町では以前よりシルバー人材センターより派遣依頼の契約の下、派遣を受け、任務に当たってきたとのことですが、選挙活動の仕組みや役割等を体験してみたいという町民もいるのではないかと考えます。そこで町民から選挙立会人を募集し、登録制度をつくったらどうでしょうか。不足の場合はシルバー人材センターより派遣を受けるという案ですが、検討の価値はあると思います。また、現状に至るまでの経過の中で一般公募について検討されたことがあるのか、併せてお尋ねします。

○議長（森田公明君） 城内総務課長。

○総務課長（城内秀樹君） 投票立会人は朝7時から夜の8時までの13時間、投票所にて長時間の立会いを頂くもので、なかなか引き受けてくれる方が見つからず、無理を言ってお願ひしてきた経過もあり、シルバー人材センターに依頼をしたのが現状であります。

選挙管理委員会といたしましても、選挙に興味があり立会人をやりたいと言っただけの方にはお願いできるのはよいことだと思いますし、若い方など選挙に関心を持っていただくことも考えられますので、投票立会人の依頼方法は今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） 今回の選挙の中でもう一つ何とかならないかと感じたのが、投票結果発表の場面でした。国政の集計作業もあるので結果発表は遅れるかもしれませんがとの通知があり、集計作業に従事されている皆さんにも真剣に取り組まれていることとは十分に理解し、感謝もいたしております。しかしゆいネット放送を頼りに結果を待つ町民の皆様には、投票率の結果だけでは情報量が足りなかったものと思います。インターネットで調べてみますと、公職選挙法69条（開票の参観）、「選挙人は、その開票所につき、開票の参観を求めることができる。」との文言があります。さらに、開票所内の様子がテレビ中継されている場面も紹介されています。このテレビ中継こそ、今回の長時間にわたる開票作業の結果を待つ町民の皆様には必要でなかったかと思えます。

開票作業を町民体育館で行い、家庭で待つ方にはテレビで、観覧席には希望者が開票作業を見学できる体制が、開かれた長和町に近づける第一歩になるのではないかと考えますが、お尋ねします。

○議長（森田公明君） 城内総務課長。

○総務課長（城内秀樹君） 当該選挙における全ての有権者は、開票を参観することを求めることができます。一般的には各候補者に関係する参観希望がほとんどで、今回の選挙におきましても、9月13日の立候補予定者説明会で御説明したとおり、参観を頂いておりますが、新型コロナウイルス感染症対策として密を避けるため、各候補者からの参観人を国の選挙においては1候補者につき3人まで、町選挙におきましては1候補者につき2人までとさせていただき、告示もいたしました。

テレビ中継につきましては、設備等の費用を要す上、開票結果の発表までは選挙従事者等が黙っ

て開票作業をしているのみの映像となってしまいますので、放送は難しいものと考えております。

また、大勢の参観希望者がいる場合は、羽田議員のおっしゃるとおり、町民体育館を開票所として観覧席において参観をすることも考えられますが、今後状況を見ながら検討させていただきたいというふうに思っています。

いずれにいたしましても、今回の開票作業の反省も含め、スムーズな開票作業に努めてまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） 選挙活動を通し、無事終了したことを満足感と同時に、新しい公職選挙制度が導入され、やってみなければ分からないことも、また問題点もいろいろ出てきたのではないかと思います。町が続く限り選挙も繰り返されるわけなので、新しく始まった公費負担制度に対しては、町民からの開示請求も出てくるのではないかと考えます。選挙管理委員会と総務課としては、これからの選挙に関わる立場より、今回の選挙活動全般にわたり関係者から聞き取り等を行い、次回に備えるためにも総括する必要があると考えます。総括集が出されることを期待して、考えをお尋ねします。

○議長（森田公明君） 城内総務課長。

○総務課長（城内秀樹君） 選挙の執行につきましては、公職選挙法や条例等の規定に基づき行っております。公費負担制度につきましても、候補者から提出いただいた報告書等から選挙運動費用に係る収支報告の告示を行い、報告書の閲覧を請求することもできます。

また、今回の選挙に従事した職員から投開票事務について、気づいた点や反省点を提出いただいておりますので、今後の選挙事務の参考とし、改善に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） 次に、いつ終了するか全く分からない状況ではありますが、オミクロン株も発生し、世界中に広がり、混乱していると思います。そんな中ではありますが、町としてどのように立ち向かうのかという立場より質問をしたいと思います。

現在、国内のコロナに対する様子は、第5波が収束し、社会活動も元に戻りつつありますが、早ければ年末より第6波が押し寄せてくるのではないかと国をはじめ、各方面でその対応に知恵を絞っているのが現状ではないかと思えます。必ずやってくると言われている第6波に対し、今までの反省の上に立ち、長和町としてどのような戦略を立て、対策はどのようなものを具体的に考え、対応しようとしているのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 新型コロナウイルス感染症につきましては、昨年1月に国内最初の感染者が発表されてからもうじき2年が経過をいたします。現在、ワクチン接種が進み、第5波と呼ばれる爆発的な感染拡大も収束したわけでございますが、新たな変異株、今お話ございましたよう

にオミクロン株も出現しており、まだまだコロナとの戦いに終わりは見えておりません。

具体的には、これから本格的な冬を迎えるに当たり、これまでどおり町民の皆様へは、基本的な感染防止対策の徹底と新しい生活様式への対応をお願いをし、行政といたしましても、国県と連携を密にし、町村会長という立場もごございますので、しっかり意見を述べてさせていただきながら、その対応に万全を期してまいりたいと考えております。

また、12月6日に開催されました県と市長会、町村会との意見交換会では、3回目の接種について、今後の進め方について協議をさせていただきました。その中で希望者が安心して追加接種を受けられるよう、接種の必要性や効果、副反応、さらには前回と異なるワクチンを接種する交互接種の安全性など、正確かつ具体的で分かりやすい情報発信を行っていただくことを中心に要望をしてまいったところでございます。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） 新型コロナウイルス感染症の騒ぎが起こって2年目も終わろうとしていますが、昨年度、学校関係では休校による学習計画の遅れ、行事の見直し等影響を受け、計り知れないものがありました。今年度に入って学校現場での落ち着きは取り戻していますが、コロナ禍に対応する対策としては、マスク着用、手指消毒、密を避ける等が当初より叫ばれてきました。学校内においては、担任の先生が一心不乱に学級内の生徒の机を消毒し、拭き清めている姿が報道されていましたが、現在はどのようなレベルでコロナ対策を行っているのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 中原教育課長。

○教育課長（中原良雄君） 各学校では、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル・学校の新しい生活様式」に基づきましてコロナ対策を行っております。

この衛生管理マニュアルは、文部科学省が学校の衛生管理に関する具体的な事項について学校の参考となるように作成したものであり、各学校といたしましても、この衛生管理マニュアルに基づいて基準を設け、対策を実施しているところであります。

まず、毎日の生徒の検温について、朝、自宅で検温していただくことが原則であります。検温が済んでいない児童については、学校で検温を行っております。

登校前、熱のある児童については、学校を休んでいただくように保護者に通知をさせていただいております。

また、外部から学校への業者等の訪問につきましては、氏名、検温、学校での用務の時間について記入を行っております。

学校においては、手洗いやマスクの着用、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い3つの密を避けるといった感染症対策の徹底を行うことを基本とし、上田保健所管内のレベルに応じた対応を行っております。

児童・生徒の発熱や風邪に関しては、レベルがどの段階であっても出席停止としております。

家族に発熱や風邪の症状があった場合、レベル2以上で児童も登校を停止としております。しか

し、家族の発症者の症状が収まった場合は、翌日から登校できるとしております。

学校での発熱については早退となりますが、レベル3では兄弟関係においても検温を実施いたします。レベル4では兄弟関係についても早退するようにしております。

また、兄弟が中学生でも、学校間で連絡を取り、同様の対処をしております。

御質問にもございました、生徒の机椅子の消毒については、現在、どのレベルでも給食の前と後には実施をしております。レベル3以上となりますと、放課後に机椅子の消毒を実施いたしております。

そのほか、体育館利用や全体集会、学校行事など、感染レベルに応じて対応を取っているところがございます。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） コロナ感染症に対する対応は先手必勝の気持ちで取り組んでいただきたいと思えます。コロナの菌も次から次へとその形、姿を変えて、ウイルスと人間人類との戦いが長く続くものと思われまます。これから気を緩めることなく対応をお願いして、私の一般質問を終わりとさせていただきます。

○議長（森田公明君） 以上で、6番、羽田公夫君議員の一般質問を終結いたします。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休 憩 午前11時25分

再 開 午後1時00分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

2番、龍野一幸議員の一般質問を許します。

龍野一幸議員。

○2番（龍野一幸君） 失礼いたしました。議長のお許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

私が、今回初めての質問に関しましては、4つの項目を上げさせていただきました。

1番目として、地域資源について、2番目、人口減少と空き家の増加について、3番目、子育てと依田窪病院小児科について、4番目、遊休荒廃地の活用と緑化事業について、質問させていただきます。

私は、このたびの選挙において自然回帰をテーマに活動してまいりました。自然の力を活用して後世につなげる取組に、生物多様性の追求・学習を柱に、明るい未来を見据えた活動をしていきたいと考えております。

全て新しくすることが、また流行に乗っていくことが我が町にとって本当に有効なのか。ここで

一度立ち止まり、振り返ってみることも大事ではないのか。いにしえを再発見することが、魅力あるまちづくりに役立つ事象が多くあると見ております。

当町は既に第2次長和町長期総合計画が打ち出され、将来の発展に施策が推進され、第2期長和町まち・ひと・しごと総合戦略に取り組みられています。そしてこの中に4つの大きな目標が掲げられ、整合性が図られています。4つの目標全てに「地域資源を活かした」と表現され、「信州自治」という月刊誌にも紹介され、地位資源を宝とうたっています。自然回帰とはまさにこの宝を再発見すべくテーマにしたもの。

それでは、その宝を掘り起こすための、関連含め以下質問をしてみたいです。

1番目、まず、その地域資源に関して伺います。

当町の経済は厳しい状況であると認識しております。私は当町にあるもの、あるけど眠っているもの、磨けば光るものなどの掘り起こしに経済再生の種がこぼれていると感じております。イニシャルはかけずに、住民の生活に、住民の気持ちに満足度を高める可能性のあるもの。一方、イニシャルはかかるが、ランニングでの抑制ができ、後世にとって有効な活用法など、私が想像する地域資源とは、町内におけるあらゆるものがその地域資源であると捉えておりますが、まずはベクトルを合わせていただき、今後4年間に地域向上を目指す上でその都度角度を変え、確認させていただきたいと考えております。

4つの目標全てに上がっております「地域資源を活かした」と表現がありますが、町で捉えているこの地域資源とは何を指しているのか、見解を伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 午前中の阿部議員の一般質問の際にも申し上げましたが、龍野議員におかれましても、初めての一般質問でございます。どうかいつもどおりの質問で頂ければと思います。自然再生に重きを置いた議員活動をしていかれるとのことでございますので、今後ともひとつ積極的な御意見を頂ければと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

さて、第2期長和町まち・ひと・しごと創生総合戦略における地域資源についての御質問だと思います。

町では、国の総合戦略に盛り込まれた各分野の基本目標を踏まえ、平成27年度に策定した第1期総合戦略において4つの基本目標を定め、各事業に取り組んでまいりました。

この基本目標は、令和2年度から5年間の第2次総合戦略においても継続しているところであり、平成29年度から令和8年度までの第2次長和町長期総合計画における基本目標においても総合戦略基本目標との整合性が図られているところでございます。

基本目標1は「地域資源を活かした地域産業の振興で働いてみたくなる長和町をつくる」、基本目標2は「地位資源を活かした観光・交流文化の構築でひとの流れを呼び込む長和町をつくる」、基本目標3は「地域資源を活かし、結婚・妊娠・出産・育児・子育てを切れ目なく支援する環境を整え、子育てしたくなる長和町をつくる」、基本目標4は「地域資源を活かした安全・安心な環境

の確保で、暮らし続けたいくなる長和町をつくる」としております。全て基本目標に「地域資源」という言葉が入っております。町としても、地域資源の捉え方は、基本的には龍野議員のおっしゃるとおり、長和町にある、あらゆる「ひと」、あらゆる「もの」、あらゆる「こと」と考えており、特定のことを指しているものではないかと考えております。

長和町にある「ひと・もの・こと」を再点検し、地域で育まれてきたものを大切にしながら、それを最大限に生かして事業に取り組むという思いを込めて、この基本目標を策定したところでございます。

町では、地域資源を宝と捉え、町内外の皆様のお力添えを頂きつつ、それを掘り起こす努力、探す努力を続けていきたいというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 町おこし、地域ブランドに代表される地域活性化において特徴素材となるものが地域資源として定義されております。この定義でいうと、まさしく当町にあるひと・もの・ことであります。御答弁いただいたとおり、貴重な素材を漏れなくしっかり掘り起こし、最大限生かしていただきたいものでございます。まずは人口減少を食い止め、増加に向けてため、行政とも情報を共有し、道のりは長くとも僅かながらでも前進するよう私も尽力いたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

2番目の質問といたしまして、人口減少と空き家の増加について。

1年間に約100人以上の人口が当町、減少が続いておりますが、一方、空き家数は人口減少と比較するときほど増えていないと聞いております。私の住む寺上地区には突っかい棒2本でかろうじて立っている危険家屋があります。

まず伺いするのは、町直営の別荘地の空き家数と、それ以外一般の空き家数、そして各空き家において崩壊寸前のいわゆる危険家屋数は、町はどのように把握され、またその現状についてどうお考えになっているか伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 空家の現状についての御質問でございますが、適切な管理が行われていない空き家等につきましては、防災、衛生、環境等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域社会の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用に向けた対策が必要であると認識をしております。その対応として、現在、関係部署で協力・連携を図りながら、国が定めた基本方針に基づき、空き家対策を効果的かつ効率的に推進するために、町の実情に合わせ、総合的かつ計画的に空き家等の対策を推進するため、関係者の皆様の御協力を頂きながら長和町空き家等対策計画の策定を進めておるところでございます。

空き家等の把握状況につきましては、それぞれの担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 直営別荘地につきましては、空き家と特定する方法が難しいので

すが、各別荘地の管理人が管理する中で36件の空き家と思われる別荘がございます。

この根拠は区画内に別荘があり、過去5年以上滞納があり、別荘に来た形跡がないと思うオーナー様の別荘をカウントいたしました。

現状どのように考えているかにつきましては、まず、滞納整理を行っていく中で今後使用しなければ転売の方法もある等を伝え、転売希望となれば不動産業者に引き取っていただき、その代金で滞納整理した後、解約していただきます。別荘は新しいオーナー様に利用していただく方法と、滞納分納入後、別荘を解体・解約していただく方法等を紹介させていただいております。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、私よりは、別荘を除いた空き家数の現状について答弁をさせていただきます。

平成25年に調査を行い、その際の空き家数は502棟となっております。地区別では、和田197棟、その割合としましては39.2%が最も多く、続いて大門の130棟、25.9%、古町の103棟、20.5%、長久保の72棟、14.3%の順となっております。このうち危険家屋は65棟となっております。地区別では大門25棟の19.2%が最も多く、次いで和田の22棟、11.2%、古町の14棟、13.6%、長久保の4棟、5.6%となっております。

これらの空き家数は調査から9年が経過をしているため、現在再調査を行っておりまして、今年度中には最新の空き家数について取りまとめが終了する予定となっております。

町内の空き家対策につきましては、先ほど町長の答弁で申し上げましたとおり、現在、町の空き家に対する今後の方針を定めるため、空家等対策協議会を設置し、長和町空家等対策計画の策定を進めているところでございます。

以上です。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 地域資源という宝を発掘する一方、地域全体の景観、安全安心、また農業振興など広い範囲で危険家屋は悪影響があると捉えております。獣の住みかとも化しています。

そこで、これら危険家屋の所有者や相続人に対して、どのような対応を取られてこられたか伺います。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 危険家屋の所有者に対する対応についての御質問ですが、地域等から相談依頼があった場合等には、長和町空き家等の適正管理に関する条例に基づきまして、対象の危険家屋の状況を把握し、可能な限り所有者を特定し、助言や指導を行いながら空き家の管理を依頼しているところでございます。遠方では、遠いところですね、により除草作業などの管理が困難な場合は、所有者の方へ除草作業を行っていただける業者を紹介するなどをし、管理をしていただくよう対応を現在しているところでございます。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 今後についてですが、行政職員だけでは危険家屋への適正な対応には幾分難があるかと思えます。司法書士や建設関係機関の協力を頂きながら適切な対応を望むものでありますが、見解を伺います。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 今後の危険家屋等への適切な対応についての御質問かと思えますが、現在、空き家に対する今後の方針を定めるため、空家等対策協議会の委員として、司法書士、土地建物取引業、土地家屋調査士、建築士などの学識経験者の皆様にも委員となっていております。今後の空き家対策等について御教示いただくとともに、今後、協議会において審査する特定空家等について御審議いただくことにもなっておりますので、学識経験者の皆様の協力を頂きながら適切な対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 現状、人口減少に対して空き家数はほとんど増加していない、その原因をちょっと想定してみました。3世代家族がいて、家を建てたいが取り壊す費用を考えると新しい団地に新築したほうが安く済む。親は今までの家に住み続ける。ゆえに空き家数は減っていない。この現象は高齢者のみの生活実態と重なることがお分かりいただけると思えます。

新しく団地に住み始めた件数とまではいきませんが、その件数の何割かが高齢者宅であり、実はこれは空き家の予備軍と捉えますが、町の見解を伺います。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 御質問のとおり、新しい団地に住み始めた世帯の方や町外へ転出した方たちが、将来親の住んでいる家に戻ってこなければやはり空き家となってしまいますので、空き家予備軍というふうな形で捉えられるかと思えます。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） ネットで検索すると解体業者は長和町にはありませんでした。産廃物のマニフェスト等の問題などが壁となり、手を挙げる地元業者がないかもしれません。

一方、県内、他の行政では独自の規定で助成金を出しております。令和3年度の当町の空き家改修費補助金として110万円が計上されておりますが、その中身は改修補助と家財道具処分各1件分となっておりますが、この詳細と今後取壊し費用に対する助成の条件及び基準と今後の方向性に関して、町の見解を伺います。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） 私のほうからは、長和町空き家改修費の補助金につきまして、お答え申し上げます。

この補助金の対象となる空き家でございますけれども、長和町の空き家バンクに登録されている物件に限られておるということでございまして、町外の方が空き家バンクに登録されている物件を購入、または賃貸する際に改修費の場合につきましては30万円以上の改修費の2分の1以内、1

00万円を上限に補助しております。家財道具等の処分運搬経費の場合につきましては、10万円を限度に補助しておるところでございます。

この制度の開始から今年度までの交付実績でございますけれども、改修費の補助で7件、処分運搬費等の補助で3件という状況でございます。

この制度につきましては、長和町へ移住し、地域に定住していただくことを目的としておるということでございますので、補助金を利用して改修等を行った場合につきましては、長和町に住民登録をしていただき、区などの自治組織に加入していただくことなども条件となっております。

また、地域経済の活性化という点も踏まえまして、改修等につきましては町内業者を利用させていただくこととなっております。

万が一、この補助金を利用した方が、何らかの理由で5年以内に他市町村へ異動することとなったような場合につきましては、経年年数に応じまして返還していただくように定めておるわけでございますけれども、現在までの間に返還の対象となった案件はございません。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 私のほうからは、取壊し費用に対する助成等について答弁をさせていただきます。

現在、取壊し費用につきましては、長和町空き家等の適正管理に関する条例施行規則に基づきまして、長和町空き家等の適正管理に関する条例第9条の、空き家等が危険な状態にあり、助言もしくは指導、または、第10条の空き家等が現に危険な状態等にあり、勧告に従って適切な措置を講じる場合に50万円を限度といたしまして、対象となる措置、例えばですけど、建物等の除去、廃材運搬または処理等に要する費用の総額の2分の1に対する額を交付する対応を取っております。

なお、倒壊等の危険な空き家であったとしても、隣接する家屋や主要道路等に直接支障がない場合は交付の対象外とさせていただいております。

今後につきましても、対象要件等に該当する場合には適切に対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 空き家に関して最後の質問になります。

町内に居を構えているが実家は空き家である。または将来空き家になる可能性があるといった中間世代は多数いると見ております。我が家も同様です。予備軍物件含め、複数の回答書、アンケートですが、例えば、A、別の家族が住む予定であるとか。B、小屋として使うとか。C、取り壊す予定である。D、何らかの助成があれば取り壊す予定である。E、良心的な解体業者を紹介してほしいなどのアンケートを取り、未然に把握し、空き家を増やさないアプローチも必要と考えますが、町の見解を伺います。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 空き家を増やさない対応についての御質問かと思いますが、町と

しましては、まずは現在調査を行っている町内の空き家調査終了後、空家等対策会議におきまして策定を進めております長和町空家等対策計画に基づき、所有者の特定作業等を計画的に行い、また、空き家の利活用等も定めることとしており、空き家の利活用についても取り組んでまいりたいというふうに考えております。

御質問の予備軍とされる家屋につきましては、現在のところ取り組む予定はありませんが、議員のおっしゃるとおり、予備軍とされる空き家に何らかの対応をすることが将来空き家を増やさない一助になると思いますので、今後、空家等対策協議会で検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 倒壊の危険性のある建物でも、その立地いかんによっては対象外であるとのことでした。現状、当町、子供数が少ないという実態から、また遊び方も昔の屋外で遊んでいたものが自宅内で遊ぶ傾向が幸いし、たまたま今は屋外での事故がないと見ております。子育てするなら長和町が推進され、将来町の全体の子供数が回復したときに子供たちの遊び方に変化があるかもしれません。屋外で遊ぶ時代になるかもしれません。空き家で遊び、倒壊に巻き込まれる事故もあるかもしれません。防止に備える意味でも倒壊家屋の実態の把握と対応を切望するものであります。

一方、不審者などが入らないための防犯の強化も今後ますます必要になっていくかと思っております。

昨日、先輩議員から、今後、町営住宅や宅地造成に関する御質問もありましたが、ここでもその計画があるとしたら、一度立ち止まって振り返っていただきたいと考えます。空き家数を増やしてしまう可能性が膨らんでしまう事業になってしまうかと思っております。難しい課題だと思っておりますが、将来を見据えた方向を定め、対応をよろしくお願いいたしまして、次の質問に入らせていただきます。

3番目の質問といたしまして、子育てと依田窪病院小児科について。

町長は、子育てするなら長和町と様々な取組を推進していらっしゃいます。これに関して依田窪病院について質問いたします。

1番目として、依田窪病院にも小児科が設けられ、子育て家族にも安心が芽生えてきております。しかし、女性医師の1名体制、さらにその医師もお子様はまだ小さいと伺っております。精神的、肉体的な面でのフォローはどうなっているのか。もしその女性医師が疾病やけがで診療できない場合など、見解を伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 依田窪病院についての御質問でございますが、御存じのとおり、依田窪病院は、当町と上田市による一部事務組合として運営をしております。議会もでございます。町として、直接勤務体制などに関わることはございませんが、私が依田窪医療福祉事務組合の組合長も兼ねておりますので、あえて申し上げますと、依田窪病院の小児科では、医師と時短などの勤務に関

する取決めをしております。また信州大学の小児科医局との連携が図られておりまして、御質問のような状況が生じた場合には、信州大学小児科医局で対応を頂くことというふうになっております。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 子供の急な発熱や嘔吐、先日夕方、私の孫も風邪の症状からひきつけを起こして救急車を呼びましたが、上田の医療センターに搬送された。子育てしたくなる町にはまだ至っていない一つの事象かと思っております。

そこで、365日の診療体制ができないものか。このことは子供のみならず住民にとっても安心して暮らせる地域になるものと考えております。地域資源の宝であるこの子供たち、そして親御さんにとって安心感を持たせる上で、上田市との関係もございまして、当町としての医療体制の見解を伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 町としての医療体制への見解との御質問でございますが、まず、当町の医療機関につきましては、依田窪病院と附属の和田診療所、そのほかに民間の医療施設がございます。上田地域では、独立行政法人国立病院機構信州上田医療センターをはじめ、多くの医療機関があり、地域の医療を担っていただいております。ただし、医師数に関しましては、当地域は県内でも少ない状況にあり、その解消に向けて現在対策を検討している状況でございます。

さて、町としての医療体制への見解とのことでございますが、休日や夜間の救急搬送につきましては、当地域独自の取組として輪番制病院の制度がございます。これは、緊急搬送の受入れを当番制にすることにより、当番日には医師や看護師を確保しておくことで、必要な医療を効率的に受けられるようにと2次医療機関10病院に御理解を頂き、実施をしております。

また、小児科につきましては、対応できる医療機関が少ないことから、上田市に内科・小児科初期救急センターがございまして、夕方から深夜にかけてはこちらで対応を頂いております。

いずれにしましても、医療体制の整備につきましては、かかりつけ医などの1次医療機関から依田窪病院など2次医療機関、さらには最も高度な医療を行うことができる3次医療機関がございまして、患者の状態によりそれぞれの医療機関に対応いただくことが必要であり、当町単独では対応が不可能な場合も多々あるわけでございます。

今後におきましても、長野県や上田地域全体で取り組むべき課題であるというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 人口に向けた総合計画は、町外からの流入を増やしたい施策だと思います。近場に医療体制の整った環境があるなしで、住みたいと思える選択肢から外れる可能性もあるかと思っております。当町独自ではすぐには解決できない課題であると理解いたしました。将来の展望の中には将来計画の中に織り込んでいただくようお願いを申し上げまして、最後の質問に移らせていた

だきます。

4番目といたしまして、遊休荒廃地の活用と緑化事業について。

見た姿の変化や美しさから町民に満足度と心の癒やしを与える、雑駁に放置されている土地。しかし、ここには子育てにも福祉にも教育にも産業にも活用できる農業の担い手が減少したことが原因の、ありがたい、これも宝かと思っております。

強い農業、もうかる農業、持続可能な農業などの推進で、遊休荒廃地の増加は抑制されてきたように見えておりますが、ただ、なくなったわけではなく、まだまだ残存し、そのほとんどはトラクターなどの重機が入らない箇所であることが見て取れます。土地所有者の意思にも関わる件でございますが、子育てや福祉のみならず、町の財政においても、この空間、遊休荒廃地を有効に活用していくことで、住んでよかった、住んでみたいと思ってもらえる資源になると捉えております。

生物多様性を活用するならば、野生が野生をコントロールし、自然が自然をコントロールする手法を活用し、近くに水路があるのであれば水を活用し、昔から生息している水中昆虫や魚類の自然養殖や自然繁殖など伴い、特産品の復活が見込めるのではないかと。

植物では、コキアやヒマワリなど、数年は雑草との競争になっても人が多少手をかければ、数年後はその植物が荒廃地を占拠し、その魅力を演出してくれる。ちなみに、コキアというのはうちの町に昔からあるほうき草のことです。紅葉も見事で癒やしになり、枯れたら草ぼうきにもなり、特産品として活用も望めるのではないかとと思っております。

ほかにマルメロ街道を見れば、町民が交代で草刈り作業。この箇所を荒廃地とするならば、コキアに限らず、種がこぼれて翌年発芽する一年草など、町民の皆様からの知恵を拝借し、緑化事業への取組も重要と考えております。

前段が長くなりましたが、町として現在考えられている遊休荒廃地の処理や活用について伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 遊休荒廃地の処理や活用に関する御質問でございます。

最初に、議員の御質問にございました、遊休荒廃地における生物多様性を活用した特産品開発についてお答えをしてみたいと思います。

特産品の関係につきましては、町では、農業振興に資する施策として、令和2年6月にオープンしたマルシェ黒耀を核として、農業生産の拡大、農業所得の向上、長和町の農産物等の情報発信、希少価値の高い地場産品や特産品の売上げ向上を図ることで、生産者・出荷者の生産意欲の向上に効果を発揮させるとともに、農業体験事業により、都市農村交流の推進も継続して行っていきたいというふうを考えておるところでございます。

また、新たに特産品の開発を目指す方に対し、特産品開発団体等育成、開発、販路開拓における研究開発補助の支援も継続して行うほか、町の奨励品として認定をし、県内外へのPRの推進を考えております。

議員のおっしゃる内容につきまして、遊休荒廃地を活用した特産品開発としての取組が必要な場合には、町としても支援をしていきたいというふうに考えております。

次に、マルメロ街道に関する御質問にお答えをいたします。

マルメロにつきましては、令和2年度より有限会社信州うえだファームへ管理を委託をし、そのほか長門バイパス街道沿いの除草作業等につきましては、地元自治会及びシルバー人材センターへ委託をし、環境整備を行っているところがございますが、緑化事業への取組を推進していくに当たっては、管理していただいている関係者の皆さんの負担とならないことや、マルメロ街道以外の道路についても同様の状況がありますので、これまで同様、環境整備を行いながら、緑化について検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、農地の関係についてお答えいたします。

農業従事者の高齢化や担い手不足の影響等により、遊休荒廃農地は増加傾向にあります。中でも圃場整備を行っていないため、狭小で生産性の低い山際の農地については遊休化が顕著な状況になっております。

実際問題として、全ての農地を優良な状態に維持していくのは、非常に難しい状況となっていることは、火を見るより明らかでありますので、今後も継続して優良に管理していく農地と非農地化など別の用途へ生かす農地へのすみ分けを行い、荒廃農地を減らしていく取組を行ってまいります。

遊休荒廃地はいろいろな場所に存在しております。これらの遊休荒廃地への対応につきましては、様々な角度から考えていく必要があるというふうに思いますので、活用方法等の検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） これも困難な課題であるとは思いますが、さきに述べましたが、田んぼの再生は困難であっても、水の活用ができる箇所は多く存在していると思います。最近では、町民の皆様も御存じかとは思われますが、ビオトープという言葉、町が目指す優良な状態とは幾分誤差があるかもしれませんが、生物を保護する目的で荒廃地を昔の姿に復元していくというものであります。ただ田んぼに戻すのではなく、単に水をかけっぱなしにしておいて、そこに生物が湧くのを待つだけのまずは取組になるかと思われまます。そこに生物多様性の働きの力を借りようとするもので、これも一つの自然回帰のテーマに沿った行動です。私も来年、荒廃地をお借りすることができまして、結論はすぐには出ないかもしれませんが、近隣の住民の方、ほかの生産者に迷惑がかからないよう、御理解と御協力を頂きながらまずは試してみたいと考えております。

これは何を目的としてやるか。水を活用すると少なくとも雑草は減って、一つの活用として。マルシェに農作物はあっても特産品ってほとんど出ていないのが実情かと思えます。自然回帰の原点から昔から生息した生き物と自然を再生してその中で昔からいたタニシですとか、ゲンゴロウですとか、そんなようなものが湧くのを待ってみようかと。それを実践してまいりたいと思えます。

最後に、緑化事業について伺います。

我が町のシンボルの木は山桜、花はツツジとなっております。桜は確認できますが、ツツジは何という種類がどこに群生しているのか、正直分かりません。住みたいと思ってもらえるための町を目指す上で、さらに桜の木を植樹し、花に関しては、町民からシンボルにする花をこの際改めて募集して、児童や園児、結婚された夫婦、誕生などの記念樹を植えるなど、個人が参加する緑化事業のあり方など、見直しと拡大も必要ありと考えますが、町の見解を伺います。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） それでは、緑化事業に関する御質問についてお答えしてまいりたいと思います。

最初に、町のシンボルにする花の再度の募集の関係ですが、まず、町のシンボルの制定についての経過を申し上げさせていただきたいと思います。

長和町は平成17年10月に合併したわけですが、町民憲章、花、木など、また宣言については、新町において制定することが合併協議の際に決定されております。

この後、合併3周年記念事業に合わせて、町民憲章等制定検討委員会を議会や自治会などの皆様18名で組織し、町民の皆様から応募があった中から、町の花、町の木、その他自然物、イメージキャラクターなどを決定いたしました。

このような経過の中で町の花として制定されておりますツツジでございますが、町内至るところで春から夏にかけて白黄色、紅色、紫色などで次々と咲くヤマツツジ、サツキ、レンゲツツジ、ミツバツツジなどを総じてツツジとされております。

また、レンゲツツジの群生地としましては、たかやまスキー場のある山の尾根一帯にレンゲツツジが群生しております。

町の花を改めて募集し決めていくことは、現在のところ予定しておりませんので、よろしく願いしたいと思います。

次に、桜の木の植樹に関しましては、苗木の配付や全町桜運動において、全町民の方に参加を呼びかけて今後も植樹を推進していく予定でございます。

個人が参加する緑化事業に関しましては、児童や園児の移動や安全面、適正な植樹の時期などを考えますと、全町桜運動に参加していただき、記念に植樹していただくことが最適であると思われまます。

全町桜運動につきましては、実施箇所の選定に苦慮しておりまして、事業拡大は難しい状況ではありますが、山桜を植えるだけでなく、植えた後の手入れなども考慮した事業内容の検討を行っていきたくと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） ありがとうございます。多種のツツジだったということを確認いたしました。各種、開花時期が違うかと思えます。ホームページにも場所や見頃、それぞれを入れてみてはと思いました。

また、緑化事業等を検証していくと次の課題も見えてまいりまして、次回3月や次の分に関してよく調査した上で質問させていただきたいと思います。

私、1年生議員として、今回は総合戦略の地域資源の定義をまず確認させていただきました。そして、2番目の質問からは、子供たちにとっての視点から質問させていただきました。今、荒廃地になっているところが将来その周辺で麦わら帽子をかぶり、捕虫網を持って飛び回る子供たちの笑顔、また植物により季節ごとの色合いの変化に喜んでくれる子供たち、そして町民、自然を慈しみ、地域資源を大切にし、よりよき町になるよう、この4年間を大切に活動してまいりたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森田公明君） 以上で、2番、龍野一幸議員の一般質問を終結いたします。

ここで、午後2時まで休憩いたします。

休 憩 午後 1時47分

再 開 午後 2時00分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

3番、荻野友一議員の一般質問を許します。

荻野友一議員。

○3番（荻野友一君） 議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます、荻野友一です。このたび、先般の選挙により、初めて長和町議会議員となることができました。これから4年間、誠心誠意努めさせていただきます。

初めての一般質問で大変緊張しておりますが、お聞き苦しい点ありましたら、御容赦いただきます。

質問内容。長和町の課題である人口減少、少子高齢化の対策に当たり、新たな魅力のある雇用を生み出すことを観点とした産業振興の取組について、今回は観光業と農業についてお尋ねします。

中山道を生かした観光業につきまして、私は商工会青年部に所属していた三十数年前より、宿場を持つ各市町村の商工会の青年部の連携により始まった中山道全国協議会に参加してまいりました。毎年1回行われる各宿場町での中山道宿場会議に出席し、中山道の保存と有効利用について、中山道に住む仲間たちと話し合いを重ねてまいりました。

その中で平成10年第12回宿場会議、平成20年第22回宿場会議を当町において開催させていただきました。町民の皆様、行政、商工会等の御協力により全国からの仲間を集め、盛大に会議ができたことを大変感謝しております。

ただ、それぞれの宿場の置かれた環境は、土地柄や道路環境により様々な様子を表し、またいろいろな課題も出てきました。宿場町によっては、商工会青年部組織では協議会への出席が続かず、代わって各宿場の行政や観光協会、宿場保存会の方々に出席していただき、現在に至っております。

今は、各宿場に住む仲間たちの交流と中山道全国協議会のフェイスブックの更新を主に活動を続

けています。

私は、長和町の中山道の現状とこれからの取組に関しまして、7つの質問をさせていただきます。

まず、1番目としまして、観光業について、中山道を含む歴史遺産、自然遺産、温泉など町内には観光に対する資源はたくさんありますが、ありのままではなかなか収入に結びつきません。これらの資源を商品化するために旅行業務取扱管理者やガイドの育成が必要と考えられますが、町の取組についてお尋ねします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 昨日から行われました8名の議員各位による一般質問は、新人の荻野議員がトリを務めることとなりました。最終でございますので、ひとつゆっくりと御質問を頂ければというふうに思います。荻野議員は、商工会の理事や上田法人会の長和支部長を経験し、町の教育委員もお願いした経過もございますので、実績を生かした御提案、御質問を頂ければと存じます。阿部議員、龍野議員同様、今後ともよろしくお願いをいたします。

さて、答弁をさせていただきます。

私は、今回5期目の公約で、日本遺産「星降る中部高地の縄文世界」と連携した新たな観光客の獲得、中山道、和田宿、長久保宿の町並み整備と文化遺産を生かした観光の取組、縄文文化圏の下諏訪町と連携した観光の発展的な構想の取組、自然遺産の活用や最新スポーツに関わる新たな観光事業の創設、地域づくり法人化の構想の取組を掲げさせていただきました。

町内に数ある観光資源を生かしながら、商品化し、地域の活性化を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

御質問の件につきましては、担当課長から答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） それでは、私のほうから答弁させていただきたいと思っております。

町では信州・長和町観光協会を観光施策の実行部隊として各種事業などを通じ、町の魅力を発信し、大勢の観光客の皆さんが訪れていただくための施策を実施しています。

また、旅行会社が販売する旅行商品は、観光客の皆さんが町へ訪れていただくためには重要であり、各旅行会社の皆様へ旅行商品を造成していただくための取組も行っています。昨今では、各観光協会などが地域づくり法人、いわゆるDMOでございますが、として、旅行業務取扱管理者を持ち、自らが商品化し、販売のほうをしております。

町は昨年度、スポーツ庁の補助を活用し、観光協会を事務局として長和町スポーツコミッションを設立し、この11月からレンタサイクル事業を創業しました。道の駅の中の観光案内所がステーションとなり展開していく中で、県の元気づくり支援金などを活用し、街場の観光能力を向上させる取組を実施し始めたところでございます。

今年度中には、町の観光名所である中山道宿場町や長窪城址、天神山つつじ公園などをサイクルコースとして紹介するパンフレットやホームページが公開される予定です。その後は、和田エリア

や姫木鷹山エリアでのステーション設置を目指し、町内どこでも相互に乗り入れができる環境を整備してまいります。

また、今年度、観光協会では国内旅行業務取扱管理者を受験、来年には地域版の受験を検討しているところです。

ガイドの育成の関係では、訪日外国人旅行者、いわゆるインバウンドに対応するためには人材育成が大変重要であると考え、平成29年度より地方創生事業として長和町コンシェルジュ育成事業を実施しております。

現在は、心からのおもてなしができるボランティアガイドとして、いずれはなりわいとなる人材の育成を目的としています。

この事業では、中山道、日本遺産であります黒耀石遺跡を中心に、単純な英会話ではなく、質の高いガイドとして、深く歴史・文化などを学び、現場で英語ガイドができるよう講習を行っております。

現在9名を長和町コンシェルジュとして認定し、併せて20名を超える町民の皆様に参加していただいております。講習の中で深く歴史・文化などを学んでおり、当然に日本語でも質の高いガイドができる人材であることから、インバウンドに関わらず、日本人向けガイドとしても活躍していただきたいと考えているところでございます。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 次に、歴史遺産である中山道、長久保宿も国の史跡に登録されるようですが、町内の和田峠から笠取峠に至る中山道を観光業の見地からどのように利用するのか、町にお尋ねします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 例年、グリーンシーズンから紅葉シーズンにかけて多くの中山道ウォーカーに利用いただきましたが、コロナ禍からこの2年、バスツアーなどの実施がなくなりまして、個人客が中心となっています。

今後も個人旅行が中心となっていくといった展望が聞こえることから、個人客を対象とし観光協会ホームページ上での町内の中山道のルート図をダウンロードできるような仕組みを現在制作しているところであります。

また、11月から長和町スポーツコミッション主体によるレンタサイクル事業を開始したことから、ウォーカーだけではなく、自転車を使った町内史跡巡りなどがしやすくなる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 今の答弁の中にもありましたが、個人的に今、中山道を歩かれている観光客の皆様はたくさんいると思います。コロナ禍の中でも、うちの前は中山道ですので、中山道を歩く観光客の方を多数見受けております。ある程度の人気が続いていることを感じております。

142号線と152号線の重なる長久保信号から大門落合間の歩道取付工事の案内が今年春にありましたが、計画の進捗状況をお尋ねします。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 国道142号、152号の重複する長久保の信号機から大門落合間の歩道設置工事の進捗状況でございますが、この路線の歩道設置要望は二十数年前から県に要望し続けていたものでございます。今回、県で動いていただいたのは、四泊町営住宅が建設され、保育園児や小中学生の児童が停留所まで歩道がない危険な場所であることから、歩道の設置が交通安全事業として必要であるとのことで事業化されたものであります。

コロナ禍になる前までは、中山道を歩く人は年間6,000人以上もいましたが、そのための事業化として取り上げてはいただけませんでした。

今後の計画の進捗状況でございますが、今年と来年度にかけて計画をつくる設計を行ってまいります。

そして、来年度、国から事業の採択がされれば本格的に進んでまいります。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 今年春の計画を地元の住民説明会が行われまして、実際にその拡張工事に当たる住民の皆様はちょっと不安になっているところがあると思いますので、これから計画が決まり次第、きめの細かい説明と補償の提案をよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、東信州中山道連絡協議会の現在の活動状況についてお尋ねします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 東信州中山道連絡協議会についての御質問でございますが、この協議会は軽井沢町から長和町までの1市4町の行政・商工会・観光協会など関係団体と法人・個人の賛助会員が一丸となり、交流人口の増加を目的として立ち上げられたものであります。

県の元気づくり支援金を活用して、軽井沢宿から和田宿までの11宿、それと街道を紹介した日本語版・英語版のパンフレット及びホームページの制作や宿場ガイド案内人の研修、街道イベントの開催など、広域的な地域振興と誘客促進を図る事業を実施しております。

現在の活動状況ですが、このコロナ禍の中、事業ができていませんが、今後も交流人口の増加に資する事業を広域的な視点でスケールメリットを生かした活動をしてまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 広域的な視点でスケールメリットを生かした活動というふうな答えが頂けました。それに合わせまして広域的ということを見ますと、長和町に接する下諏訪町と立科町と連携して中山道を盛り上げる施策があるのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 下諏訪町と立科町との連携の関係でございますが、以前よりそれぞれ両町とは人的交流などを行っています。

また、かねてより3つの町の観光協会などの協働事業により、県観光機構の支援を受け、インバウンド向けEーバイクのモニターツアーなどを連携して実施しております。

新和田トンネルが来年4月1日に無料化となります。それに合わせて観光協会と協働でPRを展開することを検討しております。

観光協会では、コロナ禍により交流が中断されていまして下諏訪町や立科町との交流を再開させ、中山道や黒耀石・縄文文化、レンタサイクル事業など、それぞれの共通した部分をつなぎ合わせた観光施策の検討を進めていき、それぞれのストロングポイントを生かせる誘客事業の展開の構築を考えております。

また、シェアサイクルによるレンタサイクル事業では、導入の際に、先行している信州たてしな観光協会から様々なアドバイスを頂きました。今後は中山道だけではなく、自転車の相互乗り入れができるステーションなどの連携を深めてまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 東信州中山道協議会について説明を聞きましたが、長野県内の中山道、南木曾町から軽井沢町までですが、各宿場と道、峠を線をつないだ観光資源をインバウンドも含め内外にアピールし、積極的に観光へとつなげるために、長野県からのバックアップが頂けないのか。また、そのような協議が存在するのかお尋ねします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 観光に関する県からのバックアップ、協議に関する御質問でございます。

県は、それぞれ事業を取り組んでいるものと推察するものでございまして、東信州中山道協議会におきましても、参画していただいております。

また、サイクル事業の県の協議会などもございますし、インバウンドの協議会も県において行っております。

議員がおっしゃるとおり、それぞれの点を線をつないだ観光は大変重要であることから、今後も県からのバックアップなどを頂きながら、広域的な視点でスケールメリットを生かした活動として積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 中山道を生かした観光業につきまして、最後の質問となります。

現在では、新潟県十日町の清津峡や茅野市の御射鹿池のように、SNSの発信によって多数の観光客を集める場所が出てきましたが、町内でのSNSの活用についてお尋ねします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 観光におけるSNSの活用に関する御質問でございます。

観光協会は、今年度の事業方針を長和町の魅力向上と情報発信とし、観光協会公式ユーチューブチャンネルを開設して、会員や名勝などを紹介するPR動画を順次公開していく方針でございます。

現在までに10の動画が公開されております。この方針は今後も継続していく方向です。観光協会では現在運営しているSNSとしてフェイスブック、インスタグラム、ツイッター、ユーチューブの4つのメディアを運営しており、それぞれで長和町の日常やイベントレポート、季節の変化などのお知らせを行っております。

また、それぞれのメディアの特性を生かしたコンテンツとして、インスタグラムではフォトコンテストの実施、リアルタイム発信に特化したツイッターなど各メディアを使い分けた運営を行っております。これらのほかにも美ヶ原トレイルランなど、観光協会が大きく関わっているイベントやプロジェクトなどでも、それぞれが専用のSNSを活用し、幅広く長和町のPRに活用されております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 最近、SNS上では、大変たくさんのコンテンツが上げられていますけれども、その中でも目を引くような質の高いSNSを上げられるよう、町の努力を期待しております。

次に、長和町の農業における産業振興について質問させていただきます。

私は、農業を発展させることが長和町にとって大変重要なことであると思っています。新たな農業を生み出す方策を官民一体となって考えていくことが必要不可欠であり、この町の未来に大きな影響を与えるものだと考えます。

そこで、長和町の農業の現状と町の取組について、4つの質問をさせていただきます。

まず最初に、町内の農業においては従事者の高齢化、新規従事者の減少、遊休荒廃農地の拡大等の問題が見受けられますが、町としてはこの現状をどう捉えているのかお尋ねします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 農業従事者の高齢化、また新規就農者の減少、遊休荒廃地の増加については、全国どの自治体においても喫緊の課題となっており、これは当町においても例外ではございません。

しかしながら、暗い話ばかりではなく、担い手の皆様の中には後継者を育成しているといった声も聴かれたり、既に決まった後継者がいるといった方もいらっしゃいますし、認定新規就農者では、令和3年度で7名が認定を受けており、令和4年度も2名が準備を進めておるような状況でございます。楽観視はできませんが、後継者不足の問題や新たな農家の確保の面では、明るい兆しがあると言ってもよいのではないかと考えているところでございます。

一方で、遊休荒廃農地の問題につきましては、年々増加傾向にあり、圃場整備を行っていない生産性の低い狭小な山際の農地は、遊休化が進行している状況にございます。今後も引き続き守り、生かしていく農地と非農地化などにより他の用途に切り替えていく農地との線引きを行い、守るべき農地をしっかりと守っていく施策を展開していきたいというふうに考えております。

農業は、当町の基幹産業であることを十分に認識し、当町において就農、営農することに対する魅力を向上することを目標に、農業行政全般を取り巻く諸問題について真摯に取り組んでまいりま

すので、議会の皆様の御理解と御協力をお願いを申し上げます。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 2番目に、町内でIターン者やUターン者が新たに農業にチャレンジするためには、農地の確保、農業機材の確保など高いハードルが存在すると思いますが、町の支援策についてお尋ねします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 町内で新規に就農した際には、認定を得る必要はあるものの、農業機械・施設の導入に対する一部補助やアパートの家賃補助、家族経営協定締結に対する報奨金、JA信州うえだの部会を通じて行っておりますが、種苗費の補助や価格安定に関する積立金の補助などの金銭的支援を行っております。

また、JA信州うえだや上田農業農村支援センターと連携し、新たに就農する際の品目や技術指導について相談や指導をさせていただいておりますとともに、上田市、青木村と共同で定住自立圏構想として、JAの子会社である信州うえだファームに専属のコーディネーターを配属し、農業研修のバックアップを行っております。

農地につきましては、圃場整備済みの農地はなかなか空きがないのが現実ではございますが、よだくぼ南部地区農業支援センターをはじめ、農業委員会組織内に農地利用最適化推進委員がおりまして、貸し手と借り手の橋渡しを行っており、速やかな農地の貸借に結びつけております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 3番目に、町内の農作物の中には既に名産品と呼べる質の高いものが存在しますが、それらの保護と育成について、町としてはどう捉えているのかお尋ねします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 議員のおっしゃるとおり、町内において非常に質の高いお米、麦、大豆、そば、ブロッコリー、ミニトマト、アスパラガス、リンゴ、ブドウ、花卉、キノコなどの農産物を生産している農家の皆さんがいらっしゃることは承知のほうをしております。いわゆる長和ブランドとして、それらの農産物を産地として保護していく制度としましては、代表的なものに、国で展開しておりますGI、地理的表示保護制度や長野県の実産地呼称管理制度がございます。

これらの制度におきましては、長野県内でいえば、例えば市田柿のように生産地や生産方法、食味などを明確に基準化し、ブランド化を図るものとなっております。当町において同じように長和ブランドとして確立するにはクリアすべき課題が山積みしておりますが、優れた産品を埋もれさせることのないよう、研究を重ねてまいりたいと考えております。

また、長和ブランドの新規開拓として、平成28年度より地方創生推進交付金を活用し、ワインブドウの生産に取り組んでおります。

最初に新規就農者2名の方に2年間のワインブドウ栽培研修を行いました。2名とも認定農家となり、平成30年度より栽培を開始し、古町五反田地区に0.75ヘクタール、750本を定植、

そのほか和田日向地区に4.8ヘクタールの圃場を確保し、1.52ヘクタール、6,500本の定植を行いました。

さらに、圃場の獣害対策としまして、令和元年度には鹿柵を2キロメートルにわたり設置し、今年度には電気柵、わなの設置を実施してきました。

成果としましては、今年度、品種としてシャルドネ、メルローの180キログラムの収穫がかない、現在、委託醸造している段階で、130本程度ボトルとして醸造できる見込みとなっております。

このように、新規就農者の育成、圃場の確保、整備、補助金などの支援を行ってまいりましたが、初の長和ブランドのワインが完成するめどが立ちました。

今後は、長和産ワインの販売に向け、収穫量を安定するための取組支援、千曲川ワインバレー特区協議会などと連携して、情報共有や販路を開拓するための取組支援を継続して行ってまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 最後の質問となりますが、町内の農産物の高品質化や新品種の開発、農業従事者の高収益化には、バイオテクノロジーの研究や充実した農業施設と農業機械の取得など様々な課題があります。様々な課題を農業従事者個人で解決することは困難であると思います。これからの町の農業活性化、高収益化、雇用の促進のために、現在の農業従事者と町が話し合う場は提供されているのかお尋ねします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） コロナ禍の影響により今年は開催を見送りましたが、2月頃をめぐりに農業振興懇談会を開催しております。

参集範囲は認定農業者、人・農地プラン掲載者、新規就農者、農業委員、農地利用最適化推進委員、上田農業農村支援センター、JA信州うえだ、町でございまして、内容としましては、町の農業施策の説明や意見交換を行っています。

また、今年の春先には農業委員と新規就農者の皆様に懇談を設けた事例もございます。

個々の農家の皆様が抱える課題や問題、また地域全体を見渡した中で各農家の皆様が日々考えているような施策などを御提案していただくことは、町農業行政の発展に向けて非常に有益であると考えておりますので、可能な限り懇談は続けていきたいと思っております。

併せて、各農家の皆様同士が改めて膝を交えて懇談する機会はなかなかない状況でありますので、よい交流の場として懇談会が提供できれば農業の活性化が図られるものと期待のほうをしているところでございます。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） これからの農業につきましては、農業の法人化などいろいろな新しい考えを取り入れていかなければならないと思っております。

町としましても、新しい農業のあり方を検討していただけるようお願いしまして、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（森田公明君） 以上で、3番、荻野友一議員の一般質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（森田公明君） これをもちまして、一般質問は全て終了いたしました。

本日予定した会議は全て終了いたしました。

会議を閉じ、延会といたします。

散 会 午後 2時31分

第 3 号

(1 2 月 2 1 日)

議 事 日 程

令和 3 年 1 2 月 2 1 日
午前 9 時 3 0 分 開議
長 和 町 議 会 議 長

- 日程第 1 報告第 2 9 号 株式会社長和町振興公社第 2 3 期決算について
(町長提出)
- 日程第 2 報告第 3 0 号 株式会社長和町振興公社第 2 4 期事業計画について
(町長提出)
- 日程第 3 報告第 3 1 号 長和町教育委員会の点検・評価報告
(長和町教育委員会)
- 日程第 4 議案第 7 5 号 長和町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定について
(町長提出)
- 日程第 5 議案第 7 6 号 長和町公営住宅条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 日程第 6 議案第 7 7 号 長和町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 日程第 7 議案第 7 8 号 長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 日程第 8 議案第 8 0 号 令和 3 年度長和町一般会計補正予算 (第 8 号) について
(町長提出)
- 日程第 9 議案第 8 1 号 令和 3 年度長和町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 2 号) について
(町長提出)
- 日程第 1 0 議案第 8 2 号 令和 3 年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) について
(町長提出)
- 日程第 1 1 議案第 8 3 号 令和 3 年度長和町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
(町長提出)
- 日程第 1 2 議案第 8 4 号 令和 3 年度長和町観光施設事業特別会計補正予算 (第 2 号) について

(町長提出)

日程第 1 3 議案第 8 5 号 上田地域定住自立圏形成に関する協定の変更について

(町長提出)

追 加 議 事 日 程 (第 3 号の追加 1)

令和 3 年 1 2 月 2 1 日

長 和 町 議 会 議 長

- 日程第 1 議案第 8 6 号 令和 3 年度長和町一般会計補正予算 (第 9 号) について
(町長提出)
- 日程第 2 議案第 8 7 号 令和 2 年度 (繰越) 長和町地域共生社会実現のためのコミュニティ施設整備事業古町コミュニティ施設建築主体工事請負契約の締結について
(町長提出)
- 日程第 3 議案第 8 8 号 令和 2 年度 (繰越) 長和町地域共生社会実現のためのコミュニティ施設整備事業古町コミュニティ施設機械設備工事請負契約の締結について
(町長提出)

追 加 議 事 日 程 (第 3 号の追加 2)

令和 3 年 1 2 月 2 1 日

長 和 町 議 会 議 長

- 日程第 1 議案第 8 9 号 副町長の選任につき同意を求めることについて
(町長提出)
- 日程第 2 選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 日程第 3 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について
- 日程第 4 総務経済常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について
- 日程第 5 社会文教常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について
- 日程第 6 広報常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について
- 日程第 7 議会改革検討特別委員会の閉会中の所管事務の継続調査について

令和3年長和町議会12月定例会（第3号）

令和3年12月21日 午前 9時30分開議

出席議員（10名）

1番	阿部由紀子	議員	2番	龍野一幸	議員
3番	荻野友一	議員	4番	佐藤恵一	議員
5番	田福光規	議員	6番	羽田公夫	議員
7番	原田恵召	議員	8番	小川純夫	議員
9番	渡辺久人	議員	10番	森田公明	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	羽田健一郎	君	副町長	高見沢高明	君
教育長	藤田仁史	君	総務課長	城内秀樹	君
企画財政課長	藤田健司	君	建設水道課長	龍野正広	君
こども・健康推進課長	長井剛	君	町民福祉課長	藤田孝	君
情報広報課長兼会計管理者	上野公一	君	産業振興課長	宮阪和幸	君
教育課長	中原良雄	君	文化財担当課長	大竹幸恵	君
総務課長補佐	小林義明	君			

議会事務局出席者

事務局長	米沢正	君	議会事務局書記	牛山美智子	君
------	-----	---	---------	-------	---

◎開議の宣告

- 議長（森田公明君） おはようございます。
長和町議会第4回定例会を再開いたします。
ただいまから会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎日程第1 報告第29号 株式会社長和町振興公社第23期決算について
(町長提出)

◎日程第2 報告第30号 株式会社長和町振興公社第24期事業計画について
(町長提出)

- 議長（森田公明君） 日程第1 報告第29号 株式会社長和町振興公社第23期決算について及び日程第2 報告第30号 株式会社長和町振興公社第24期事業計画についての報告を求めます。

宮阪産業振興課長。

- 産業振興課長（宮阪和幸君） おはようございます。

それでは、私のほうから報告第29号 株式会社長和町振興公社第23期決算と報告第30号 株式会社長和町振興公社第24期事業計画につきまして、地方自治法の関係の規定によりまして御報告を申し上げます。

振興公社の第23期決算につきましては、議案書の2-1ページから、第24期事業計画につきましては、3-1ページからとなっておりますので、よろしく願いいたします。

株式会社長和町振興公社の第23期決算及び第24期事業計画につきましては、先般開催されました議会、町、振興公社3者懇談会におきまして、それぞれ御説明のほうをさせていただいているところでございます。

第23期におきましては、2年間に及ぶ新型コロナウイルス感染症の感染拡大、またこれに伴う国の緊急事態宣言の発出などによりまして、長和町振興公社としても従来の経営経験からは、想像を超えた状況となった23期となりました。

振興公社としましては、支払い余裕金の確保を最優先の課題として取り組み、長野県のコロナ対策資金を活用することにより危機的状況を乗り越えることができました。

第23期決算としましては、売上げ実績が約3億7,734万円、経常利益は約1,816万円の赤字となっております。この決算につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策に関わります国や県、町の助成金、補助金が含まれておりまして、実情としてはさらに厳しい状況となっております。

第23期決算の詳細につきましては、議案書の2—5ページ以降の貸借対照表、損益計算書などに記載のほうをされておりますので、また後ほど御覧いただきたいと思っております。

また、23期におきましては、議会の皆様の御理解を得ながら、施設の整備を実施することができました。スキー場のスノーマシーン増設、配管工事などの実施、また温泉施設関係につきましては、やすらぎの湯の配管等設備改修工事を実施することができ、それぞれ成果のほうを上げております。

このほか、今期から始めましたキャンプ場事業につきましては、好調に滑り出しておりまして、来シーズンに大きな期待をするところでございます。

また、決算とは別の話にはなりますが、現在、スキー場及び振興公社のあり方につきまして検討を進めているところでございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いまして、一時中断などが余儀なくされましたが、令和3年度中の新会社の立ち上げに向けて検討を進めております。

次に、第24期事業計画について説明のほうをさせていただきたいと思っております。

議案書の3—1ページからになりますので、よろしくお願ひいたします。

長和町振興公社の第24期事業計画につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により想定外ということが当たり前の状況になりつつある時期となっております。このような状況の中で、信頼のできる組織づくり、しっかりとした数値の裏づけによる自信を持った経営が必要であると考えております。

さきの決算報告の中でも触れさせていただきましたが、現在、スキー場及び振興公社のあり方につきまして検討を進めているところでありまして、令和4年4月には新会社が稼働する予定でございます。新会社設立に向けてのいろいろな課題につきまして検討を進め、円滑に新会社及び振興公社の運営ができるようにしてまいりたいと考えております。

振興公社の各部門の営業計画などにつきましては、議案書の3—4ページから3—17ページに記載されておりますので、また後ほど御覧いただければと思っております。

以上、株式会社長和町振興公社第23期決算報告、第24期事業計画に係る報告とさせていただきます。

○議長（森田公明君） 報告を終わります。

◎日程第3 報告第31号 長和町教育委員会の点検・評価報告

（長和町教育委員会）

○議長（森田公明君） 次に、日程第3 報告第31号 長和町教育委員会の点検・評価報告を求めます。

中原教育課長。

○教育課長（中原良雄君） それでは、お手元の議案書、大きな4ページを御覧いただきたいと思

います。

報告第31号 長和町教育委員会の点検・評価報告についてでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、別紙のとおり報告させていただくものでございます。

それでは、報告書の1ページを御覧いただきたいと思えます。

1ページ、下段であります、教育委員会の開催状況でございます。

定例教育委員会は、毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時の委員会を開催しております。

令和2年度の実績でございますが、定例教育委員会12回、臨時教育委員会3回ございました。

続きまして、2ページでございます。

3番として、教育委員会の会議内容でございます。

主な会議事項につきましては、2ページから3ページに記載させていただいておりますので、御覧いただければと思えます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

4番としまして、点検・評価についてでございます。

(1)番、対象事業であります、評価対象事業は、令和2年度主要施策の成果報告書(町政白書)でございますが、そちらに掲載された教育課関係の事業より抜粋しまして点検・評価の対象いたしました。

(2)番、評価の判断基準でございますが、評価に当たっては、対象事業ごと、現状と問題点、事業とその成果、今後の対策について検証を行いまして、総合的に自己評価を行いました。各担当係において、4段階での評価をしたものでございます。

続きまして、5番、点検・評価の結果でございます。

4ページから6ページにかけて、評価を掲載させていただいておりますので、御覧いただけたらと思えます。

次に、7ページを御覧いただきたいと思えます。

6番といたしまして、評価対象事業の成果及び今後の対策でございます。

白書より抜粋したものを載せさせていただいておりますので、御覧いただけたらと思えます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

14ページでございますが、外部評価でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条第2項において、点検評価を行うに当たっては、教育に関し、学識経験を有する者の知見を活用を図るものとするので、学識経験者の方より、この点検評価について御意見をいただいたものであります。

学識経験者は、元小学校校長の水出一寛様、元教育委員の中原宏美様をお願いいたしました。

学識経験者の方の御意見は、14ページから16ページに掲載させていただきました。

点検・評価の結果を基に学識経験者の方の御意見も踏まえ、今後の教育行政に当たってまいりた

いと考えております。

報告は以上です。

○議長（森田公明君） 報告を終わります。

◎日程第4 議案第75号 長和町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定について
(町長提出)

◎日程第5 議案第76号 長和町公営住宅条例の一部を改正する条例について
(町長提出)

○議長（森田公明君） 次に、日程第4 議案第75号及び日程第5 議案第76号を一括して議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長報告を求めます。

原田総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（原田恵召君） 総務経済常任委員会委員長報告をいたします。

総務経済常任委員会は、12月14日、小川議員欠席の下、今定例会に提案され、委員会付託となりました案件について審査を行いました。議長の指示の下、順次結果を報告いたします。

まず、議案第75号 長和町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定についての審査結果を報告します。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論を行い、討論なく、採決の結果、全員賛成で議案第75号は可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は、以下のとおりです。

委員より、第5条に必要な事項は規則で定めるとあるが、規則は申請様式かとの質問に、申請様式ですと答弁がありました。

また、附則に、この条例は令和6年3月31日に効力を失うとあるが、理由は何かの質問に、新過疎法の制定に伴う固定資産税の特例適用期間が令和6年3月31日までとなるため、同日で廃止となりますと答弁がありました。

委員より、情報サービス業を新たに加えているが、昨今の経済事情を考慮した理由からかとの質問に、情報サービス業が新たに追加された理由は、新過疎法に規定されたことによるものと答弁がありました。

次に、議案第76号 長和町公営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての審査結果を報告します。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論を行い、討論なく、採決の結果、全員賛成で議案第76号は可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は、以下のとおりです。

委員より、資料中に平成22年法律第36号とあるが、根拠法令について再度説明をお願いしますと質問があり、農林水産省所管の法律になるが、法改正が行われ、民間における地元木材の利用の促進と脱炭素社会の実現に向けてということで条文が改正されたと説明がありました。

委員より、町も新庁舎やマルシェ黒耀など木材を利用して建設してきたが、公営住宅に限らず一般の個人住宅も含め、町全体の考えとして地元木材の利用を促進していく方針があるのかの質問に対し、これまでも公共施設は地元木材を利用して進めてきた。個人の住宅についてはそれぞれ個人の考えがあると思うが、町長公約にある景観整備計画を策定していく中で、住民の皆さんからそういった御意見があれば、お聞きしながら方針を定めていけばと考えていると答弁がありました。

以上、委員長報告を終わります。

○議長（森田公明君） 委員長報告が終わりました。

日程第4 議案第75号 長和町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、議案第75号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第76号 長和町公営住宅条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、議案第76号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第77号 長和町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
(町長提出)

◎日程第7 議案第78号 長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
(町長提出)

○議長(森田公明君) 次に、日程第6 議案第77号及び日程第7 議案第78号を一括して議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長報告を求めます。

田福社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長(田福光規君) 社会文教常任委員会の審査報告を行います。

社会文教常任委員会は、12月15日に委員会を開催し、今定例会に提案され、委員会付託となりました案件について審査を行いました。議長の指示に従い、順次結果を御報告いたします。

まず、議案第77号 長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑、討論なく採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第78号 長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

報告を終わります。

○議長(森田公明君) 委員長報告が終わりました。

日程第6 議案第77号 長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより、議案第77号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第77号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第78号 長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、議案第78号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第78号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第80号 令和3年度長和町一般会計補正予算（第8号）について
（町長提出）

○議長（森田公明君） 次に、日程第8 議案第80号 令和3年度長和町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とし、審議に付します。

まず、総務経済常任委員会に付託された、議会事務局、総務課、企画財政課、産業振興課及び建設水道課の所管する補正予算について、委員長報告を求めます。

原田総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（原田恵召君） 議案第80号 令和3年度長和町一般会計補正予算（第8号）について、委員長報告をいたします。

各担当課の説明の後、課ごとに質疑応答を行いました。

質疑応答終了後、討論を行い、討論なく、採決の結果、全員賛成で議案第80号は可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は、以下のとおりです。

議会費、総務費、一般管理費については、質疑なし。

次に、消防費、非常備消防費、消防施設費について、委員より、防火水槽はどのような修繕を予定していたのかとの質問に対し、自然水利から水道水利への改修を考えていたが、水利が見つかり防火水槽も使用可能なため見送りとした。委員より、自然水利は維持管理が大変なので、水道水利へ切り替えたほうがよい。また、遠隔地で要望がある場合どのような対応となるのかの質問に、状況の確認及び消防署と協議した上で優先順位を考え、対応していきたいと答弁がありました。委員より、姫木などは水槽も小さく、整備をするよりも配水池を改修したほうが効果的な場合があるため、検討してほしいと要望がありました。

次に、総務費、財産管理費については、質疑なし。

同じく総務費、税務総務費についても、質疑なし。

次に、総務費、総務管理費、企画費について、委員より、地域おこし協力隊活動費の一般消耗品の内訳はの質問に対し、各自の活動に伴い、必要となる消耗品の購入費ですと説明がありました。

販売促進経費も含まれるのかの質問に対し、そういった経費は含まれていませんが、今後、活動の中で必要ということであれば、この中から支出していく可能性があります。実績としては、イベント時における配布用ノベルティやパソコン周辺機器、その他の消耗品などですと答弁がありました。

た。

長期総合計画の印刷費が増えているが、計画は新しくできたのかの質問に対し、令和4年度から8年度まで後期計画を年度内に策定する、その印刷する予定ですと答弁がありました。

新しい実施計画がホームページ等で確認できないかの質問に対し、整い次第、順次公開する予定ですと答弁がありました。

次に、農業委員会費、機構集積支援事業報償費の積算単価はの質問に対し、町の条例単価と同額の1日当たり7,000円ですと答弁がありました。報償費は農業委員に支払うのかの質問に対し、農業委員及び農地利用最適化推進委員ですと答弁がございました。

次に、農林水産業費、林務総務費から、造林費、また林業施設災害復旧費について、委員より、森林造成事業かさ上げ事業について、1割補助という話の上で個人負担が9割ということだと思いが、そのめどは立っているのかの質問に対し、この事業は、森林組合が実施する事業で、県の信州の森林づくり事業による70%補助を受けて実施しています。個人所有者の方と話を進めながら森林の伐採を行い、伐採したアカマツなどをバイオマス発電などに販売し、得た収入を事業費に充て、余剰額を個人所有者の方に還元していたところですが、今年度に入ってからアカマツの価格が下がってしまい、個人所有者の方に負担をしていただかないと事業の実施ができない状態だという連絡がありました。町が1割を負担することで個人所有者の方に負担をいただかなくても実施できるということで、今回計上させていただきましたと答弁がありました。

実施後の植林等の費用はどうなっているのかについて、その費用も含めて計上となっていますと答弁がありました。

実施の場所は、現在町中から見えている滝ノ沢地区の皆伐を行った箇所のことかの質問に対し、そのとおりですと答弁がありました。

森林組合助成金について、森林組合のフォワーダの購入見送りで減額補正と説明をいただいたが、見送りとなった理由は何か。また、来年度以降に再度計上する可能性はどうかの質問に対し、組合で予算の確保が難しくなったことが理由と聞いています。来年度についても購入する予定はないということで、来年度の当初予算にも計上しない方向で進めています。

機材の購入を見送ったことによる町内の伐採など、施業や計画に遅れが生じる可能性はあるかの質問に対し、購入しないと施業が遅れるといった話は聞いておりませんので、町内における影響はないと認識しています。

また、説明にあった災害復旧事業の事業箇所は具体的にどこなのかの質問に対し、林道本沢線の3号箇所及び4号箇所になりますと答弁がありました。

次に、商工費、たかやまスキー場管理費について、委員より、ふれあいの湯源泉ポンプ入替え工事は3年に一度と説明があったが、今回のモーターについては、導入して何年目なのかの質問に対し、平成21年3月にモーターをそれぞれ2台とも新しいものに交換しており、そこから約13年が経過していますと答弁がありました。

源泉ポンプ入替え工事について、経年劣化によるものがほとんどであると推察されるが、数年に1回予算計上するものなのか。また、モーターの耐用年数はどのぐらいかの質問に対し、まず、源泉ポンプの入替え作業については、種々温泉成分等によって変わってまいります。ふれあいの湯につきましては状況を判断して、約3年に一度、引き上げて、オーバーホールして、オーバーホールしたものを入替えしています。

その中で、モーター部分については、平成21年にモーター部分を新しいものに変えている状況であり、今回、引き上げた1台の入替えをお願いするものです。施工業者からの報告により、前回3年前に比べ、モーターに悪影響を及ぼす付着物が多かったと報告がありました。今後、何年もつかは、付着物の状況を見ないと判断できませんが、以前の状況を踏まえ、10年から15年はもつのではないかと考えていますと答弁がありました。

通常ふれあいの湯源泉ポンプ入替え工事は、幾らかかるかの質問に対し、通常約600万円かかりますと答弁がありました。

委託料の観光プロモーション事業業務委託料について説明を聞いたが、下諏訪町と両方で一つの物を作るのか、どのようなもので作成するのか、紙ベースなのか、詳細を聞きたいと質問があり、まず新聞に祝新和田トンネル無料化という形で、紙面にて掲載する予定です。そこに、各企業へ出資を募り、広告を併せ掲載する予定をしています。また、周遊マップについては、両町一体のものを紙媒体で作成し、各道の駅に置ければいいと現状では考えていますと答弁がありました。

事業費の増額はあるか。新聞は1,700ぐらいの世帯、効果がないのではないか。紙媒体だと若い人は見ないのではないか。もっと積極的にプロモーションが必要、来年度予算に計上はあるのかの質問に対し、現状、下諏訪町との打合せの中では、来年度も事業を継続していきたいと考えています。行政間のみではなく、両町の観光協会や観光振興局を巻き込みながら、全体のプロモーションの中で実施したいと考えていますと答弁がありました。

委員より、下諏訪町の方が長和町へ下りてくるメリットを下諏訪町の方に聞いてみると、あまり感じない。長和町から行くのはウキウキすることもあるが、下諏訪町の方が長和町に来て何をするのか、今までプロモーションをしてこなかったのではないか。今後は、コンセプトを考えながらプロモーションをしっかりしてほしいと要望がありました。

次に、農林水産業費、農地費について、長寿命化交付金とは何かの質問に対し、水路や農道の改修工事等に対する交付金ですと答弁がありました。

事業主体は町民という認識でよいかの質問に対し、事業主体は多面的機能保全組織の構成員である町民となりますと答弁がありました。

周知は徹底しているのかの質問に対し、毎年2月に各組織の代表者に対し、研修会を開催しており、交付金に関する説明を行っていますと答弁がありました。

なるべく交付金は活用し、継続して行っていただきたいと要望がありました。

次に、災害復旧費、農業用施設災害復旧費について、各所で応急工事を行っていただいたが、残

っている箇所について継続して工事を行うのかの質問に対し、未復旧箇所については、来年の3月頃をめどに工事が行えるように進めていますの答弁がありました。

単独事業重機等借り上げ料で1,100万円の増額をしているのにもかかわらず、一般単独災害復旧事業費が140万円減額となっているのはなぜかの質問に対し、事業費に応じて一般単独と小災害に振り分けたことにより、一般単独に減額が生じたの答弁がありました。

次に、災害復旧費、土木施設災害復旧費について、民地の測量箇所は具体的にどこかの質問に対し、和田上組の町道山の上1号線と長久保の笠取川の2か所ですの答弁がありました。

大沢線の災害に対する脆弱性の対策は何かの質問に対し、道路側溝が詰まっている状態で大雨が降ったことが原因でありますので、側溝の泥上げや土圧で傷んだ箇所の改修等を行う予定ですの答弁がありました。

災害復旧を工事ではなく重機使用料で支出している理由は何かの質問に対し、廃土等は重機だけで済みますので、工事費ではなく使用料として支出していますの答弁がありました。

以上で報告を終わります。

○議長（森田公明君） 次に、社会文教常任委員会に付託された、町民福祉課、こども・健康推進課及び教育課の所管する補正予算について、委員長報告を求めます。

田福社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（田福光規君） 令和3年度長和町一般会計補正予算（第8号）についてのうち、町民福祉課、こども・健康推進課、教育課が所管する総務費、民生費、衛生費、教育費、農林水産業費及び関係歳入について、審査を行った結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は、以下のとおりであります。

まず、町民福祉課に係る事項です。

福祉係です。委員より、障がい者支援事業費の備品について説明をお願いしますとの質問に対し、備品については、社会福祉協議会で実施している地域支え合いマップを、町の防災マップ、避難行動要支援者情報と照合し、データ化するためのパソコン購入費となりますとの答弁でした。

委員より、長野県後期高齢者医療の負担金が1,000万円を超える減額となっておりますが、要因を把握されているのかという質問に対し、負担金については、令和2年度の事業費、事務費の確定により、繰り越しされた金額が算定されたものです。減額の要因については、受診の状況等によりますが、詳細までは把握しておりませんとの答弁でした。

委員より、敬老祝賀会ですが、2年間実施されていない状況ですが、今後の再開のめど、基準等がありましたら説明をお願いしますとの質問に対し、敬老祝賀会ですが、現在、開催に向けての基準等は定めておりません。コロナの終息、地域の状況を踏まえ判断してまいりたいと思います。また、開催の方法についても、400名の高齢者が飲食をしての状況は、新しい生活様式の中では難

しいと考えておりますとの答弁でした。

委員より、敬老祝賀会を楽しみにしている高齢者もいらっしゃいますので、祝賀会の開催に向けて検討をお願いしますとの要望がありました。

次に、高齢者支援係です。委員より、配食サービスの数はどのぐらい増えているのかとの質問に対し、一般会計分として、当初おかずと御飯両方が月131食、おかずのみが月210食で見込んでいましたが、令和3年度前期の実績では、両方が月138食、おかずのみが月363食と、およそ委託料が1.5倍化している状況ですとの答弁がありました。

委員より、委託業者が変わって対象者が増えたということかの質問に対し、昨年と比べ、対象者や配食数はあまり変わりませんが、一般会計で対象としている課税世帯の利用者が増加したために、今回増額補正をしております。委託事業者の変更については、大きな問題もなく、おおむね順調に移行することができたと考えておりますとの答弁がありました。

委員より、以前、業者の変更で味が落ち、配食数が少なくなったこともあったが、一番配食数が多かった時期と比べて、4月以降の利用状況はどうかという質問に対し、詳細の数字については、今ありませんが、ピークのときに比べると少し減っている状況かと思えます。町の配食サービスのほか、民間のサービス利用ができる状況も要因となっていると考えられますとの答弁がありました。

福祉企業センター係への質疑応答はありませんでした。

次に、生活環境係です。委員より、汚泥再生処理施設の工事について、異物混入を防ぐための施策はあるのかの質問に対し、下水道と異なり、便槽から直接吸い上げるので、どうしても異物が入ってしまう。吸い上げたものを最初に受ける場所が沈殿槽で、その後ろに破砕機がある。施設ができてから沈殿槽の清掃を行ってこなかったが、今回破砕機と併せて清掃を行う。来年度以降においては、定期的に清掃を行いたいと思うとの答弁がありました。

委員より、生ごみ堆肥について、一時期は余っていたと聞いていたが、今現在の利用量はどの程度なのか。また、持っていく人が増えているとのことだが、どうなのかとの質問に対し、現在、堆肥は年間2回のサイクルで、約100トンでできている。そのうち、下水道の脱水汚泥が99%を占めるような比率になっている。生ごみ堆肥については、循環のサイクルの中で、生成量ごく僅かになるため、配布する堆肥にはほとんど含まれていない。出来上がった堆肥は、町民の皆さんに配布しているが、毎年かなりの量が余ってしまっている。そのため、町内の大規模農家さんにお声がけし、出来上がってくる堆肥のほとんどを使っていただけるよう調整しているとの答弁がありました。

委員より、大規模農家への配布が優先なのか、小規模農家が優先なのか、大規模農家のほうに回ってしまうと、一般の方に配布されなくなってしまうのではないのかとの質問に対し、春と秋に町民の方に配布する分は、基本的には取っておくようにしたいと思う。誰にも使われずに余ってしまう分を大規模農家さんに使っていただくように検討しているとの答弁がありました。

委員より、堆肥の成分分析を追加するとのことだが、これまではやってこなかったのかとの質問

に対し、これまでは、成分分析を年に1回行っていたが、先ほどの話のとおり、下水の脱水汚泥と生ごみを用いた堆肥を年2回のサイクルで生成している。人の食べたものを基にしているため、成分結果がその都度変わってくる可能性がある。堆肥にどういった成分が含まれているのか、その都度町民の皆さんに知っていただけるよう成分分析を2回行うこととしたとの答弁がありました。

委員より、町民の方にこの堆肥を使用すれば、どの作物がよく育つなどの情報を示すことができれば、よりよいと思うがどうかとの質問に対し、堆肥の生成を委託している共和加工は、全国で同様の取組を行っており、どのような作物に有効的かと教えていただけるので、次回の配布の際には、そういった情報を町民の皆さんにお示しできるようにしたいと思うとの答弁がありました。

委員より、町内には花壇の数はどれぐらいあるのかとの質問に対し、古町地区に多くがあり、私が把握している中では、六、七団体に花壇整備を実施していただいているとの答弁がありました。

委員より、花壇を管理しているのは、ほとんどが自治会等だと思うが、花の苗の数量は、毎年どう決めているのかの質問に対し、花の苗を作っていた方と協議を行い、数量を決めている。例年、前年度と同様の数量を目安としているので、毎年同じような数量となっている。なお、来年度については、今まで花の苗を作っていた方の方の人数が減ってしまうことから、春の配布をやめて、夏の配布のみを実施させていただくように検討しているとの答弁がありました。

委員より、私の住む四泊・落合自治会においても花の苗を頂いているが、元年度災害の影響により花壇が小さくなってしまったため、前年度の数量だと余ってしまう。来年度の数量について相談させてほしいとの要望が出されました。

委員より、ごみ手数料が増額となっているが、ごみの量は前年より増えているのかとの質問に対し、今回補正していただく中には、ある程度量がたまらないと処分できないごみが含まれており、前年度から回収していた町内での不法投棄物と今年度の回収分と合わせて処分を行うことにしている。そのため、ごみの全体量が増えたといったことではないとの答弁がありました。

委員より、春の花苗の配布がなくなってしまうかの質問に対し、花苗を作っただけの方がお一人になってしまったため、今までのようには作れないとお話を頂いている。花の苗を他の場所から購入する場合、単価が非常に高くなってしまうこともあるため、現段階では夏の配布のみとさせていただきたいと思うとの答弁がありました。

次に、こども・健康推進課に係る事項です。

子育て支援係、保育園です。委員より、保育園の需用費について減額しているが、足りているということなのか。足りているならいいが、無理して削っているようなら、ぜひ子供たちのために使ってもらいたいとの質問に対し、今回の補正組替え分は対応できるとの答弁がありました。

委員より、令和4年度からの法改正ということだが、システム改修は今すぐ今年度中にやらなければならないのかとの質問に対し、準備のためのシステム改修費用である。来年4年4月から対応するために、今年度中には整備しておくことが必要となるとの答弁がありました。

健康づくり係への質疑応答はありませんでした。

次に、教育課に係る事項です。

社会教育係です。委員より、例年は文化祭に出展いただく団体などに補助をしていたが、中止の場合、補助はどうするのかとの質問に対し、昨年も文化祭は中止でしたが、活動補助をいたしました。今年度も補助を行う予定ですとの答弁がありました。

委員より、新型コロナ感染に関連して各団体の現在の活動状況は把握しているかとの質問に対し、団体ごと全部は把握しておりませんが、現在活動している団体、休止中の団体両方がありますとの答弁がありました。

委員より、中止で減額をしたスポーツ講演会は、講演者を誰で予定したかとの質問に対し、松山三四郎氏をお招きする予定でしたとの答弁がありました。

委員より、文化祭中止に伴い、希望団体については役場1階ロビーに展示会などを行っている。今回文化祭予算の全額完全に減額したのか。全額でない場合、内訳を教示願いたいとの質問に対し、当日の講師謝礼及び会場での消耗品費は、全額減といたしました。出品者等への記念品代は当初予算額14万6,000円のうち、10万円を減額いたしました。残4万6,000円で、今回の展示団体等に記念品を考えておりますとの答弁がありました。

委員より、原公民館のアスベスト調査を行い、建替えを予定しているということだが、今後公民館を含めた施設の統合なども進めていく必要があると思うが、どのように考えているかの質問に対し、所管する公民館や体育施設等のあり方については、今後見直しを進めていく必要があると認識しております。その上で特に公民館や集会施設については地元との協議を十分に行い進めていく必要があると考えておりますとの答弁がありました。

次に、文化財係です。委員より、中山道を歩くのに支障はないのか。来年度に補助事業で復旧するのかとの質問に対し、大雨の後に地元ボランティアの和田宿おてんまの会の皆さんに作業に入ってもらい、危なくないように歩けるようにはなっています。国庫文化財補助事業の災害復旧工事により復旧を行っていきますとの答弁がありました。

委員より、渡英事業の中止により国際交流事業の財源となる助成金を返還するということであるが、その助成金を次年度の事業に回していただくことはできないのかとの質問に対し、自治体国際化協会より採択された助成金については、繰越し制度がありません。事業の内容自体については高い評価を頂いているので、令和4年度の事業として再度申請していく考えですとの答弁がありました。

次に、人権男女共同参画係です。PCB使用機器の検査及び処分について、今回コンデンサのみ交換するとあるが、理由は何か。変圧器は交換しないのかとの質問に対し、PCB濃度の検査をすると、コンデンサに穴を開けるため使用できなくなるので、新しいものに交換する必要があります。変圧器については、検査後も使用できるのでそのまま使用します。なお、処分の期限につきましては、高濃度製品については令和4年3月末、低濃度製品については令和9年3月末となっていますとの答弁がありました。

議案第 80 号 令和 3 年度長和町一般会計補正予算（第 8 号）についての報告は、以上であります。

○議長（森田公明君） 委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、議案第 80 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第 80 号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第 81 号 令和 3 年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）について

（町長提出）

◎日程第 10 議案第 82 号 令和 3 年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

（町長提出）

◎日程第 11 議案第 83 号 令和 3 年度長和町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

（町長提出）

○議長（森田公明君） 次に、日程第 9 議案第 81 号から日程第 11 議案第 83 号までを一括して議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長報告を求めます。

田福社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（田福光規君） 議案第 81 号 令和 3 年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は、以下のとおりであります。

まず、保険係です。国保標準化システムの導入には、国の財政措置があるとのことだが、導入後のシステム障害等にも国の財政措置はあるのかとの質問に対し、国のデジタルトランスフォーメーションの推進により、自治体の全ての基幹系システムは、今後、標準化システムを導入することに

なります。まずは国保標準化システムの導入ということで、その導入費用については国の財政措置がされるということでありますが、導入後のシステムの不具合などについては、例えば制度改正によるシステム改修であれば国の負担、システムの使い方の問題によるものであれば、町の負担というように、原因によるのではないかと考えていますとの答弁がありました。

委員より、被保険者へのマイナンバーカードの普及推進による増額補正があったが、町のマイナンバーカードの普及状況や、普及のための取組についてお聞きしたいとの質問に対し、町のマイナンバー普及率は、今年2月の約15%から、現在は約33%と増えている状況にありますが、全国平均と比べると、若干少ない数値となっています。町としては、様々な媒体を使った広報や、時間延長・開庁日以外の申請交付、高齢者の方には御自宅に伺っての交付申請などに取り組んでいます。今回はマイナンバーカードが医療保険の保険証の代わりになるというメリットも含めて、保険係からも普及促進の広報をするものですとの答弁がありました。

次に、議案第82号 令和3年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第83号 令和3年度長和町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は以下のとおりであります。

委員より、給付費の増減については、在宅サービスが減り、施設サービスが増えているという理解でよいかの質問に対し、第8期介護保険計画においても、高齢者世帯や独居世帯の増加により、在宅サービスの減少と施設サービスの増加を予想していましたが、在宅サービスについては、昨年続き、新型コロナウイルス感染症により、サービス利用を控えている方もいるのではないかと推察していますとの答弁がありました。

委員より、介護サービスを必要とする方に、満遍なくサービスが提供されているかとの質問に対し、施設サービスは入所待ちなどがあるかと思いますが、短期入所の利用などに適正なサービスは提供されていると考えていますとの答弁がありました。

以上で報告を終わります。

○議長（森田公明君） 委員長報告が終わりました。

日程第9 議案第81号 令和3年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより、議案第81号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第81号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10 議案第82号 令和3年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

議案第82号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第82号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11 議案第83号 令和3年度長和町介護保険特別会計補正予算(第2号)についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) これより、議案第83号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第83号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第84号 令和3年度長和町観光施設事業特別会計補正予算(第2号)について

(町長提出)

○議長(森田公明君) 次に、日程第12 議案第84号 令和3年度長和町観光施設事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長報告を求めます。

原田総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長(原田恵召君) 委員長報告をいたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論を行い、討論なく、採決の結果、全員賛成で議案第84号は可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は以下のとおりです。

委員より、美し松ハイランド別荘地で発生した建物収去土地明渡し請求事件の詳細を教えてくださいとの質問に対し、現在、当事者は入院しており、土地及び建物の所有者である父親を相手として、令和2年7月に提訴しました。係争する中で建物の滅失、建物の滅失登記、賃借権抹消登記の全てが完了したことから、相手とは和解という形で事件を終結しましたと報告がありました。

当該区画の現状について教えてくださいの質問に対しては、現在は更地となり、入院している当事者やその親族と、長和町及び美し松ハイランド別荘地とのつながりは、一切なくなりましたと答弁がありました。

委員より、弁護士への謝礼金について、当該予算では今回の補正額よりも多く計上されていたと思うが、さらに補正する理由は何かの質問に対し、美し松ハイランド別荘地のほかに、学者村第4期でも係争案件が発生し、その事件にも対応するため増額補正しましたの答弁がありました。

令和3年度より消防協力金を徴収しないとのことだが、理由は何かの質問に対し、総務課より指示がありましたので減額いたしました。詳細につきましては、総務課防災担当に御確認くださいとの答弁がございました。

委員より、財産区土地使用料に関する覚書について説明してほしいとの質問があり、この覚書についてですが、毎年定額として、古町・長久保財産区へお支払いしていた財産区土地使用料について、お客様から納入いただいている土地賃借料の総額よりも多い金額を両財産区様へ支払っております。解約等の増加により観光施設事業特別会計が逼迫する中で、直営別荘地経営委員会、また各財産区と度重なる勉強会を行い、古町・長久保財産区の御理解を頂き、前年度徴収しました土地賃借料のみをお支払いするという覚書を取り交わすことができましたの答弁がありました。

委員より、滞納分の土地賃借料については、どのような取扱いをしているのかの質問に対し、覚書を取り交わしてから、両財産区の事務局とともに滞納整理を実施しており、内容としましては、別荘管理費及び土地賃借料を滞納する者については、別荘係が中心となり、また地代のみを滞納する者につきましては、財産区事務局が中心となり整理を進めておりますの答弁がございました。

報告を終わります。

○議長（森田公明君） 委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

小川議員。

○8番（小川純夫君） 今、御報告の9ページの下から2番目でしょうか。質問に対して、担当に聞けということだけですけれども、その後、お聞きになったのか、あるいはそのままなのか。これでは何を聞いたか分かりません。

○議長（森田公明君） 原田委員長。

○総務経済常任委員長（原田恵召君） 消防協力費は徴収しないということになっておりますので、そのとおりとなっております。

○議長（森田公明君） よろしいでしょうか。ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、議案第84号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第84号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第85号 上田地域定住自立圏形成に関する協定の変更について

（町長提出）

○議長（森田公明君） 次に、日程第13 議案第85号 上田地域定住自立圏形成に関する協定の変更についてを議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長報告を求めます。

原田総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（原田恵召君） 議案第85号について、委員長報告をいたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論を行い、討論なく、採決の結果、全員賛成で議案第85号は可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は、以下のとおりです。

委員より、共生ビジョンについては議会に説明してほしいと要望したが、予定はどうかの質問に対し、議長とも相談し、来年に入り資料等が整備でき次第、実施する予定ですの答弁がありました。

委員より、第2次共生ビジョンに関する協定は、いつ行ったのかの質問に対し、平成29年2月7日ですの答弁がありました。

以上で報告を終わります。

○議長（森田公明君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、議案第85号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。委員長

報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第85号は委員長報告のとおり可決されました。
ここで、10時45分まで休憩いたします。

休 憩 午前10時35分

再 開 午前10時45分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここで、お諮りいたします。お手元に配付のとおり、町長から追加案件が提出されております。
この際、これを日程に追加し、議題としたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎日程第1 議案第86号 令和3年度長和町一般会計補正予算（第9号）について
(町長提出)

◎日程第2 議案第87号 令和2年度（繰越）長和町地域共生社会実現のためのコミュニティ施設整備事業古町コミュニティ施設建築主体工事
請負契約の締結について
(町長提出)

◎日程第3 議案第88号 令和2年度（繰越）長和町地域共生社会実現のためのコミュニティ施設整備事業古町コミュニティ施設機械整備工事
請負契約の締結について
(町長提出)

○議長（森田公明君） 追加議事日程第1 議案第86号 令和3年度長和町一般会計補正予算（第9号）についてから、日程第3 議案第88号 令和2年度（繰越）長和町地域共生社会実現のためのコミュニティ施設整備事業古町コミュニティ施設機械設備工事請負契約の締結についてまでを一括して上程いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 本議会に追加議案として提案をさせていただきました補正予算1件、契約案件2件について、御説明を申し上げます。

まず、議案第86号 令和3年度長和町一般会計補正予算（第9号）につきまして、主な内容を説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、先般、議会全員協議会におきまして御相談を申しあげました福祉灯油助成事業に関わる経費 1, 180 万円と、12 月定例議会の初日に即決して可決をいただきました18 歳未満の子供を対象に支給する新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯への臨時特別給付金給付事業につきまして、政府の方針が二転三転する中で、10 万円の現金を一括で給付することも自治体の判断により可能と指針が示されたことから、当町におきましても、もう5 万円をプラスし、10 万円を現金給付することと決め、急遽、給付に関わる経費 2, 354 万 8, 000 円をそれぞれ歳入歳出ともに増額をいたしまして、総額で 64 億 5, 261 万 8, 000 円とするものでございます。

次に、議案第 87 号、88 号につきましては、令和 2 年度（繰越）長和町地域共生社会実現のためのコミュニティ施設整備事業古町コミュニティ施設の建築主体工事及び機械設備工事の請負契約の締結について、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

以上、追加議案として提案をさせていただきました議案について概要のみ説明させていただきましたが、詳細につきましては、御審議の際、担当課長より説明を申し上げますので、原案を御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（森田公明君） 提案理由の説明を終わります。

ただいま追加した議案は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により委員会への付託を省略し、本日審議し、即決といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、追加した議案は本日即決とすることに決定いたしました。

日程第 1 議案第 86 号 令和 3 年度長和町一般会計補正予算（第 9 号）についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） それでは、議案書の 2 ページになりますので、御覧いただきたいと思えます。

1 枚、おめくりいただきまして、議案第 86 号 令和 3 年度長和町一般会計補正予算（第 9 号）につきまして、御説明を申し上げます。

歳入歳出の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に 4, 534 万 8, 000 円を追加いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ 64 億 5, 261 万 8, 000 円とするものでございます。

内容につきましては、7 ページになります。

歳入につきましては、民生費国庫補助金、子育て世代の臨時特別給付金給付事業補助金に関する補正で 3, 354 万 8, 000 円、福祉灯油助成事業の財源といたしまして、財政調整基金繰入金で 1, 180 万円、それぞれ増額補正するものでございます。

次に、歳出でございますが、8ページになります。

それぞれの事業につきましては、議会全員協議会におきまして御相談を申しあげました案件でございます。民生費の社会福祉総務費では、福祉灯油助成事業に関わる助成金及び事務経費として、1,180万円増額計上させていただきました。

児童運営費でございますけれども、先ほど提案理由の説明並びに議会全員協議会でもございましたけれども、本事業に関する国の指針を受けての補正予算となり、12月から1月にかけて、18歳未満の子供を対象に給付する臨時特別給付金を10万円給付することから、先般5万円の給付事業について議決いただきました補正予算の不足分として給付金及び事務経費として3,354万8,000円を増額計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

小川議員。

○8番（小川純夫君） どなたもそうなんですけど、説明の際に、議会全員協議会というふうなことをおっしゃいますけど、これは本会議と関係ないことなので、その説明は省いていただきます。

次に、当該世帯数でいくと、何件ぐらいなのか。それから該当する18歳未満の児童は何人ぐらいなのかをお聞きしたい。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） 子育て臨時特別給付金についてということで、お答えをさせていただきますと思います。

児童手当の要するに15歳以下の給付対象世帯につきましては、現時点で263世帯ということでございます。また対象については、502名というふうに考えております。

また、それ以上ですけれども、こちらの申請にもよるんですけれども、対象は一応111世帯、ニーズについては、170名というふうに考えております。

以上です。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 福祉灯油助成事業につきまして、想定をしている世帯につきましては、1,150世帯を想定しております。

以上です。

○議長（森田公明君） よろしいでしょうか。ほかにございますか。

原田議員。

○7番（原田恵召君） 5万円なのか、10万円なのかにつきましては、10万円になってよかったなというふうに思いますし、昨日、議会が終わってれば、こうならなかったわけでございますので、もし5万で国からお金が来るんだったら、それこそ臨時議会でも開いてもらいたいなと思っ

ていたところで、できてよかったなというふうな率直な思いでございます。

福祉灯油についてなんですけど、今後の進め方として、いつからスタートするのかというと、助成金になっているんですけれども、これどういうやり方、県なのか、お金を実際にやり取りするのか、いつから始まってどういう仕組みで進めるのか、お願いします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 進め方につきましては、今現在、議決をこれからいただくわけですが、一応準備を進めておりまして、新年明けて申請書等の配付を対象世帯に配付をさせていただきます。

それに基づきまして申請をしていただいた上で、その申請内容を審査させていただき、順次、指定口座へ1万円の振込をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 1万円の振込で、それ以上を使っても、それ以下でも町はタッチしないということですかね。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 今回の事業につきましては、生活困窮世帯を対象にしまして、原油価格高騰によります福祉灯油というふうに銘打っておりますけど、原油価格高騰によりまして、灯油に限らず様々な生活で負担増となっているところへの支援というふうに考えておりますので、冬期間の灯油代が1万円で終わるとはちょっと思っておりませんが、その一部となれば、燃料の一部となればというふうに考えております。

○議長（森田公明君） よろしいでしょうか。ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、議案第86号を採決いたします。議案第86号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第2 議案第87号 令和2年度（繰越）長和町地域共生社会実現のためのコミュニティ施設整備事業古町コミュニティ施設建築主体工事請負契約の締結についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） それでは、議案書の3—1ページをお願いいたします。

議案第87号 令和2年度（繰越）長和町地域共生社会実現のためのコミュニティ施設整備事業古町コミュニティ施設建築主体工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

工事名でございますけれども、令和2年度（繰越）長和町地域共生社会実現のためのコミュニティ施設整備事業古町コミュニティ施設建築主体工事でございます。

契約の金額でございますけれども、2億5,718万円でございます。

契約の相手ですが、守谷・小林木材特定建設工事共同企業体でございます。

契約の方法でございますが、指名競争入札でございます。

3—2ページの仮契約書を御覧いただきたいと思っております。

工期につきましては、令和4年3月31日までとなっております。

史跡の発掘調査に伴う交付金の事故繰越しの変更承認を待ってからの入札だったため、工期の延長を変更契約をいたしまして、竣工予定につきましては、令和4年の7月の予定でございます。

3—4ページには、入札の経過調書を添付してございます。12月の13日に入札を行いまして、記載のとおり経過で落札したものでございます。

落札率でございますが、99.7%となっております。

説明につきましては、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

原田議員。

○7番（原田恵召君） この後に設備が出てくるんですが、財源が知りたいので、今の交付金、補助金があるのか、あと一般財源がどのぐらいなのか、起債なりそういう内容を知りたいので、お願いいたします。

○議長（森田公明君） 中原教育課長。

○教育課長（中原良雄君） それでは、財源につきまして、私のほうから説明させていただきたいと思っております。

予算額で御説明させていただきますが、まずコミュニティ施設の工事に当たりまして、地方創生拠点整備交付金を活用してございます。総事業費のうち、地方創生の交付金であります、約2億9,000万活用させていただく予定でございます。

そのほか、同じく地方創生の効果促進事業ということで、2,486万円活用する予定でございます。――すみません。今、申し上げたのが、その地方創生の対象となる経費でございます、そのうち実際に交付金が1億4,876万5,000円、効果促進が3,307万円、それから一般補助施設整備等事業債、補正予算債が1億8,180万円、一般財源が3万5,000円となって

おります。

以上です。

○議長（森田公明君） よろしいでしょうか。

原田議員。

○7番（原田恵召君） 設備はまた後で聞きますので、今の話で一般財源はほとんど使わないでできるという、そういう見込みということでよいのかということ、その一般云々の何とか債というのがあったんですけど、その1億8,000万のこの公債は、実際には幾らきて、幾ら返さなきゃいけないということなのか、お願いします。

○議長（森田公明君） 藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） 交付税の算定率につきましては、5割ということになってございます。

以上です。

○議長（森田公明君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、議案第87号を採決いたします。議案第87号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3 議案第88号 令和2年度（繰越）長和町地域共生社会実現のためのコミュニティ施設整備事業古町コミュニティ施設機械設備工事請負契約の締結についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） それでは、議案書の4—1ページをお願いいたします。

議案第88号 令和2年度（繰越）長和町地域共生社会実現のためのコミュニティ施設整備事業古町コミュニティ施設機械設備工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

工事名でありますが、令和2年度（繰越）長和町地域共生社会実現のためのコミュニティ施設整備事業古町コミュニティ施設機械設備工事でございます。

契約の金額につきましては、5,148万円でございます。

契約の相手ですが、有限会社長門興業でございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札でございます。

4—2 ページの仮契約書を御覧ください。

工期は、令和4年3月31日まででございますけれども、先ほどと同様でございます、竣工予定につきましては、令和4年7月の予定ということでございます。

4—3 ページにつきましては、入札の経過書を添付してございます。

12月13日に入札を行いまして、記載のとおり経過で落札したものでございます。

落札率であります、99.08%となっております。

説明につきましては、以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

原田議員。

○7番（原田恵召君） 先ほどと同様に財源内訳をお願いします。

○議長（森田公明君） 中原教育課長。

○教育課長（中原良雄君） 財源内訳でございますけれども、先ほど申し上げました金額の中に設備工事も入っております、先ほど申し上げたのが、設備工事、それから建築の本体工事、また議決案件ではないんですが、Wi-Fiの環境整備工事というのも合わせて行うわけでございますが、その3つの事業費を合わせたのが、先ほどの財源内訳でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（森田公明君） よろしいでしょうか。ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、議案第88号を採決いたします。議案第88号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

休 憩 午前11時15分

再 開 午前11時21分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここで、お諮りいたします。ただいまお手元に配付のとおり、町長及び議員から追加案件が提出

されております。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

ただいま追加した議案は、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、本日審議し、即決といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 異議なしと認め、追加した議案は本日即決とすることに決定いたしました。

◎日程第1 議案第89号 副町長の選任につき同意を求めることについて

(町長提出)

◎日程第2 選挙管理委員及び補充員の選挙について

○議長(森田公明君) それでは、追加議事日程第1及び日程第2を一括した上程いたします。

日程第1 議案第89号 副町長の選任につき同意を求めることについてを議題とし、審議に付します。

ここで、高見沢副町長の退席を求めます。

(高見沢副町長退席)

○議長(森田公明君) 提案理由の説明を求めます。

羽田町長。

○町長(羽田健一郎君) 長和町副町長の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

現副町長であります高見沢高明氏は、令和3年12月21日付をもちまして任期満了となりますが、引き続き、高見沢高明氏を副町長として選任したいので、議会の同意をお願いするものであります。

御存じのように、高見沢副町長を選任してからの4年間は、令和元年の台風19号や、今年のお盆の大雨など、頻発する自然災害や全世界に影響を与えている新型コロナウイルス感染症への対策など、緊急に迅速な対応を求められる事案が相次ぎました。そのような中で動じることなく、的確で緻密な判断をし、災害対策時の中心となって町民の命と安全を守ってきていただきました。

また、人格・識見におきましても、長年培われた経験の下、町の行政に尽力を頂いております。したがって、引き続き、副町長として同意を賜りたく御提案を申し上げる次第でございます。ひとつよろしく御審議の上、御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(森田公明君) 本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第89号を採決いたします。議案第89号について同意することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第89号は同意されました。

ここで、高見沢副町長の入室を認めます。

（高見沢副町長着席）

○議長（森田公明君） それでは、ただいま同意されました高見沢副町長より自席から挨拶をお願いいたします。

高見沢副町長。

○副町長（高見沢高明君） それでは、議長から発言の機会を頂きましたので、一言御挨拶を申し上げます。

思い返せば、平成29年の12月21日、この場において副町長の選任議案を御承認いただきまして、同意を頂き、この場のときに私はその職責の重さに身が引き締まる思いだということ述べてさせていただきました。

果たして4年たった今、そのことを振り返りますと、その4年間、本当にしっかりと務めてこれたかということで、毎日とは言いませんが、事あるごとに自問自答をしてまいりました。

また、本日、4年たった今におきましても、ただいまの御同意を賜りまして誠にありがとうございます。その思いは変わらず、この4年間、また新たに重責を担うということで、身の引き締まる思いであります。

もとより微力ではありますが、羽田町長が「しあわせ長和町」を掲げ、それに向けての町政運営というようなことでありますので、それに向けて職員とともに、施策実現に向け姿勢をただし、誠心誠意取り組む所存でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

加えて、御案内のとおり、羽田町長は、長野県町村会の会長として、全国町村会の副会長として現在その職を務めておられます。コロナ禍でウェブ会議が大分進んではきましたが、町を離れることがあるかと思えます。町長が安心して勇壮果敢に活動できますよう、一日一生の思いでこの副町長の職を果たしてまいりたいというふうに思っていますので、議員皆様には、これまで以上に御指導、御支援をお願い申し上げます。簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（森田公明君） 次に、日程第2、選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 異議なしと認め、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 異議なしと認め、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には、丸山高裕さん、黒澤吉助さん、宮谷 昇さん、宮下清志さんの以上の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 異議なしと認め、ただいま指名いたしました丸山高裕さん、黒澤吉助さん、宮谷 昇さん、宮下清志さん、以上の方が選挙管理委員に当選いたしました。

次に、選挙管理委員補充員には、西依清治さん、所 光利さん、柳澤孝一さん、羽田作衛さん、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。議長がただいま指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 異議なしと認め、ただいま指名いたしました西依清治さん、所 光利さん、柳澤孝一さん、羽田作衛さん、以上の方が選挙管理委員の補充員に当選されました。

◎日程第3 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について

◎日程第4 総務経済常任委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について

◎日程第5 社会文教常任委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について

◎日程第6 広報常任委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について

◎日程第7 議会改革検討特別委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について

○議長(森田公明君) 次に、日程第3 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について、日程第4 総務経済常任委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について、日程第5 社会文教常任委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について、日程第6 広報常任委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について、日程第7 議会改革検討特別委員会の閉会中の所掌事務の継続調査についてまでを一括して議題といたします。

それぞれの委員長からお手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(森田公明君) 以上で、本12月定例会に提出されました案件は、全て終了いたしました。よって、令和3年12月長和町議会第4回定例会を閉会といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 異議なしと認め、令和3年12月長和町議会第4回定例会を閉会といたします。

閉 会 午前11時32分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

長和町議会議長 森 田 公 明

長和町議会議員 龍 野 一 幸

長和町議会議員 原 田 恵 召

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

長和町議会議長

長和町議会議員

長和町議会議員